

給油取扱所の位置、構造及び設備の基準

第1	給油取扱所の区分	令17
----	----------	-----

1 定義

専ら給油設備によって※自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所及び給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するための危険物を取り扱うほか、次に掲げる作業を行う取扱所

(政令第3条第1号)

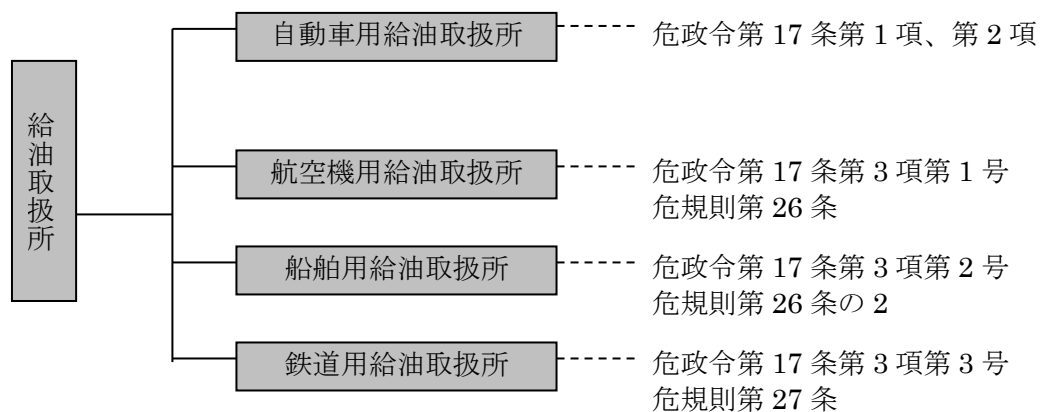
- (1) 給油設備からガソリン容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定された容量4000 L以下のタンク(容量2000 Lを超えるタンクにあつては、その内部を2000 L以下ごとに仕切ったものに限る。(2)において同じ。)に注入する作業 (政令第3条第1号イ)
- (2) 固定した注油設備から灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4000 L以下のタンクに注入する作業 (政令第3条第1号ロ)

※ 自動車等には自動車、航空機、船舶及び鉄道又は軌道によって運行する車両のほか、可搬形発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するもの全てが該当する。
(令和5年3月24日消防危第63号)

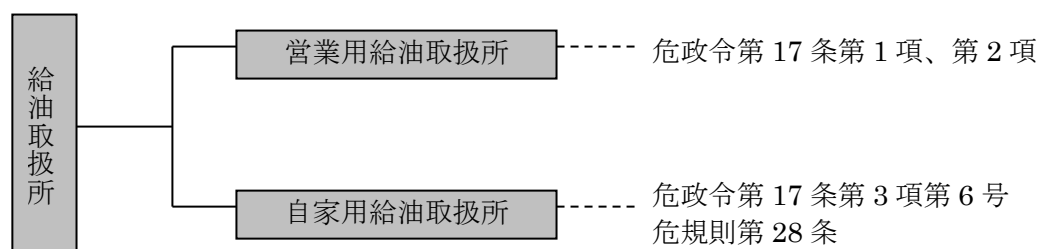
2 区分

給油取扱所は、その用途、構造、設備等により、次のように区分される。

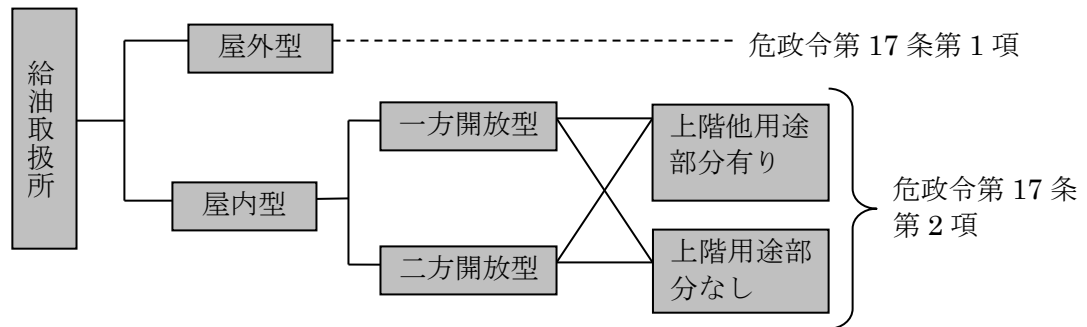
- (1) 給油の対象となる自動車等による区分 (**)



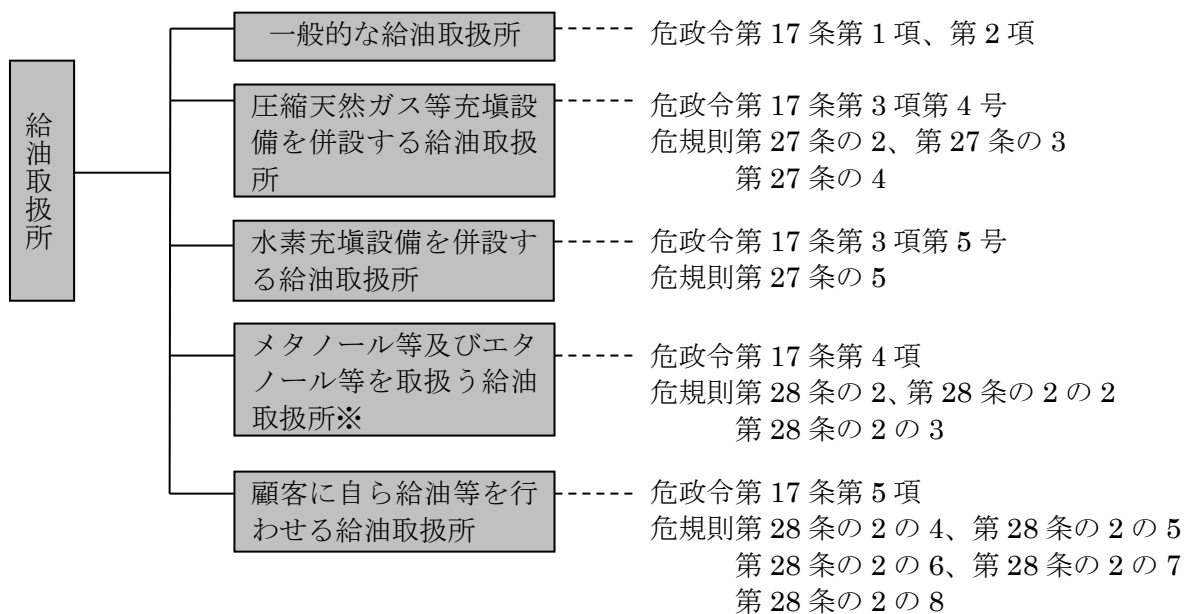
- (2) 給油取扱所の利用形態による区分



(3) 給油取扱所の構造による区分



(4) 給油設備等による区分



※ETBEを含有したガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用について

- ① バイオエタノールの一種であるETBE（エチルターシャリーブチルエーテル）をガソリンに混合したものは、令第17条第4項に規定するエタノールを含有するものには含まれないものである。「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格に適合し、販売されているETBEを含有したガソリンについては、第四類第一石油類（消防法別表第一備考第十二号のガソリン）に該当するものであること。
- ② 給油取扱所においてETBEを含有したガソリンの貯蔵・取扱いを行う場合には、通常のガソリンと同様の技術上の基準によるものとする。

（平成20年3月24日消防危第45号）

[屋外営業用給油取扱所]

第1	給油設備	令17-1-1
----	------	---------

給油設備は、ポンプ機器及びホース機器からなる固定された給油設備（以下「固定給油設備」という。）とすること。
(政令第17条第1項第1号抜粋)

[屋外営業用給油取扱所]

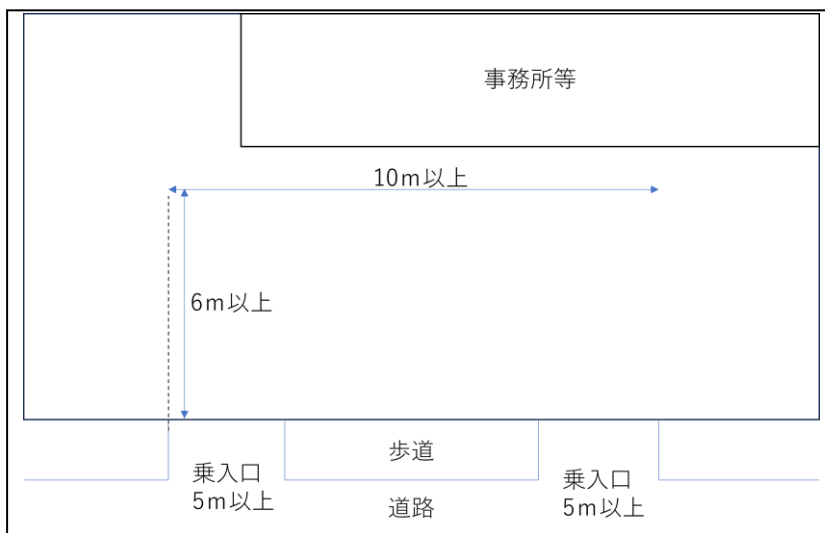
第2	給 油 空 地	令 17-1-2
----	---------	----------

1 基本的機能

固定給油設備のうちホース機器の周囲（懸垂式の固定給油設備にあつては、ホース機器の下方）に、自動車等に直接給油し、及び給油を受ける自動車等が出入りするための、間口10m以上、奥行6m以上の空地で総務省令（規則第24条の14）で定めるもの（以下「給油空地」という。）を保有すること。
 （政令第17条第1項第2号抜粋）

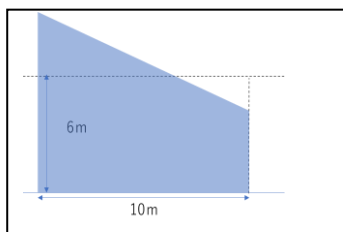
固定給油設備の配置、給油を受ける自動車等の大きさ、車両の動線等を考慮して判断すべきものであること。なお、給油空地には、間口10m以上、奥行6m以上の矩形部分が含まれている必要があること。
 （平成18年5月10日消防危第113号）

次に示す点線部分（間口10m奥行6mの矩形を示す。）は取扱所に必要な最低の給油空地を示す。

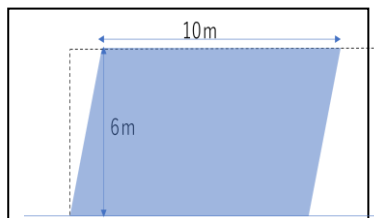


間口10m以上、奥行6m以上の矩形部分が確保されていない例

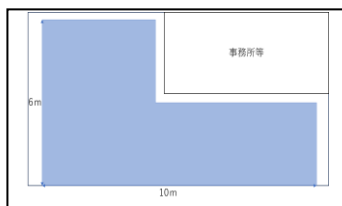
奥行の不足



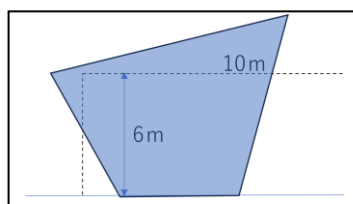
政令第17条第1項第2号に規定する矩形が内在しない



間口、奥行の不足



間口の不足



2 出入口

給油空地は、自動車等が安全かつ円滑に出入りすることができる幅で道路に面していること。
(規則第24条の14第1号)

道路に面する側の幅は、連続して10m以上であること。なお、出入口が分割して設けられる場合等、給油空地の道路に面する側の幅が、連続して10m以上確保できない場合は、政令23条の基準の特例が必要であり、その運用にあつては、「5 給油空地の特例」によること。
(平成18年5月10日消防危第113号抜粋)

3 通行できる広さ

自動車等が当該空地からはみ出さずに安全かつ円滑に通行することができる広さを有すること
(規則第24条の14第2号)

「安全かつ円滑に通行することができる」ため、すれ違い時の車両間に十分な間隔が確保される必要があること。
(平成18年5月10日消防危第113号)

4 給油を受けることができる広さ

自動車等が当該空地からはみ出さずに安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。
(規則第24条の14第3号)

- (1) 自動車等を包含するように保有されている必要があること。
- (2) 「安全かつ円滑に給油を受けることができる」ため、自動車等の周囲に給油作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

(平成18年5月10日消防危第113号)

5 給油空地の特例

(1) 給油空地及び乗り入れ部について

乗り入れ部の幅員等については、昭和45年5月4日消防予第81号通達により運用しているものであるが、道路構造例を一部改正する政令により新たな歩道等の整備や既存の歩道等の拡幅が推進され、今後給油取扱所の間口と乗り入れ部を同一のものとして確保できなくなる場合について、次の事項を満足する場合は、別添図に示す給油空地について令第23条を適用し、認めて差し支えないものとする。

- ① 給油空地は、間口（主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一边の長さ）を10メートル以上とし、奥行きを6メートル以上とすること。
- ② 乗り入れ部は、車両の出入りが円滑にできる幅を確保すること。
- ③ 給油取扱所における火災等災害の発生時に、給油取扱所内へ顧客が誤って進入しないため、また、給油取扱所内の顧客を迅速に退出させるため、主たる乗り入れ部と給油空地とは相互に十分見通せる位置関係とすること。

(2) 乗り入れ部の車両の出入りが円滑にできる幅について

歩道等の拡幅推進により乗り入れ部が一方方向で10メートル、又は二方向で各5メートルが確保できない場合については、その幅は給油取扱所の使用形態あるいは乗り入れ部と給油空地との位置関係により異なるが、当該給油取扱所で通常乗り入れの最大幅員の車両を想定して出入りが円滑にできる幅を確保すること。

(平成13年11月21日 消防危第127号通知)

(平成14年 3月25日 堺消本危第209号運用) (***)

給油空地の例示

(凡例)

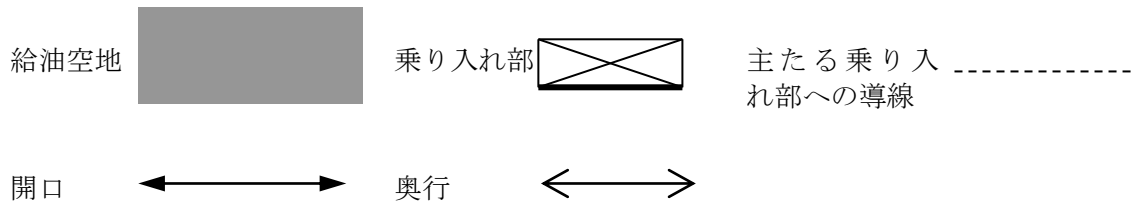


図 1

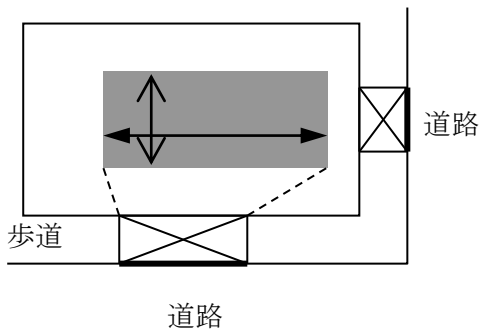


図 2

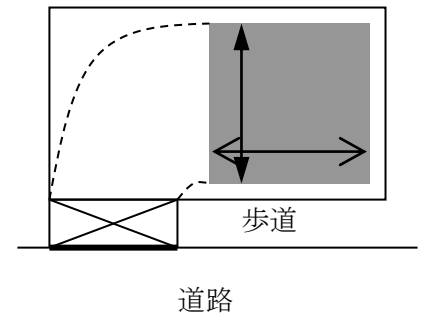


図 3

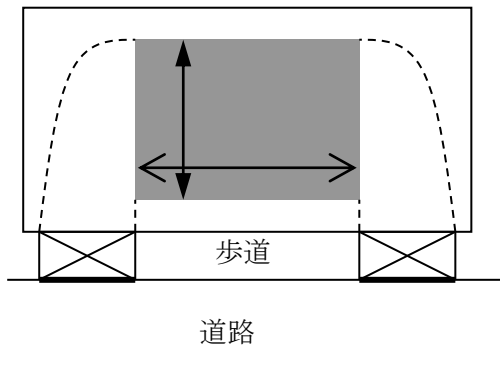


図 4

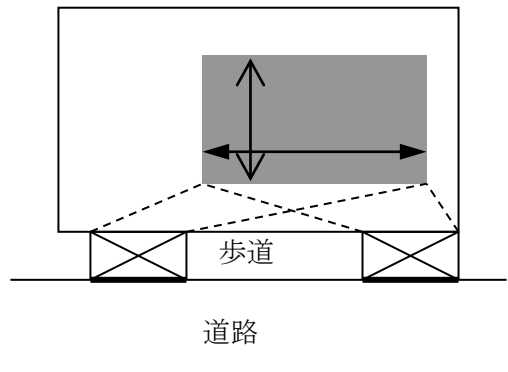


図 5

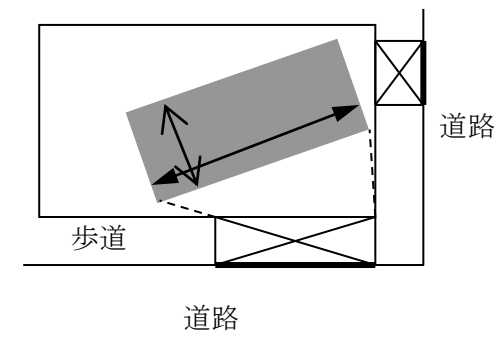
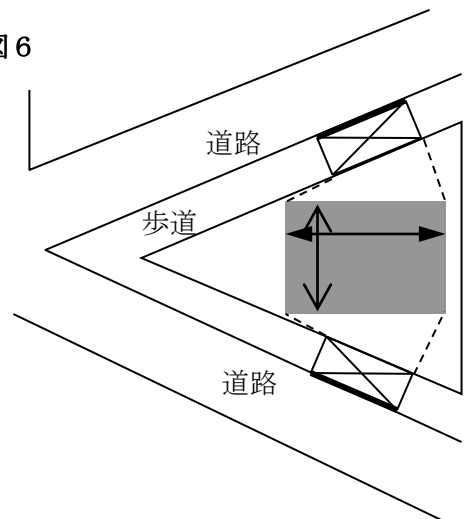


図 6



第3	注 油 空 地	令17-1-3
----	---------	---------

1 基本的機能

給油取扱所に灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000ℓ以下のタンク（容量2,000ℓを超えるタンクにあっては、その内部を2,000ℓ以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入するための固定された注油設備（ポンプ機器及びホース機器からなるものをいう。以下「固定注油設備」という。）を設ける場合は、固定注油設備のうちホース機器の周囲（懸垂式の固定注油設備にあっては、ホース機器の下方）に、灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定されたタンクに注入するための空地で総務省令（規則第24条の15）で定めるもの（以下「注油空地」という。）を給油空地以外の場所に保有すること。
（政令第17条第1項第3号抜粋）

固定注油設備の配置、容器の置き場所、注油を受けるためのタンクを固定した車両（移動タンク貯蔵所及び指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを固定した車両（以下「移動タンク貯蔵所等」という。））の停車位置を考慮して判断すべきものであること。
（平成18年5月10日消防危第113号）

2 容器に詰め替えることができる広さ

灯油又は軽油を容器に詰め替えるための固定注油設備には、容器を安全におくことができ、かつ、当該容器に灯油又は軽油を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さを有する空地を設けること。
（規則第24条の15第1号抜粋）

なお、当該空地については、次の点に留意すること。

- (1) 容器を包含するように保有されている必要があること。
- (2) 容器を安全に置くための台等を設ける場合には、当該台等も包含することが必要であること。
（平成18年5月10日消防危第113号）

3 車両に固定されたタンクに注入することができる広さ

灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備には、タンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに灯油又は軽油を安全かつ円滑に注入することができる広さを有する空地を設けること。
（規則第24条の15第2号抜粋）

なお、当該空地については、次の点に留意すること。

- (1) 移動タンク貯蔵所等を包含するように保有されている必要があること。
- (2) 「安全かつ円滑に注入することができる」ため、移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。
（平成18年5月10日消防危第113号）

4 注油空地の設定

- (1) 注油空地は、給油空地と兼用することはできない。
- (2) 注油空地の出入り口は、直接道路に接する必要はない。

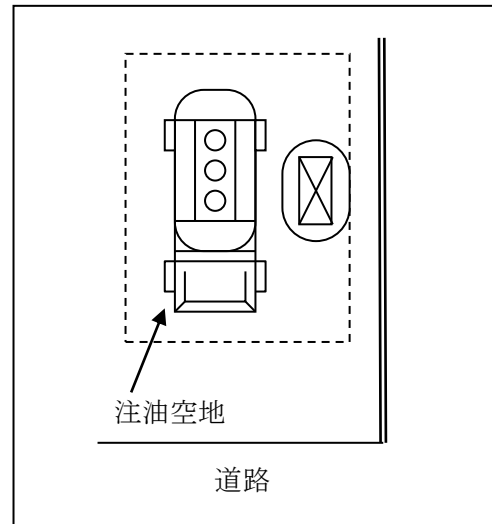
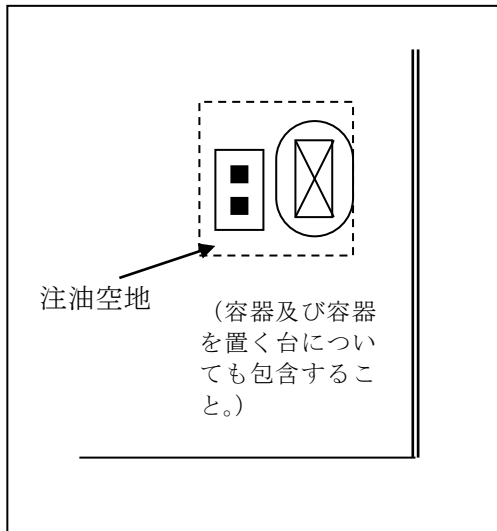
(**)

5 注油空地の設定例

(**)

(1) 容器小分けに必要な注油空地の例

(2) 4,000L以下のタンクローリーへの注油に必要な空地の例



第 4	給油空地及び注油空地の舗装	令 17-1-4
-----	---------------	----------

給油空地及び注油空地は、漏れた危険物が浸透しないための総務省令（規則第 24 条の 16）で定める舗装をすること。
 （政令第 17 条第 1 項第 4 号抜粋）

なお、給油空地及び注油空地以外の部分は、アスファルトによる舗装とすることができる。
 （平成 31 年 4 月 19 日消防危第 81 号）

1 舗装の性能

総務省令で定める舗装は、次に掲げる要件に適合する舗装とする。

(1) 浸透等防止性

漏れた危険物が浸透し、又は当該危険物によって劣化し、若しくは変形するおそれがないものであること。
 （規則第 24 条の 16 第 1 号）

(2) 荷重による損傷防止性

当該給油取扱所において想定される自動車等の荷重により損傷するおそれがないものであること。
 （規則第 24 条の 16 第 2 号）

「当該給油取扱所において想定される自動車等」とは、給油を受けるために給油取扱所に乗り入れる車両、注油のために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、荷卸しのために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、当該給油取扱所に乗り入れる可能性があるすべての車両をいうものであること。
 （平成18年5月10日消防危第113号）

(3) 耐火性

耐火性を有するものであること。
 （規則第24条の16第3号）

「耐火性を有するもの」とは、準不燃材料（JIS難燃 2 級）以上のものであること。
 （昭和59年8月22日消防危第91号）

規則第24条の16に規定する性能を有する舗装として、鉄筋コンクリート以外で施工する場合は次のものが該当する。

- ・ポリシールコンクリート舗装 （昭和 53 年 10 月 5 日消防危第 133 号）
- ・TXコンクリート舗装 （昭和56年7月10日消防危第87号）
- ・ベアコート舗装 （昭和60年10月21日消防危第118号）

2 舗装の補修材等

空地の地盤面の舗装の補修材または表面仕上材については、次によること。

- ・エキポシ樹脂を結合剤としたエキポシ樹脂モルタル（補修材）
（昭和54年7月14日消防危第75号）
- ・セメント、骨材にアクリル系樹脂を主剤とした混合剤と水で混合した特殊モルタルを地盤表面上に接着剤（前記混合剤と水で混合したもの）を塗布後に 12～15mm厚に塗り押えたアクリル系樹脂モルタル（昭和59年8月22日消防危第91号）

※エキポシ樹脂系及びポリウレタン併用モルタルは、認められない。

（昭和59年6月9日消防危第69号）

第 5	滞留・流出防止措置	令 17-1-5
-----	-----------	----------

給油空地及び注油空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該給油空地及び注油空地以外の部分に流出しないように総務省令（規則第24条の17）で定める措置を講ずること。
（政令第17条第1項第5号抜粋）

1 滞留及び流出を防止する措置

総務省令に定める措置は、次に掲げる要件に適合する措置とする。

(1) 可燃性蒸気の滞留防止措置

可燃性の蒸気が給油空地及び注油空地内に滞留せず、給油取扱所外に速やかに排出される構造とすること。
（規則第24条の17第1号抜粋）

なお、可燃性蒸気の滞留防止措置については、次の点に留意すること。

- ① 給油空地又は注油空地からこれら空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること。
- ② 当該性能については、排出設備等の設備を設けてこれを運転することによることなく、空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける等の給油取扱所の構造で確保することが必要であること。

（平成18年5月10日 消防危第113号）

(2) 漏れた危険物の滞留防止措置

当該給油取扱所内の固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）又は固定注油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）の一つから告示（告示第4条の51）で定める数量の危険物が漏洩するものとした場合において、当該危険物が給油空地及び注油空地内に滞留せず、火災予防上安全な場所に設置された貯留設備に収容されること。
（規則第24条の17第2号抜粋）

告示で定める危険物の数量は、500リットル（軽油を車両に固定されたタンクに注入する用に供する固定給油設備及び灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備にあっては900リットル、船舶給油取扱所の給油設備にあっては50リットル）とする。
（告示第4条の51）

なお、数量の具体的な運用については、「2 漏洩を想定する危険物の数量」を参照のこと。

漏れた危険物の滞留防止措置については、次の点に留意すること。

- ① 給油空地又は注油空地内に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、漏えいした危険物が空地内に滞留しないこと。
- ② 従来規定されていた「空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。
- ③ 「**火災予防上安全な場所**」とは、給油空地等、注入口の周囲及び付随設備が設置されている場所以外の部分で、車両や人の出入り及び避難に支障とならない部分であること。

（平成18年5月10日 消防危第113号）

(3) 危険物等の流出防止措置

貯留設備に収容された危険物が外部に流出しないこと。この場合において、水に溶けない危険物を収容する貯留設備にあっては、当該危険物と雨水等が分離され、雨水等の

みが給油取扱所外に排出されること。

(規則第24条の17第3号)

① 収容

ア 給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容されることが必要であること。

イ 従来規定されていた「排水溝及び油分離装置を設ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。

② 貯留設備からの流出防止

貯留設備に収容された危険物は外部に流出しないことが必要であり、貯留設備が対象とする危険物の種類に応じて次のとおりとされていることが必要であること。

ア 水に溶けない危険物を収容する貯留設備

危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。

イ ア以外の貯留設備

流入する降雨等により収容された危険物が流出しない性能を有する必要があるが、このための措置としては次のものが考えられること。なお、油と水との比重差を利用した一般的な油分離装置のみを設けることでは当該性能を有しているとは考えられないこと。

(ア) 貯留設備に降雨等の水が流入しない構造とする。

(イ) 降雨等の水も併せて収容することができる大容量の貯留設備を設ける。

(平成18年5月10日 消防危第113号)

2 漏洩を想定する危険物の数量

告示で定める危険物の数量は、500リットル（軽油を車両に固定されたタンクに注入する用に供する固定給油設備及び灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備にあっては900リットル、船舶給油取扱所の給油設備にあっては50リットル）とする。（告示第4条の51）

(1) 給油取扱所内に複数の貯留設備が設置されている場合であれば、一の計量機から漏えいが想定される危険物の全容量をそれぞれの貯留設備が収容することができる必要があるわけではなく、これらの危険物を二以上の貯留設備で収容することができる場合があるもの。

(二以上の貯留設備で収容することができる場合の例)

想定される危険物の漏えいの数量が500リットルの場合、300リットル収容できる貯留設備が二基されている場合であれば、当該給油取扱所の給油空地や排水溝の傾斜の関係から、漏えいした危険物がほぼ二分されてそれぞれの貯留設備に収容される場合は、貯留設備としての性能を十分有していると考えられるもの。

(2) 貯留設備の収容能力としては、外部に危険物があふれ出ない容量が求められるもの。

- ・ 通常時に貯留設備内が空であるもの・・・・・・・・・・収容できる全容量
- ・ 通常時に雨水で貯留設備が満たされているもの（油分離槽等）

・・・実質的な収容量を計算で求めること

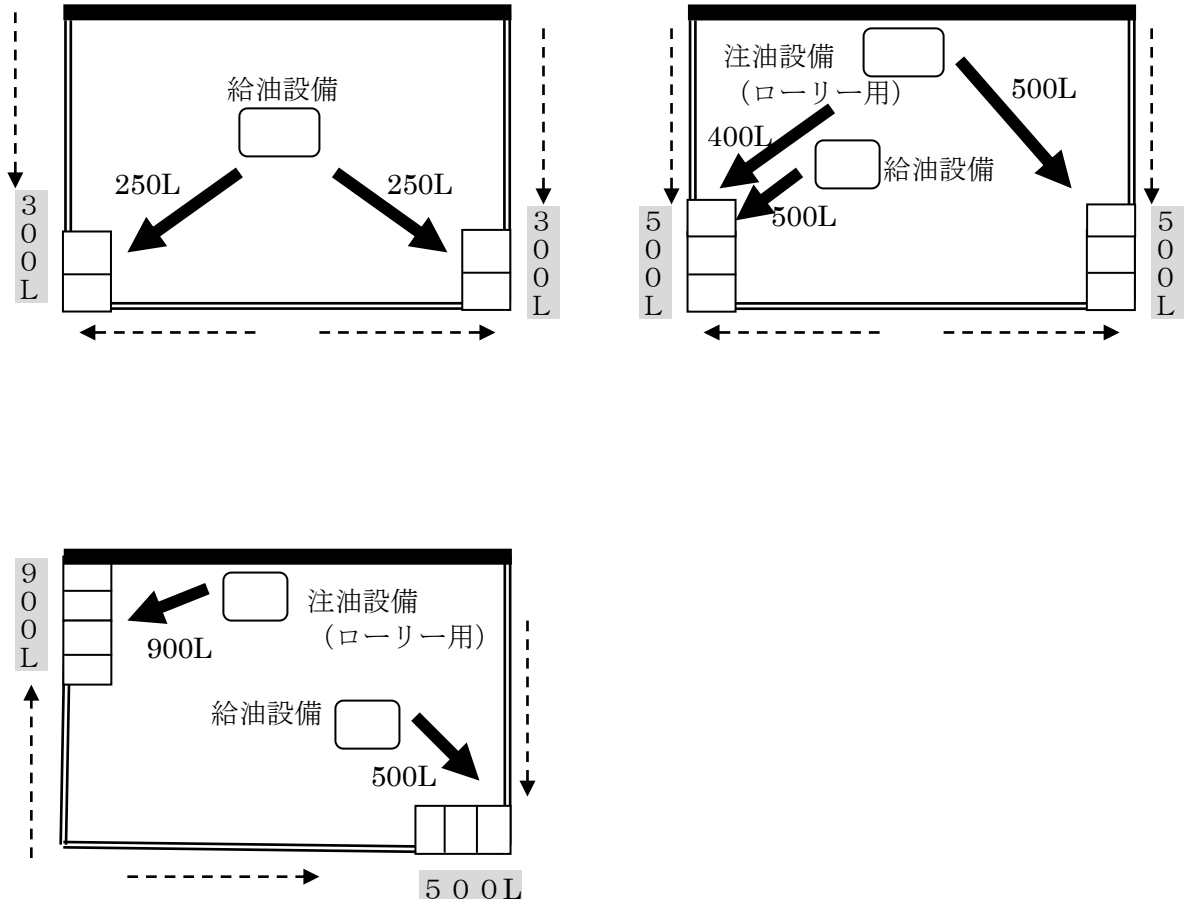
(***)

複数の貯留設備で基準を満たす例

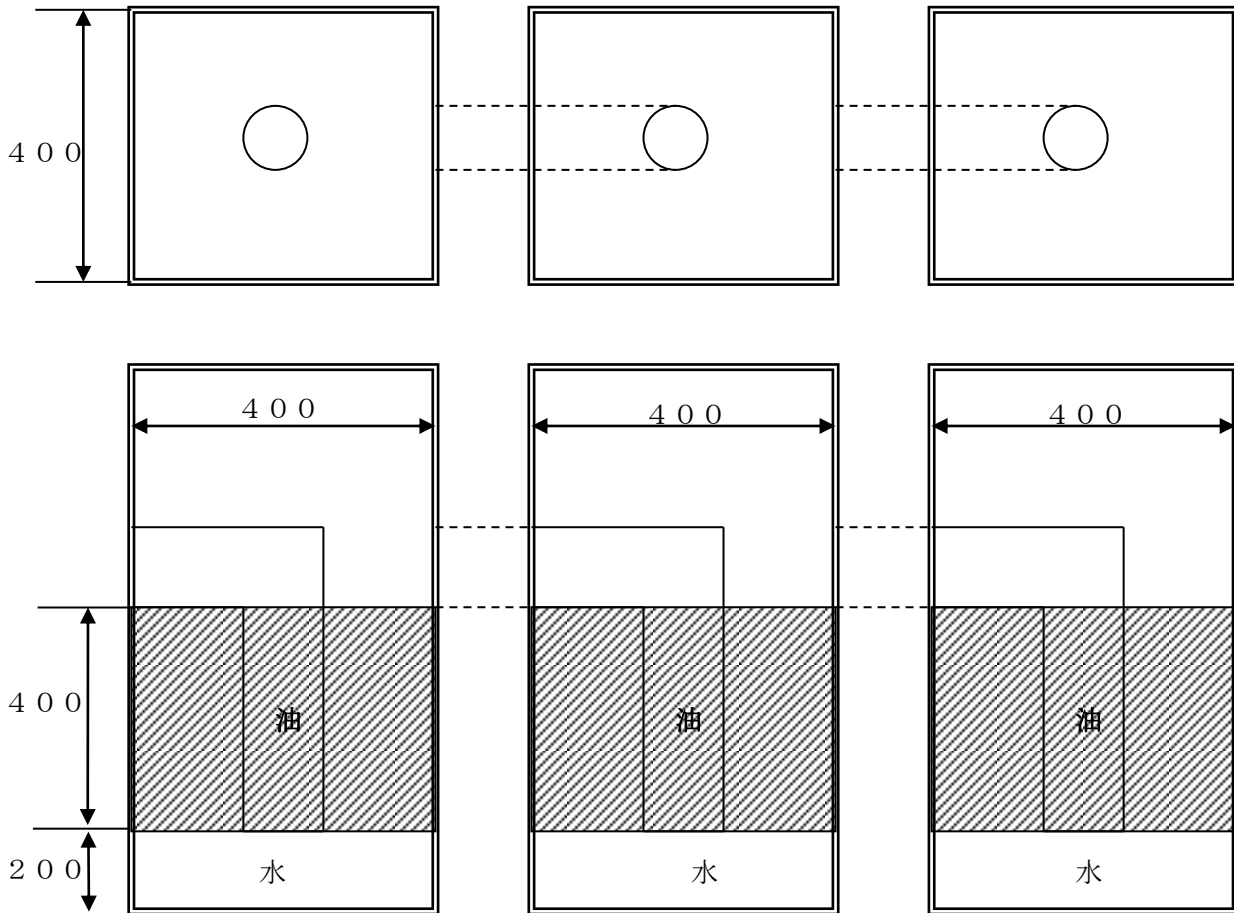
(平成18年9月19日 消防危第191号)

排水溝の傾斜 ----->

○○○L 油分離装置の実質的な収容量



油分離槽の実質的な収容量とは次によること。



※ 斜線部分が実際に油を収容できる部分となること。

※ 上記分離槽の実質的な収容量は次計算となる。

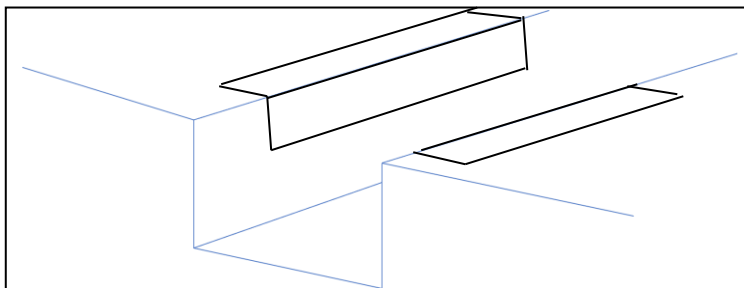
$$400 \times 400 \times 400 \times 3 \text{槽} = 1920$$

3 構造

(1) 排水溝

空地地盤の傾斜を考慮して設置し、土砂等の清掃ができるような大きさとする。また、車両等の出入側は特に溝縁を補強しておくことが望ましい。

排水溝の例



(2) 油分離槽

ア 鉄筋コンクリート造のもの又は硬質塩化ビニル製、鉄製のもので自動車の荷重により容易に変形又は破損しないものとする。

イ 各区切り槽ごとに鉄板製のふたを設け、点検、清掃が可能な構造とすること。

ウ 油分離装置の槽数は、原則として3槽以上とすること。

エ 油分離装置のコンクリート部分は、完全防水とすること。

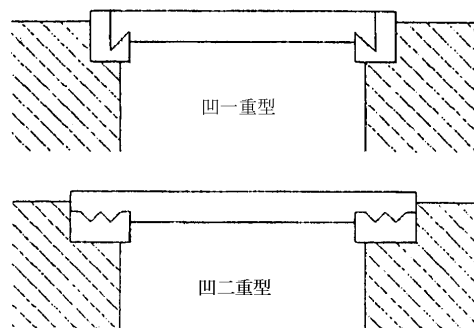
(3) マンホール等

空地内には、漏れた油その他の液体が直接下水溝等へ流出するおそれのあるマンホール等は設置しないこと。ただし、次のいずれかの方法で設置したときは、この限りではない。

ア マンホールの枠は、凹型の溝が一重又は二重に設けられ、蓋は、当該溝にかみ合い、かつ、穴の設けられていない重耐型（重荷重防水型）のマンホールとすること。

イ マンホールに雨水等が流入するおそれのある場合は、当該マンホールの周囲に排水溝を設けること。

マンホール枠・蓋の例



(***)

第 6	標識・掲示板	令 17-1-6
-----	--------	----------

1 標識及び掲示板

給油取扱所には、見やすい箇所に給油取扱所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。 (政令第17条第6号抜粋)

標識は、危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設を区分し、その所在を周知させることにより防災上の注意を喚起するために設けるものである。また掲示板は、危険物施設の防火に関し必要な事項を掲示することによりその徹底を図るために設けるものである。

なお、標識及び掲示板は、別記6 [標識・掲示板]によること。

第7	専用タンク等	令 17-1-7 令 17-1-8 令 17-1-9
----	--------	----------------------------------

1 給油取扱所に設置するタンクの基本的事項

給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク又は容量10,000L以下の廃油タンクその他の総務省令で定めるタンク（以下「廃油タンク等」という。）を地盤面下に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けないこと。

ただし、都市計画法第8条第1項第5号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量600L以下の簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個まで設けることができる。

（政令第17条第1項第7号抜粋）

2 専用タンク等の設置基準

(1) 専用タンク （昭和62年6月17日消防危第60号）

- ① 固定給油設備又は固定注油設備に接続する地下貯蔵タンクをいう。
- ② 中仕切タンクによるガソリンと軽油又は灯油あるいは軽油と灯油の貯蔵は認められる。

(2) 廃油タンク等

- ① 廃油タンク又はボイラー等に直接接続する容量10,000L以下の地下貯蔵タンクをいう。 （規則第25条抜粋）
- ② 廃油タンク等は、原則として、当該給油取扱所に限定する。なお、隣接する同一経営者の自動車等の修理工場等に送油し、受け入れる場合は差し支えない。

（***）

- ③ ボイラー等へ供給するタンクは、灯油用専用タンクと兼用することはできるが、給油取扱所以外へ供給することはできない。

（昭和62年4月28日消防危第38号）

- ④ 廃油タンク等には、潤滑油タンクは含まれない。

（昭和62年6月17日消防危第60号）

(3) 簡易タンク

- ① 固定給油設備に接続する容量600L以下の簡易タンク（同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個まで）をいう。 （政令第17条第1項第7号抜粋）
- ② 同一品質の危険物とは、全く同じ品質を有するものをいい、法別表に掲げてある品名が同一であっても品質が異なるもの（例えばオクタン価の異なるガソリン等）は同一品質の危険物には該当しない。 （**）

(4) 以下の要件を適合している場合は、給油取扱所の固定注油設備に簡易タンクを接続することについて 令第23条を適用して差し支えない。

（平成21年1月17日消防危第204号質疑問1）

- 1 屋外給油取扱所（航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所を除く。）であること。
- 2 防火地域及び準防火地域以外の地域であること。
- 3 給油取扱所には、固定給油設備及び固定注油設備に接続する簡易タンクが、

- その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個までであること。
- 4 簡易タンクの容量は600リットル以下であること。
- 5 簡易タンクの構造及び設備は、政令第14条第4号及び第6号から第8号までに掲げる簡易タンク貯蔵所の構造及び設備の規定によること。

3 専用タンク等の位置、構造及び設備

- (1) 専用タンク等の位置、構造及び設備については、地下タンク貯蔵所の基準及び簡易タンク貯蔵所の基準の規定の一部が準用される。

(政令第17条第1項第8号抜粋)

政令第17条第1項第8号において準用する政令第13条の基準

条 項	基 準 内 容
第13条第1項第1号	タンクの設置方法
第13条第1項第2号	タンクとタンク室との間隔及び乾燥砂の充填
第13条第1項第3号	タンクの埋設深さ
第13条第1項第4号	タンク相互の間隔
第13条第1項第6号	タンクの材質、板厚、強度
第13条第1項第7号	タンク外面の保護
第13条第1項第8号	通気管又は安全装置の設置
第13条第1項第8号の2	液量自動覚知装置等の設置
第13条第1項第9号	注入口の位置、構造、設備（掲示板に係る部分を除く。）
第13条第1項第10号	配管の位置、構造、設備
第13条第1項第11号	配管の取付位置
第13条第1項第13号	漏洩検査管の設置
第13条第1項第14号	タンク室の構造
第13条第2項	二重殻タンクの位置、構造、設備
第13条第3項	漏れ防止構造のタンクの基準

(2) その他基準

① 専用タンク等の設置位置 (***)

ア 給油取扱所内の敷地内とすること。

イ 地下工作物が埋設されるおそれのある道路からできるだけ離隔すること。

② 専用タンク等の構造

ア 専用タンクは、タンク室構造又は、漏れを防止できる構造とするとともに、地下タンク貯蔵所の基準によること。

(昭和62年4月28日消防危第38号)

イ 注入のための配管は、タンク内の底部付近まで延長すること。 (***)

③ 注入口 (***)

ア 遠方注入方式とすること。

イ 注入口の位置は、当該給油取扱所の立地場所及び建築物（事務所、販売室、リフト室及び店舗等）等から、判断し、火災予防上安全な場所で、給油取扱所の敷地内に設けること。

ウ 注入口は、衝撃等から保護するとともに、蓋のあるコンクリート造り等のボックス内に、かつ、地上に設けるとともに油種別の表示をすること。

エ 注入口付近には、移動タンク貯蔵所用の設置電極等を設置すること。

④ 通気管 (規則第20条第2項第1号、第3項第2号抜粋)

ア 専用タンクの通気管は、地下タンク貯蔵所の基準によるとともに、防火塀の敷地側に設置すること。

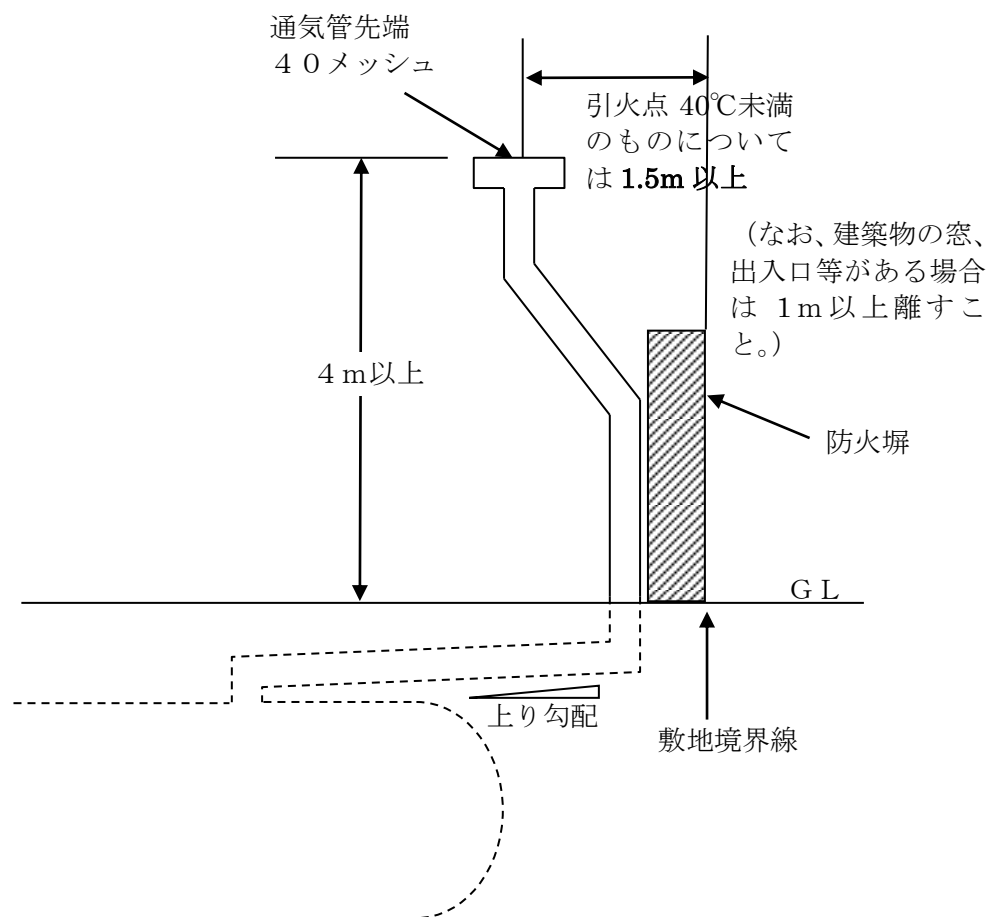
イ 通気管の先端は、屋外にあって地上4m以上の高さとし、建築物の窓、出入口等の開口部から1m以上離すこと。

ウ 引火点40℃未満の通気管の先端は、敷地境界線から1.5m以上離すこと。

エ 配管接続（溶接接続は除く。）箇所は、点検口内とすること。

(例図)

通気管の先端の位置等



⑤ 配管

固定給油設備又は固定注油設備に危険物を注入するための配管は、当該固定給油設備又は固定注油設備に接続する専用タンク又は簡易タンクからの配管のみとすること。
(政令第17条第9号)

なお、配管の基準については、「製造所第20」の配管の例によるほか、次の事項に留意すること。
(**)

- ア 危険物を取り扱う配管で、地盤面以上に設けるものは、衝撃により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講じ、かつ、その配管の接合は、危険物の漏れるおそれのない接合とする。
- イ 地上に設ける配管であって、点検困難な場所又は上屋に設ける配管の接合部は、溶接継手とする。また、上屋内部に設ける場合は、有効に目視点検できる点検口を設ける。

ウ 給油取扱所において、危険物を取り扱う配管として用いる合成樹脂製の管※に次の保護措置が講じられている部分については、政令第17条第1項第8号イにおいてその例によるものとされる政令第13条第1項第10号においてその例によるものとされる政令第9条第1項第21号イの適用に当たり、地盤面上を走行する車両による活荷重が直接配管に加わらない構造のものとして、当該車両からの活荷重によって生ずる応力を考慮しなくてもよい。

- (ア) 厚さ15cm以上の鉄筋コンクリート舗装下に設けられた、合成樹脂製の管を保護するためのコンクリート製又は鋼製の管等の保護構造物を設置する。
- (イ) 保護構造物は、鉄筋コンクリート舗装を通じて、地盤面上を走行する25トン車の活荷重によって生ずる応力に対して、十分な強度を有し、変形等が生じない構造のものとする。
- (ウ) 保護構造物と合成樹脂製の管との間は、合成樹脂製の管に応力が集中しないよう、山砂等の充填又は間隙を設ける。

(平成30年3月29日消防危第42号問1)

※ 危険物保安技術協会の性能評価を受けた危険物を取り扱う配管として用いる合成樹脂製の管に上記保護措置を講じる場合は、性能評価書に定められた設置方法から逸脱すると、当該性能評価が無効となるおそれがあることから、許可申請があった際には当該配管に係る性能評価書の提出を求め、設置方法の内容を満たしているか確認すること。

(平成30年4月19日堺消危第43号)

⑥ 専用タンクに危険物を注入するときの措置

令第27条第6項第1号ト(1)の総務省令で定める措置は、次のとおりとする。

- ア 専用タンクに接続する固定給油設備の給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとする。
- イ 専用タンクに接続する固定注油設備の注油ノズルは、容器が満量となったときに危険物の注入を自動的に停止する構造のものとする。
- ウ 専用タンク及び専用タンクに危険物を注入する移動タンク貯蔵所は、専用タンクに貯蔵されている危険物と異なる種類の危険物が誤って注入されることを有効に防止することができる構造のものとする。ただし、当該専用タンクを設ける給油取扱所及び当該移動タンク貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱う危険物がいずれも一種類であって、かつ、同一である場合その他の保安上支障がないと認められる場合はこの限りではない。

(規則第40条の3の3の2)

第 8	固定給油設備及び固定注油設備	令 17-1-10
-----	----------------	-----------

1 固定給油設備等の基本的事項

固定給油設備及び固定注油設備は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な総務省令で定める構造とするとともに、先端に弁を設けた全長 5 m（懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備にあつては、総務省令で定める長さ）以下の給油ホース又は注油ホース及びこれらの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

（政令第 17 条第 1 項第 10 号）

2 固定給油設備等の構造

(1) ポンプ機器の構造

- ① ポンプ機器は、当該ポンプ機器に接続される給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）の先端における最大吐出量が次のとおりとなるものであること。
（規則第 25 条の 2 第 1 項第 1 号イ、ロ抜粋）

ア ガソリン又はメタノール若しくはこれを含有するもの
毎分 50 L 以下

イ 軽油
毎分 180 L 以下

ウ 灯油
毎分 60 L 以下

エ 軽油・灯油（車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定注油設備のポンプ機器）
毎分 180 L 以下

- ② 懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備のポンプ機器には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に、危険物を自動的に専用タンクに戻すことができる装置をポンプ吐出管部に設けること。（規則第 25 条の 2 第 1 項第 1 号ハ）

- ③ ポンプ又は電動機を専用タンク内に設けるポンプ機器（以下「油中ポンプ機器」という。）は、危規則第 24 条の 2 に掲げるポンプ設備の例によるものであること。
（規則第 25 条の 2 第 1 項第 1 号ニ）

- ④ 油中ポンプ機器には、当該ポンプ機器に接続されているホース機器が転倒した場合において当該ポンプ機器の運転を停止する措置が講じられていること。
（規則第 25 条の 2 第 1 項第 1 号ホ）

- ⑤ 懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備のポンプ設備の停止装置は、操作が容易で、かつ、安全な場所（事務所の前等）に設置すること。
（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号）

(2) ホース機器の構造

- ① 給油ホース等は、危険物に侵されないものとするほか、日本産業規格 K 6 3 4 3 「送油用ゴムホース」に定める 1 種の性能を有するものとする。
（規則第 25 条の 2 第 1 項第 2 号イ抜粋）

- ② 給油ホース等の先端に設ける弁及び給油ホース等の継手は、危険物の漏れを防止することができる構造とすること。（規則第 25 条の 2 第 1 項第 2 号ロ）

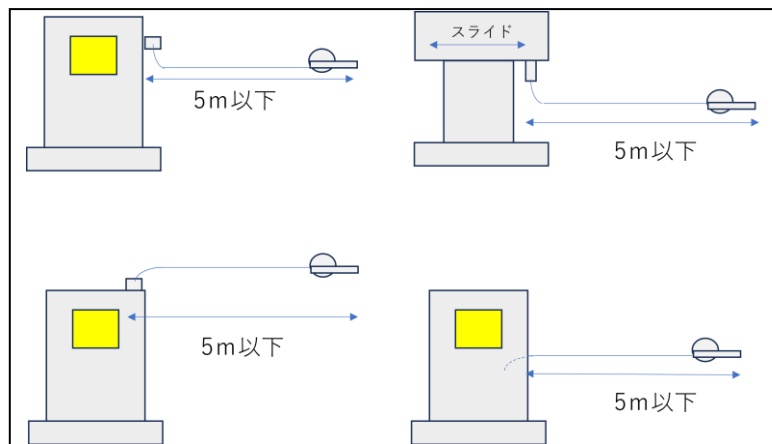
- ③ 給油ホース等は、著しい引張力が加わったときに当該ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置が講じられているものであること。

(規則第25条の2第1項第2号ハ)

- ④ ホース機器は、当該ホース機器に接続される給油ホース等が地盤面に接触しない構造とすること。
(規則第25条の2第1項第2号ニ)
- ⑤ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定給油設備及び固定注油設備のホース機器には、当該タンクの底部に達する注入管が設けられていること。
(規則第25条の2第1項第2号ホ)
- ⑥ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定給油設備及び固定注油設備のホース機器の給油ホース等のうち、その先端における吐出量が毎分60Lを超えるものにあつては、危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造のものとするともに、注油ホースにあつては当該タンクへ専用注入するものとする。
(規則第25条の2第1項第2号ヘ)
- ⑦ 油中ポンプ機器に接続するホース機器には、当該ホース機器が転倒した場合において当該ホース機器への危険物の供給を停止する装置が設けられていること。
(規則第25条の2第1項第2号ト)
- ⑧ 給油ホース設備は、換気のよい場所に設置すること。 (***)
- ⑨ 地下式給油ホース設備は、雨水等が滞留した場合に、それを容易に除去できる構造とすること。 (***)
- ⑩ ホースの全長(懸垂式以外のもの)は、原則として、給油ホース及び注油ホースの取出し口から弁を設けたノズルの先端までの長さとする。

(平成5年9月2日消防危第68号)

給油ホース等の全長



- ⑪ 引火点が40℃未満の危険物を取り扱う給油ノズルは、給油時に人体に蓄積された静電気を有効に除去することができる構造のものとする。ただし、可燃性の蒸気を回収する装置を設けた固定給油設備等については、この限りでない。

(平成19年9月21日消防危第218号抜粋) (***)

- ⑫ 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとするともに、自動車等の燃料タンク給油口から危険物が噴出した場合において顧客に危険物が飛散しないための措置を講ずること。

「自動車等の燃料タンク給油口から危険物が噴出した場合において顧客に危険物が飛散しないための措置」とは、スプラッシュガード(ガソリン等が吹きこぼれても人体にかかるのを防ぐためのつば状の部品)を設置すること等が挙げられる。

(平成19年9月21日消防危第218号抜粋) (***)

- ⑬ 固定給油設備の給油ノズルで、容器への詰替えの用に供するものは、容器が満量となったときにガソリンの注入を自動的に停止する構造のものとする。

(規則第25条の2第1項第2号チ)

(3) 固定給油設備等本体の内部配管の構造

- ① 配管は、固定給油設備等本体の内部配管で、ポンプ吐出部から給油ホース又は注油ホースの接続口までの送油管のうち弁及び計量器等を除く固定された送油管部をいう。
(平成5年9月2日消防危第68号)
- ② 配管は、金属製のものとし、かつ、0.5MPaの圧力で10分間水圧試験を行ったとき漏洩その他の異常がないものであること。(規則第25条の2第1項第3号)
- ③ 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置を設けること。

なお、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に地下タンク等に戻すことができる装置が設けられている場合はこの限りでない。

(***)

- ④ 「圧力を自動的に降下させる装置」とは、バイパス弁、リリーフ弁等をいう。

(***)

(4) 外装材料

難燃性を有する材料で造られた外装を設けること。なお、「難燃性を有する外装材料」とは、準不燃材料のほか、JISK7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」により試験を行い、酸素指数が26以上となる高分子材料をいう。ただし、油量表示部等機能上透視性を必要とするものについて必要最小限の範囲でこれによらないことができる。

(規則第25条の2第1項第四号)

(平成5年9月2日消防危第68号)

なお、準不燃材料については、製造所第5.2参照のこと。

(5) 火花を発生させるおそれのある機械器具等の構造

火花を発生させるおそれのある機械器具等を設ける場合は、可燃性蒸気が流入しない構造とすること。

可燃性蒸気が流入しない構造とは、平成13年3月30日消防危第43号「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」によること。

(6) 構造等の確認

- ① 危険物保安技術協会による型式試験確認済証が貼付されているものは、構造・機能に関する技術上の基準に適合していると判断できること。

(昭和63年5月30日消防危第74号)

- ② 上記型式試験確認済証の貼付のない場合は、メーカーの自社検査報告書により確認することができる。
(***)

- ③ 上記以外の場合は、上記①②の試験方法に準じた検査を行った検査報告書により確認することができる。
(***)

第9	固定給油設備及び固定注油設備の表示	令17-1-11
----	-------------------	----------

1 表示の方法

固定給油設備及び固定注油設備には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に防火に関し必要な事項を表示すること。 (政令第17条第1項第十一号)

表示は、危険物の取扱いに際し、誤販売等を防止することを目的とするものである。

(**)

- (1) 給油ホース等の直近の位置に表示すること。 (規則第25条の3)
- (2) 取り扱う危険物の品目を表示すること。 (規則第25条の3)
- (3) 固定給油設備等のうち、地上式のものにあつては、計量器自体とし、懸垂式のもの
は、昇降給油ホースの格納箱（デリバリーボックス）に表示するものとする。
(**)
- (4) 危険物の品目は、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうが、レギュラー、ハイオク等の通称名によるものでも差し支えない。 (**)

第10	固定給油設備及び固定注油設備の位置	令17-1-12 令17-1-13
-----	-------------------	----------------------

1 固定給油設備の位置の基本的事項

固定給油設備の位置は、道路境界線側については、給油時に自動車等の一部又は全部が給油取扱所の空地からはみ出ることがないように、給油管の長さ、車幅等を勘案して定められたものである。また、敷地境界線及び建築物側については、給油等に伴う危険物の漏洩、可燃性蒸気の滞留等の事態が生じた場合における出火防止、火災等が発生した場合の延焼防止等、防災上の観点から、道路境界線から4 m以上、敷地境界線及び建築物の壁から2 m以上の間隔を保つよう規定されている。

ただし、給油取扱所の建築物の開口部のない壁の側については、これらのおそれが少ないので危険物の取扱い、維持管理等を考慮して1 m以上に緩和されている。

2 固定給油設備の位置

固定給油設備は、次に掲げる道路境界線等からそれぞれ当該道路境界線等について定める間隔を保つこと。ただし、総務省令で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器については、この限りでない。

(政令第17条第1項第2号抜粋)

- (1) 道路境界線からの離隔距離 (ただし、ホース機器と分離して設置されるポンプ機器については、この限りでない。)

固定給油設備の区分		間隔
懸垂式の固定給油設備		4 m以上
その他の固定給油設備	固定給油設備に接続される給油ホースのうちその全長が最大であるものの全長 (以下「最大給油ホース全長」という。) が3 m以下のもの	4 m以上
	最大給油ホース全長が3 mを超え4 m以下のもの	5 m以上
	最大給油ホース全長が4 mを超え5 m以下のもの	6 m以上

- (2) 敷地境界線からの離隔距離 2 m以上
- (3) 建築物の壁からの離隔距離 2 m以上 (給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、1 m以上)
- (4) 総務省令で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器
次の条件に適合するポンプ室にポンプ機器を設ける場合又は油中ポンプ機器を設ける場合のポンプ機器については、間隔を保つことを要しない。

(規則第25条の3の2抜粋)

- ① ポンプ室は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合は、上階の床）を耐火構造とすること。
- ② ポンプ室の出入口は、給油空地に面するとともに、ポンプ室以外の部分に可燃性の蒸気が流入することを防止するための出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
- ③ ポンプ室には、窓を設けないこと。

3 固定注油設備の位置

固定注油設備は、次に掲げる固定給油設備等からそれぞれ当該固定給油設備等について定める間隔を保つこと。ただし、総務省令で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器については、この限りでない。

(政令第17条第1項第13号抜粋)

(1) 固定給油設備からの離隔距離（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）

固定給油設備の区分		間隔
懸垂式の固定給油設備		4 m以上
その他の固定給油設備	最大給油ホース全長が3 m以下のもの	4 m以上
	最大給油ホース全長が3 mを超え4 m以下のもの	5 m以上
	最大給油ホース全長が4 mを超え5 m以下のもの	6 m以上

(2) 道路境界線からの離隔距離

固定給油設備の区分		間隔
懸垂式の固定注油設備		4m以上
その他の固定注油設備	固定注油設備に接続される注油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下「最大注油ホース全長」という。）が3 m以下のもの	4m以上
	最大注油ホース全長が3 mを超え4 m以下のもの	5m以上
	最大注油ホース全長が4 mを超え5 m以下のもの	6m以上

(3) 敷地境界線からの離隔距離 1 m以上

(4) 建築物の壁からの離隔距離 2 m以上（給油取扱所の築物の壁に開口部がない場合には、1 m以上）

ただし、固定給油設備の場合と同様ポンプ室にポンプ機器を設ける場合又は油中ポンプ機器を設ける場合のポンプ機器については、間隔を保つことを要しない（2（4）参

照)。

4 離隔距離の起算

離隔距離は、固定給油設備及び固定注油設備の中心点までの距離とする。ただし、給油管、注油管の取付け部がスライドするものについては、そのスライドするすべての地点までの水平距離とする。

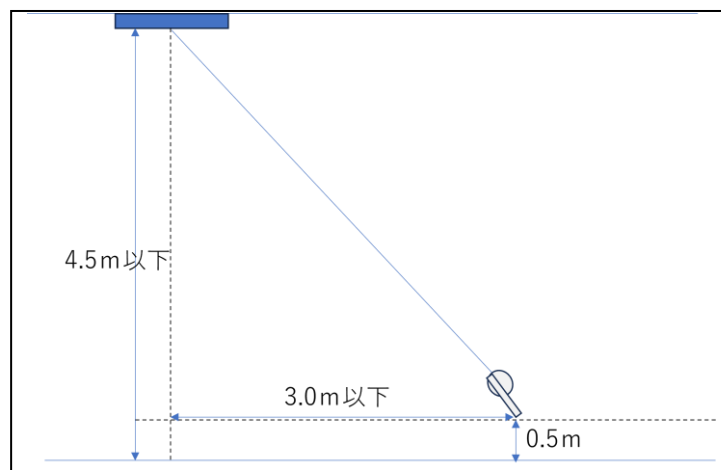
(昭和62年4月28日消防危第38号)

第 11	懸垂式固定給油設備等の ホース機器引出口の高さ・ 緊急停止装置	令 17-1-14 令 17-1-15
------	---------------------------------------	------------------------

1 ホース機器の引出口の高さ及び ホース等の全長

- (1) 懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備にあつては、ホース機器の引出口の高さを地盤面から4.5m以下とすること。 (政令第17条第1項第14号)
- (2) 給油ホース等（ノズルを含む。）の全長は、給油ホース等の引出口から地盤舗装面上0.5mの水平面に垂線を下ろし、その交点を中心として半径3m以下の円しか描くことができない長さとする。 (規則第25条の2の2抜粋)

懸垂式給油ホースの長さの例



2 緊急停止装置

懸垂式の固定給油設備又は固定注油設備を設ける給油取扱所には、当該固定給油設備又は固定注油設備のポンプ機器を停止する等により専用タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。 (政令第17条第1項第15号)

第 12	建 築 物 の 規 制	令 17-1-16 令 17-1-17 令 17-1-20
------	-------------	-------------------------------------

1 建築物の規制

給油取扱所に設けることのできる建築物とは、事務所その他の給油取扱所の業務を行うことについて必要な建築物並びに給油その他の業務の用途に係る建築物(避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める用途に供するものに限る。)であり、危規則第 25 条の 4 で示されている。なお、給油取扱所の係員以外の者が出入りする建築物の部分の床面積の合計は、避難又は防火上支障がないと認められる 300 m²以下の面積としなければならない。(政令第 17 条第 1 項第 16 号抜粋)

なお、規則第 25 条の 4 第 1 項各号の用途に供される建築物を 2 棟以上設けることとして差し支えないが、この場合において、全ての建築物の床面積の合計は、同条第 2 項の規定に従い、300 m²を超えないものとする。 (平成 31 年 4 月 19 日消防危第 81 号)

2 建築物の用途

政令第 17 条第 1 項第 16 号の総務省令で定める用途は、次のとおりとする。

(規則第 25 条の 4 抜粋)

(1) 給油又はこれに付帯する業務のための用途

(昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号抜粋)

(平成 13 年 1 月 21 日消防危第 127 号抜粋)

(平成 22 年 7 月 23 日消防危第 158 号抜粋)

規則第 25 条 の 4	区 分	用 途 範 囲	300 m ² の面積制 限適用 有・無
第 1 号	給油又は灯油の詰め替えのための作業場 (上屋、キャノピー)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給油又は注油を行う作業場 ・ ポンプ室 ・ 油庫 ・ コンプレッサー室 	
第 2 号	給油取扱所の業務を行うための事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社長室、応接室、会議室 ・ 便所、湯沸室、洗面所 ・ 更衣室、従業員休憩室 	有
第 3 号	自動車等の点検、整備を行う作業場	<ul style="list-style-type: none"> ・ リフト室 	有

第4号	自動車等の洗浄を行う作業場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動式、固定式、コンベア一式洗車機 ・ 洗車場、洗車室 	
第5号	給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者等の住居 ・ 本店事務所 	
第6号	消防法施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項及び(15)項に掲げるの防火対象物の用途(前各号に定めるものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場、公会堂、集会場 ・ 待合、料理店、飲食店 ・ 百貨店、マーケット、展示場 ・ 図書館、博物館、美術館 ・ 神社、寺院、教会 ・ 工場又は作業場、映画スタジオ又はテレビスタジオ、自動車車庫又は駐車場 ・ 倉庫 ・ 全各項に該当しない事業所等 	有

(2) その他の給油又はこれに付帯する業務のための用途と認められるもの (***)

- ① 店舗内における指定数量未満の潤滑油、灯油等の容器販売
- ② 店舗内におけるカートリッジタイプのガスボンベの販売
- ③ LPG販売の取り次ぎ
- ④ コインランドリーの営業
- ⑤ 自動車等の12ヶ月、24ヶ月定期整備点検
- ⑥ 現金自動支払機(ATM)の設置によるキャッシュサービス
(平成14年4月8日堺消本危第264号運用)
- ⑦ 給油の業務を行わない時間帯での物販店舗
(平成13年11月21日消防危第127号通知に基づき設置するものに限る。)
- ⑧ 自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務及び板金業務
別記26[自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務等]によること。
- ⑨ ドライブスルー形式又は窓を介しての物品の販売は、販売に供する窓を給油空地又は注油空地の直近に設けない場合。
(平成9年3月25日消防危第27号質疑)

※ 規則25条の4第1項第2号に定める用途に該当するかどうかの判断については、昭和62年4月28日消防危第38号第3の5(1)ウにより判断すること。
(平成31年4月19日消防危第81号)

(3) 給油又はこれに付帯する業務のための用途とは認められないもの

(昭和62年4月28日消防危第38号抜粋)

- ① キャバレー、ナイトクラブ、パチンコ店、ゲームセンター等の風俗営業に係るもの

- ② 長距離トラック運転手用の風呂場、シャワー室等の公衆浴場的なもの
- ③ 上記(2)⑨以外の建築物の窓を介しての物品販売及びドライブスルー形式の販売

3 建築物の構造等

- (1) 建築物の主要構造部の構造等 (政令第17条第1項第17号抜粋)
- ① 建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口（自動車等の出入口で総務省令で定めるものを除く）に防火設備を設けること。
 - ② 給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所部分は、開口部のない耐火構造の床又は壁で、当該建築物の他の部分と区画され、かつ、出入口は、給油取扱所の敷地に面する側の壁に設けない構造とすること。
 - ③ 上屋（キャノピー）に採光のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが、次に適合している場合に限り、政令第23条を適用し認めて差し支えない。
 - ア 地震による震動により容易に破損・落下しないように、ガラス取り付け部が耐震性を有していること。
 - イ 火災時に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入りガラス等を使用していること。
 - ウ 万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置をしていること。
 - エ ガラスを使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても、周囲の状況から判断し、延焼防止に支障のないものであること。
- (平成13年3月16日消防危第33号抜粋)

- (2) 建築物の内部構造等 (平成9年3月26日消防危第31号抜粋)
- ① 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける仕切壁については、政令第23条の規定を適用し、難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）の使用を認めて差し支えない。
 - ② 危険物を取り扱わない部分に設ける仕切壁は、政令第23条の規定を適用し、難燃材料の使用を認めて差し支えない。
 - ③ 1階部分と上階部分とは耐火構造又は不燃材料の壁及び床で防火区画し、出入口はストッパーなしの自閉式の防火設備を設けること。 (***)
 - ④ 内装材料（下地材料を含む。） (***)
 - ア リフト室、注油室、油庫、機械室、工具室、ポンプ室等の壁、天井（天井のない場合は屋根）及び床の屋内に面する部分の仕上げ材料は、不燃材料とすること。
 - イ 販売室等の壁、天井（天井のない場合は屋根）及び床の屋内に面する部分は、難燃材料とすること。ただし、次の場合は、この限りでない。
 - (ア) 床に塩化ビニールを基材としたタイル等をコンクリートの表面に直接貼り付ける場合。
 - (イ) 回り縁、カーテンボックス等に可燃材を用いる場合。
- (3) 油庫は、前記に掲げるほか、次のよること。 (***)
- ① 取扱いに必要な採光、照明及び換気の設定を設けること。

- ② 可燃性蒸気が、滞留するおそれのある場合、蒸気を屋外の高所に排出する設備を設けること。
 - ③ 出入口は、1カ所とし、かつ、特定防火設備を設けること。
 - ④ 油庫である旨の表示をすること。
- (4) ポンプ室は、原則として下記の構造によること（道路境界線等からの離隔距離を要しないポンプ室）。(規則第25条の3の2抜粋)
- ① 壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合は、上階の床）を耐火構造とすること。
 - ② ポンプ室の出入口は、給油空地に面するとともに、当該出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
 - ③ ポンプ室には、窓を設けないこと。
- (5) 上記(4)のポンプ室の構造により難しい場合は、上記(1)並びに下記の構造によること（道路境界線等からの離隔距離を要するポンプ室）。(政令第17条第1項第20号抜粋)
- ① 床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備を設けること。
 - ② 取扱いに必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
 - ③ 可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室には、その蒸気を屋外に排出する設備を設けること。
- (6) リフト室は、前記に掲げるほか、次によること。(**)
- ① 前面側を開放して使用する形態のものにあつては、壁体等に設ける室内換気用の換気扇をもって排出設備とすることができる。
 - ② 整備室前面側（自動車等の出入口側）は、有効な換気が得られる場合は、換気設備に兼ねることができる。
 - ③ 前ア及びイにより、換気が行われる場合は、整備室内の床面から60cm以内の場所を除き、電気設備は非防爆構造で足りる。

第13	可燃性蒸気流入防止構造	令17-1-18
-----	-------------	----------

1 設置を要する場所

給油取扱所の建築物のうち、事務所その他火気を使用するもの（総務省令で定める部分を除く。）は、漏れた可燃性蒸気はその内部に流入しない総務省令で定める構造とすること。
（政令第17条第1項第18号）

なお、総務省令で定める部分とは、次のとおりであること。

（規則第25条の4第5項抜粋）

- (1) 自動車等の点検・整備を行う作業場
- (2) 自動車等の洗浄を行う作業場

2 可燃性蒸気が内部に流入しない構造

可燃性蒸気はその内部に流入しない構造とは、次のとおりであること。

（規則第25条の4第5項抜粋）

- (1) 出入口に設ける扉は、ストッパーなしの自動閉鎖式の防火設備を設けること。

（規則第25条の4第5項抜粋）

事務所の出入口に自動ドアを設ける場合、上記の構造を有するものであれば、引分けドアの使用を認めて差し支えない。
（平成17年12月19日 消防危第295号執務資料）

- (2) 出入口の敷居又は床あるいは犬走り等をその直近の地盤面より0.15m以上高くすること。

（規則第25条の4第5項抜粋）

なお、事務所等への荷物の搬入又は車椅子使用者に対する利便性の向上から、これに代えてスロープを設置する場合は、次によること。

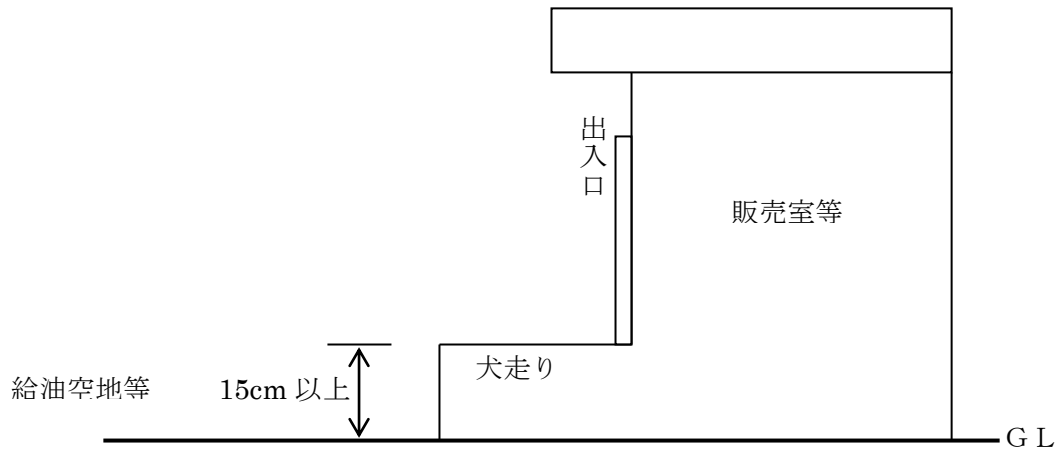
（平成9年3月14日消防危第26号）

- ① スロープの最下部から最上部までの高さが15cm以上であること。

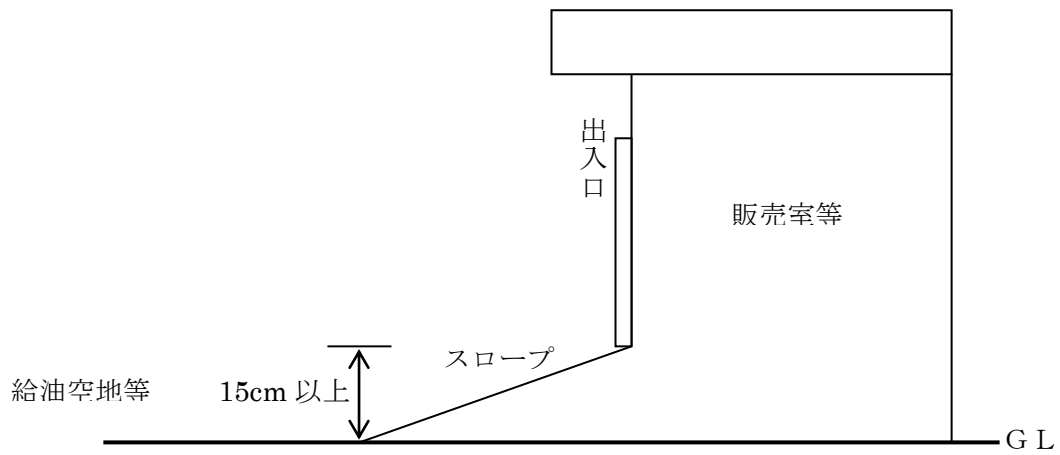
なお、スロープが明確でない場合にあっては、最上部からの高さの差が15cm以上となるところまでをスロープとみなすものとする。

- ② スロープは、給油又は注油に支障のない位置に設けること。
- ③ スロープ上において給油又は注油を行わないこと。

販売室の出入口に高さ15cm以上の犬走りを設けた例



販売室の出入口に高さ15cm以上のスロープを設けた例



第 14	給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁	令 17-1-19
------	------------------	-----------

1 設置位置及び構造

給油取扱所の周囲には、自動車等の出入りする側を除き、火災による被害の拡大を防止するための高さ 2 m 以上の塀又は壁であって、耐火構造のもの又は不燃材料で造られたもので総務省令（規則第 25 条の 4 の 2）で定めるものを設けること。

（政令第 17 条第 1 項第 19 号）

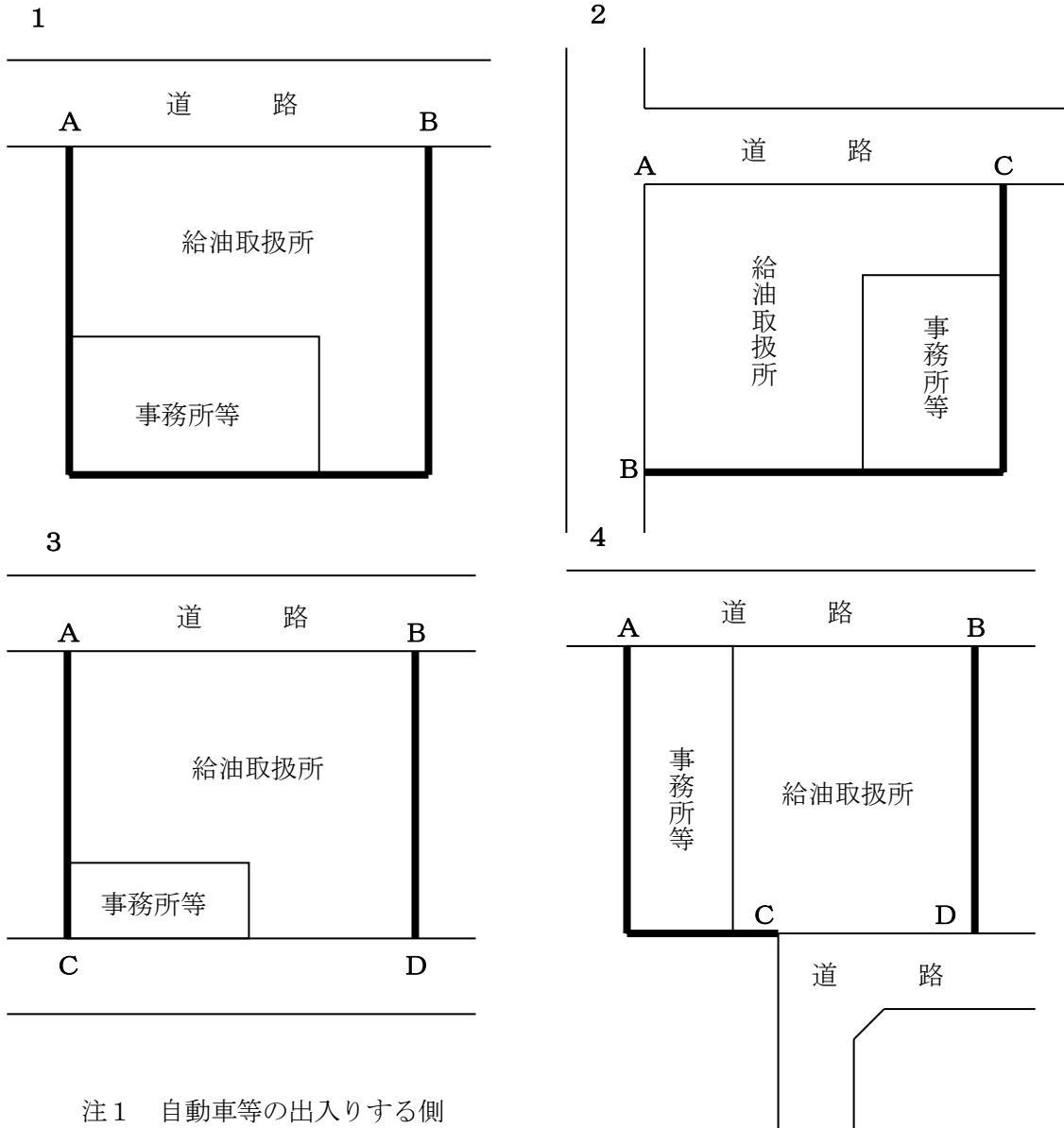
塀又は壁の高さが 2 m であるとした場合に隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が告示で定める式を満たすかどうかにより、塀又は壁を 2 m を越えるものとする必要があるかどうか判断すること。（平成 18 年 5 月 10 日消防危第 113 号）

2 自動車等の出入りする側

（***）

- (1) 自動車等の出入りする側とは、概ね 4 m 以上の道路（建築基準法第 4 条第 1 項各号に規定するもの。）に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできるものをいう。ただし、規則第 1 条第 1 号に規定する道路（建築基準法第 4 条第 1 項第 5 号に基づく同法施行令第 1 4 4 条の 4 第 1 号ただし書きの適用による袋状道路を除く。）でその幅員が 4 m 未満のものであっても 4 m に不足する幅員の空地を給油取扱所の敷地などに確保する場合は、自動車等の出入りする側とみなすことができる。

自動車の出入りする側の例



注1 自動車等の出入りする側

図1 ABの側 ・ 図2 AB、ACの側 ・ 図3 AB、CDの側

図4 AB、CDの側

注2 道路の幅員は、いずれも4m以上

注3 太線の部分は、塀又は壁を設ける部分

(2) 給油取扱所の間口に面する側に河川、歩道、ガードレール等がある場合は、次によること。

① 給油取扱所と道路の間に河川等がある場合で、次の各事項に適合するものについては、自動車の出入りする側とみなす。

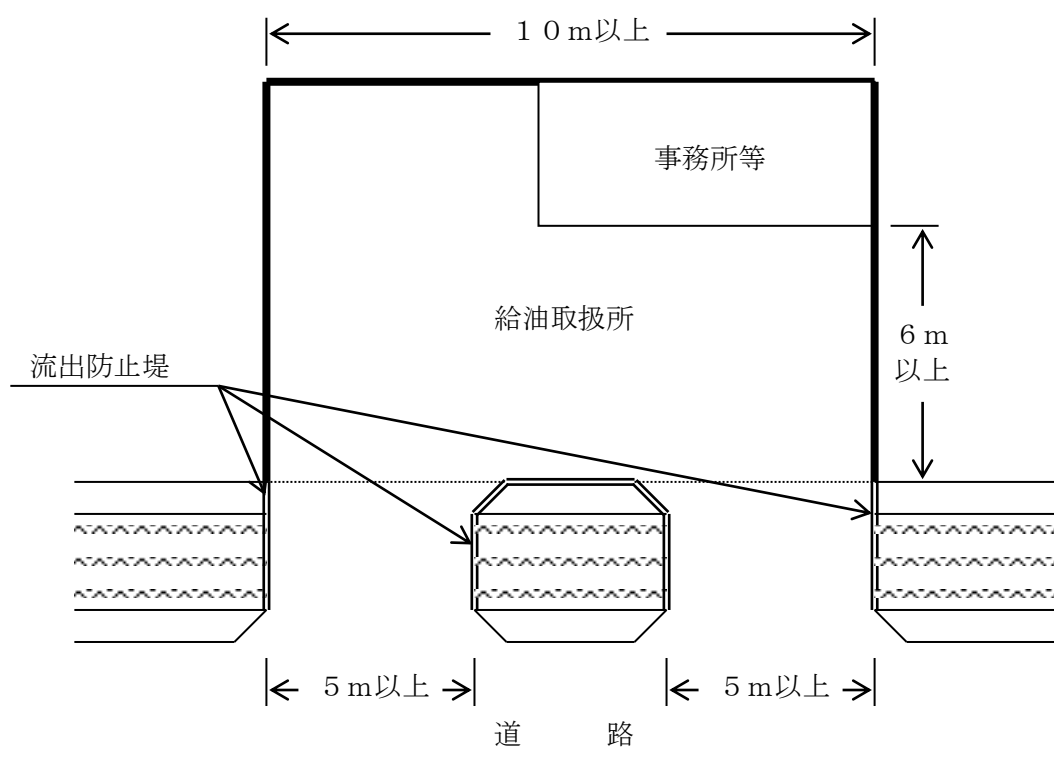
(昭和44年3月10日消防予第50号)

ア 道路の幅は、5m以上であること。

イ 道路は、道路の同じ側に2カ所以上設けられていること。

ウ 道路には、万一危険物が流出した場合であっても、河川等に流入しないように当該道路の両側を高くするなど危険物の流出防止措置を講じていること。

河川等がある場合の自動車等が出入りする側の例



注1 太線は、塀又は壁を設ける部分

注2 ADの側は、自動車等の出入りする側

- ② 給油取扱所と道路の間に歩道、ガードレールが設けられている場合で、次の各事項に適合するものについては、自動車等の出入りする側とみなす。

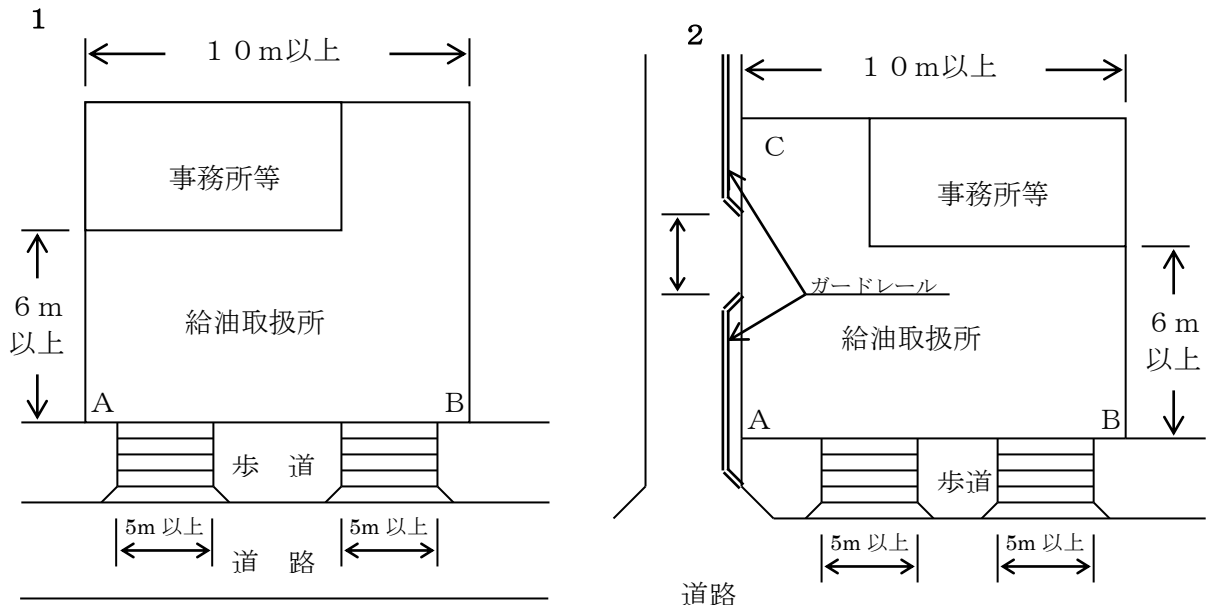
(昭和45年5月4日消防予第81号)

ア 道路の幅は、5 m以上であること。

イ 道路は、道路の同じ側に2カ所以上設けられていること。

ウ 道路の位置は、政令第17条第1項第2号の給油空地から、はみ出していないこと。

歩道等がある場合の自動車等が出入りする側

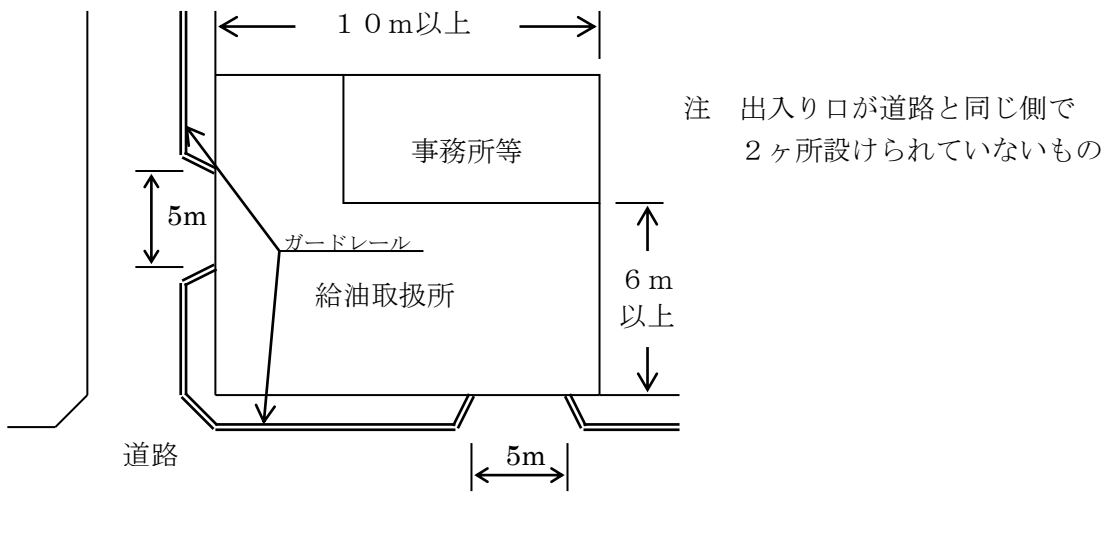


注1 図1のABの側は、自動車等の出入りする側

注2 図2のAB、ACの側は、自動車等の出入りする側

図2のACの側には、自動車等が安全に出入りできる幅を確保すること。

自動車等が出入りする側とは認められない場合の例



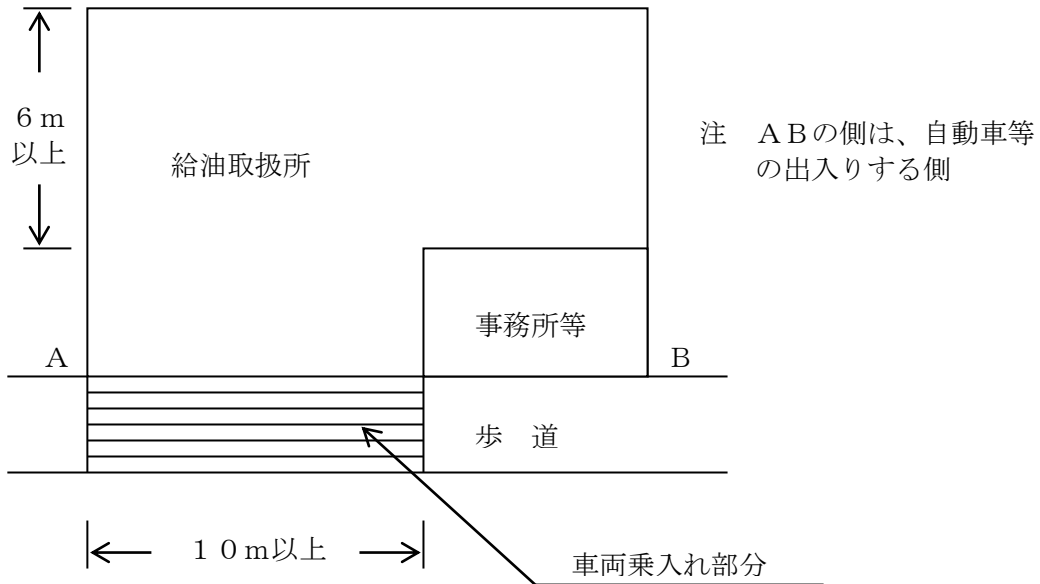
③ 給油取扱所の間口に面する側に給油取扱所の事務所等が設けられている場合で、次の各事項に適合するものについては、自動車等が出入りする側とみなすこと。

(***)

ア 幅10m以上の通路が、1カ所以上設けられている場合。

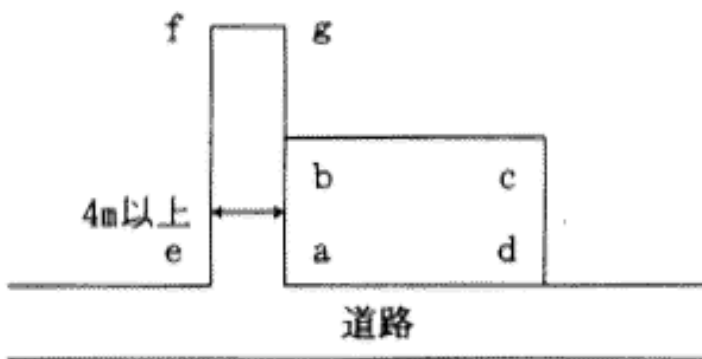
イ 通路の位置は、政令第17条第1項第2号の給油空地から、はみ出していない場合。

事務所等がある場合の自動車等が出入りする側の例



- (3) 給油取扱所に面する道路が、規則第1条第1項第1号ニの規定に適合する場合には、当該道路が縁石やさく等で区画されていない場合や袋小路、私道の場合であっても自動車等の出入りする側とする。
 (平成9年3月25日消防危第27号)
 (平成10年10月13日消防危第90号)
 (平成31年4月19日消防危第81号)

袋小路の例



※ abg—ef で囲まれる部分が、現に道路としての形態を有し、一般交通の用に供されており、自動車等の通行が可能な場合は、abcdで囲まれる給油取扱所のa—b部分及びd—a部分は自動車等の出入りする側とする。

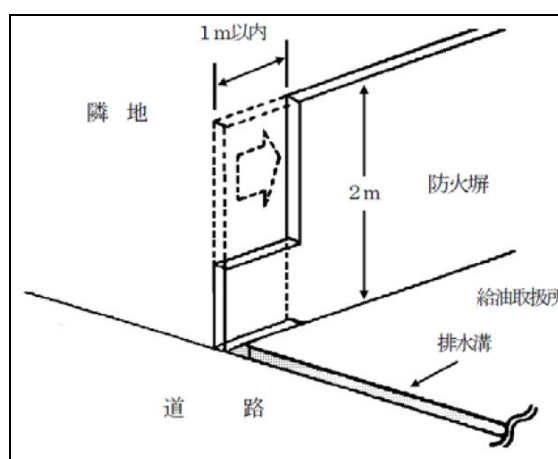
3 給油取扱所の塀又は壁

(1) 塀又は壁は、次に掲げる要件に適合する塀又は壁とする。

- ① 開口部（防火設備ではめごろし戸であるもの（ガラスを用いるものである場合には、網入りガラスを用いるものに限る。）が設けられたものを除く。）を有しないものであること。
- ② 給油取扱所において告示（告示第4条の52）で定める火災が発生するものとした場合において、当該火災により当該給油取扱所に隣接する敷地に存する建築物の外壁その他の告示で定める箇所における放射熱が告示で定める式を満たすこと。
(規則第25条の4の2)
- ③ 給油取扱所から自動車等が出る際に交通事故が発生するおそれがあるもの等については、現認性確保のため、周囲の状況等から判断して延焼危険性が低く、規則第25条の4の2第2号を満たす場合は、政令第23条を適用し、政令第17条第1項第19号に規定されている塀又は壁に道路境界線から1m以内に限り、切欠きを設けて差し支えない。

(平成30年3月29日消防危第42号問2)

塀又は壁の切欠きの例



4 給油取扱所の塀又は壁に考慮すべき火災等

(1) 規則第25条の4の2第二号の告示で定める火災は、次に掲げる火災とする。

- ① 固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）から自動車等の燃料タンクに給油中に漏えいした危険物が燃焼する火災
- ② 固定注油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）から容器又は車両に固定されたタンクに注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災
- ③ 専用タンク（令第17条第1項第7号の専用タンクをいう。）に危険物を注入中に漏えいした危険物が燃焼する火災

(2) 規則第25条の4の2第二号の告示で定める箇所は、次の各号に掲げる箇所とする。

- ① 給油取扱所に隣接し、又は近接して存する建築物の外壁及び軒裏（耐火構造、準耐火構造又は防火構造のものを除く。）で当該給油取扱所に面する部分の表面
- ② 給油取扱所の塀又は壁に設けられた防火設備（令第9条第1項第七号の防火設備をいい、ガラスを用いたものに限る。）の給油取扱所に面しない側の表面

- (3) 規則第 25 条の 4 の 2 第二号の告示で定める式は、次のとおりとする。

$$\int_0^{t_e} q^2 dt \leq 2,000$$

t_e は、燃焼時間 (単位 分)

q は、輻射熱 (単位 kW/m^2)

t は、燃焼開始からの経過時間 (単位 分)

(告示第 4 条の 52)

危険物の火災は、時間とともに輻射熱 q が変化することが通常であるが、漏えいした危険物のプール火災を想定して、火災開始から一定の輻射熱であると仮定し、「石油コンビナートの防災アセスメント指針 参考資料 2 災害現象解析モデルの一例 4. 火災爆発モデル」(資料編参照) に掲げる方法により算出して差し支えないこと。

(平成 18 年 5 月 10 日消防危第 113 号)

なお、算出に際しては、輻射熱計算ソフト (平成 18 年 10 月 17 日付事務連絡にて各署宛送付) を活用して差し支えないもの。

5 運用指針

(平成 18 年 9 月 19 日消防危第 191 号)

(1) 火災の想定について

- ① 固定給油設備からの給油中、固定注油設備からの注油中の火災について

過去の事故事例等を踏まえて、漏えい量を固定給油設備又は固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を 10 分間と想定する。

- ② 移動貯蔵タンクからの荷卸し中の火災について

移動貯蔵タンクの一槽分 (最大 4,000ℓ) を漏えい量とし、一槽分を荷卸しするのに要する時間 (800ℓ/分の場合は 5 分) を漏えい時間として想定する。

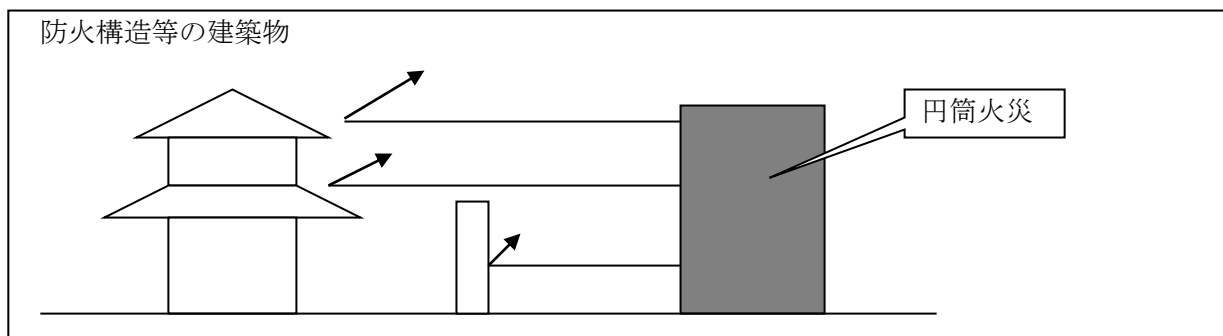
※ 原則、想定される最大量である 4,000ℓ を漏えい量とするものであるが、想定される移動貯蔵タンクの一槽分の容量がこれに満たない時は、実容量を漏えい量として計算しても差し支えないもの。

(2) 輻射熱の計算について

- ① 防火構造等の建築物

告示第 4 条の 52 第 2 項第 1 号の規定より、給油取扱所に隣接し、又は近接して存する建築物の外壁及び軒裏が、耐火構造、準耐火構造、防火構造である場合は、当該建築物の外壁及び軒裏に対する輻射熱の計算をする必要はないもの。

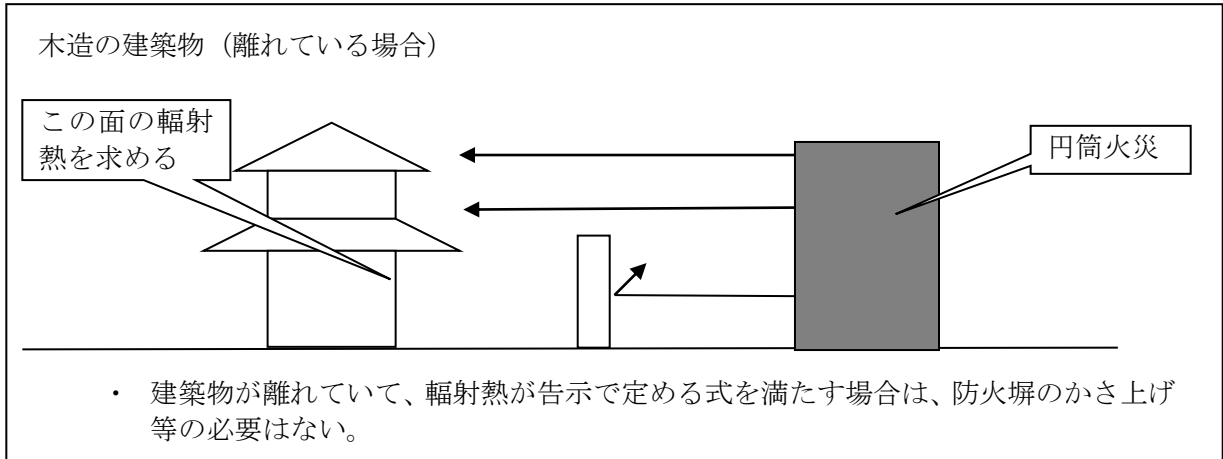
ただし、防火塀に開口部 (網入りガラス) がある場合は、④による計算が必要であること。



- 建築物の外壁及び軒裏が、防火構造、耐火構造、準耐火構造ならば、防火塀のかさ上げ等の必要はない (輻射熱を求める必要はない)

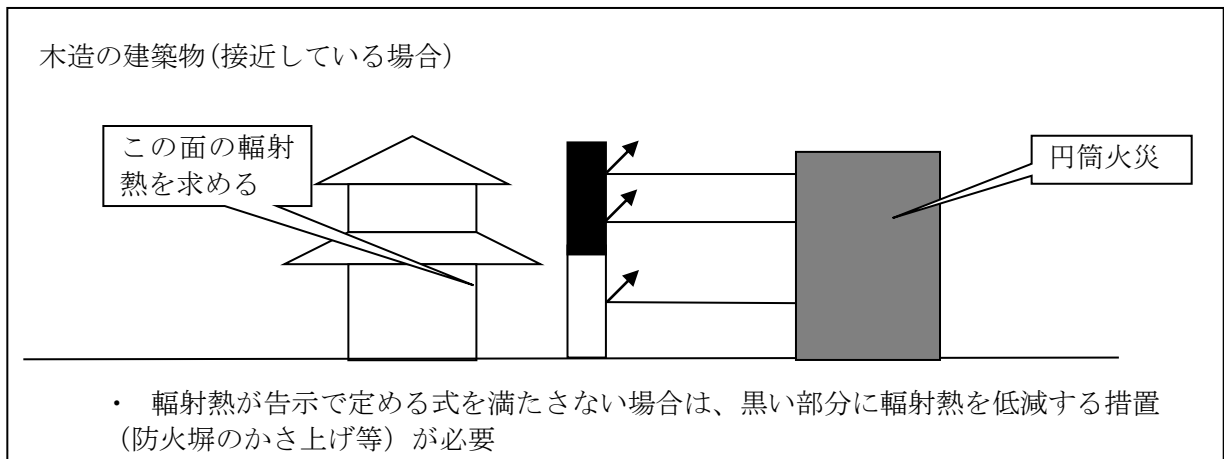
② 木造の建築物（離れている場合）

木造の建築物であっても想定される火災の場所から離れていて、輻射熱が告示で定める式を満たす場合は、防火塀のかさ上げなどの措置を考慮する必要はないもの。ただし、防火塀に開口部（網入りガラス）がある場合は、④による計算が必要であること。



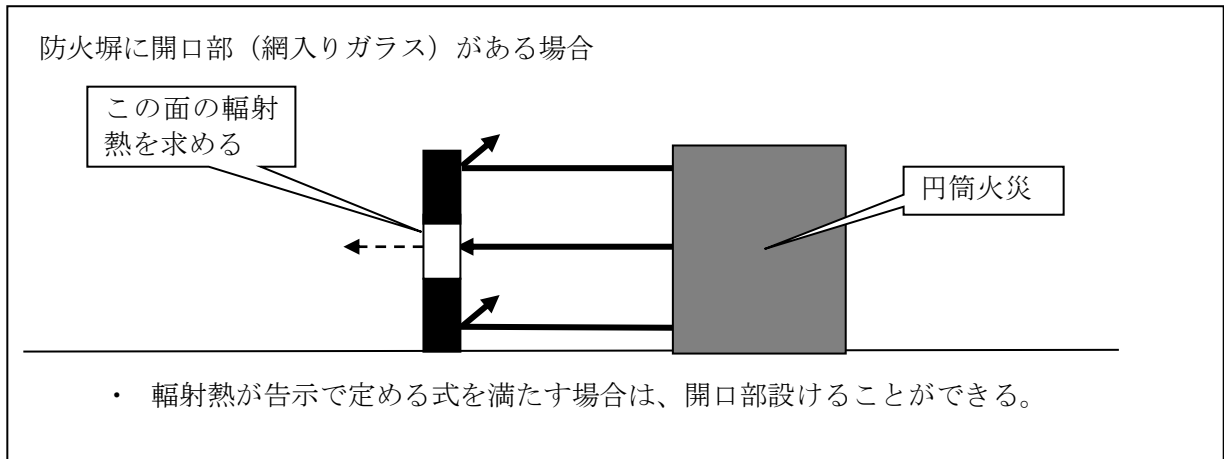
③ 輻射熱を低減させる措置

給油取扱所を新設する場合等であれば、隣接建築物等の輻射熱を低減させる措置としては、防火塀のかさ上げ（下図）の他、給油取扱所のレイアウトにより火災想定位置を変更する（固定給油設備、固定注油設備、注入口や荷卸しローリー停車位置）ことが考えられるもの。



④ 防火扉に開口部（網入りガラス）がある場合

防火扉の開口部に設けた防火設備（一般的には網入りガラス、下図）の給油取扱所に面しない部分の輻射熱の値が告示の式を満たす必要があるもの。この場合、防火扉上部からの輻射熱も考慮する必要がある。



(3) 給油取扱所の火災発生場所について

給油取扱所における火災の想定をする場合、施設によって差が生じるが、過去の事故事例から判断すると、一般的には危険物を実際に取扱う部分が火災の範囲になると想定される。

① 固定給油設備の場合

自動車等に給油している際に給油ノズルが外れて、ノズルの先端部から漏えいした危険物に着火し、火災に至る場合が想定されるため、給油車両の給油口の直下を中心とした円を想定。

② 固定注油設備で容器詰め替えの場合

容器から溢れた危険物や、注油ノズルが外れてノズルの先端部から漏えいした危険物に着火し、火災に至る場合が想定されるため、詰め替え容器を置く部分を中心とした円を想定。

③ 固定注油設備で移動貯蔵タンク等に注入する場合

移動タンク等の注入口から危険物があふれ出たり、吐出口が開いていて漏えいした危険物に着火し、火災に至る場合が想定されるため、注入する移動貯蔵タンク等の停車位置の駐車場所の中央を中心とした円を想定。

④ 注入口の場合

荷卸しに来た移動タンク貯蔵所の荷卸しに使う吐出口が開いていて漏えいした危険物に着火し、火災に至る場合が想定されるため、移動貯蔵タンクの荷卸しに使用する反対側吐出口を外周とした円を想定。

第 15	電 気 設 備	令 17- 1 -21
------	---------	-------------

1 電気設備

電気設備は、政令第 9 条第 1 項第 1 7 号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。
(令第 1 7 条第 1 項第 2 1 号)

危険物を取り扱う施設においては、可燃性蒸気又は可燃性微粉が漏洩し、又は滞留するおそれがあるので、このような場所に設ける電気設備については、電気設備が火災等を発生させる火源とならないように配慮することを目的としている。

2 電気設備の基準

- (1) 電気設備の基準は、別記 9 「電気設備」によるものとする。 (***)

第 16	附 随 設 備 等	令 17-1-22、23
------	-----------	--------------

1 附随設備の基準

自動車等の洗浄を行う設備その他給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、総務省令で定めるところにより設けること。(政令第17条第1項第2号)

なお、給油取扱所の業務を行うについて必要な設備とは、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機及び急速充電設備（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する）基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。）第3条第20号に規定する急速充電設備をいうものであり、基準については次のとおりであること。(規則第25条の5抜粋)

2 自動車等の洗浄を行う設備

自動車等の洗浄を行う設備の位置、構造又は設備の基準は、次のとおりとすること。

(規則第25条の5第2項抜粋)

(1) 洗車機（門型洗車機、箱型洗車機等）

① 設備の種類

門型洗車機、箱形洗車機等

② 位置関係

固定給油設備（ポンプ室に設けられたポンプ機器及び油中ポンプ機器を除く。）から次の表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上離れた場所であること。ただし、建築物内の自動車等の洗浄を行う作業場については、この限りでない。

固 定 給 油 設 備 の 区 分		距 離
懸垂式の固定給油設備		4メートル
その他の固定給油設備	最大給油ホース全長が3メートル以下のもの	4メートル
	最大給油ホース全長が3メートルを超え4メートル以下のもの	5メートル
	最大給油ホース全長が4メートルを超え5メートル以下のもの	6メートル

(2) 蒸気洗浄機（水蒸気により車体を洗浄する装置）

① 位置関係

固定給油設備（ポンプ室に設けられたポンプ機器及び油中ポンプ機器を除く。）から②に規定する囲いが次の表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上離れた場所であること。

固定給油設備の区分		距離
懸垂式の固定給油設備		4メートル
その他の固定給油設備	最大給油ホース全長が3メートル以下のもの	5メートル
	最大給油ホース全長が3メートルを超え4メートル以下のもの	6メートル
	最大給油ホース全長が4メートルを超え5メートル以下のもの	

② 構造等

ア 周囲には、不燃材料で造った高さ1メートル以上の囲いを設けるとともに、その囲いの出入口は、固定給油設備に面しないものとする。

イ 排気筒には、高さ1メートル以上の煙突を設けること。

3 自動車等の点検・整備を行う設備

自動車等の点検・整備を行う設備の位置、構造又は設備の基準は、次のとおりとすること。
(規則第25条の5第2項第2号抜粋)

(1) 設備の種類

オートリフト（油圧式・電動式）、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアーコンプレッサア、バッテリーチャージャー、尿素水溶液供給設備※等

(昭和62年4月28日消防危第38号)

(2) 設置位置

位置は、固定給油設備（ポンプ室に設けられたポンプ機器及び油中ポンプ機器を除く。）から次の表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上、かつ、道路境界線から2メートル以上離れた場所であること。ただし、建築物内の自動車等の点検・整備を行う作業場については、この限りでない。

(規則第25条の5第2項第2号抜粋)

固定給油設備の区分		距離
懸垂式の固定給油設備		4メートル
その他の固定給油設備	最大給油ホース全長が3メートル以下のもの	4メートル
	最大給油ホース全長が3メートルを超え4メートル以下のもの	5メートル

	最大給油ホース全長が4メートルを超え5メートル以下のもの	6メートル
--	------------------------------	-------

(3) 構造等

油圧オートリフト、オイルチェンジャー、ウオールタンク等危険物を取り扱う設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。

(昭和62年4月28日消防危第38号)

- ① 危険物を収納する部分には、それぞれの容量により、鋼板の厚み規制、気密性が基準に合致していること。

なお、原則として屋内又は地下に設けること。

危険物を収納する部分の容量	板 厚
40リットル以下	1. 0mm以上
40リットルを超え100リットル以下	1. 2mm以上
100リットルを超え250リットル以下 250リットルを超えるもの	1. 6mm以上 2. 0mm以上

- ② 付属設備のタンクで地下に埋設するものについては、専用タンクと同等の防錆措置を講じること。
- ③ 地震等により、容易に転倒又は落下しないように設置すること。
- ④ ウオールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること。
- ⑤ 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける電気設備は、防爆構造とすること。なお、設置にあたっては、第15「電気設備」によること。
- ⑥ 付随設備は、空地外に設置すること。

4 混合燃料油調合機（ガソリンと潤滑油とを一定の比率をもって混合する装置）

混合燃料油調合機の位置、構造又は設備の基準は、次のとおりとすること。

(規則第25条の5第2項第3号抜粋)

(1) 位置関係

位置は、給油に支障のない場所であって、建築物（建築物内の給油又は灯油の詰替えのための作業場を除く。）から1メートル以上、かつ、道路境界線から4メートル以上離れた場所であること。

(2) 構造等

蓄圧圧送のものは、常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置を設けること。

5 尿素水溶液供給機

(規則第25条の5第2項第4号)

(1) 位置関係

位置は、給油に支障がない場所であること。

ディスペンサー型(電動ポンプにより払い出すタイプ)のものについては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備(防爆構造のものを除く。)を、可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所に設置すること。(図1参照)(令和6年2月29日消防危第40号通知)

尿素水溶液供給機の設置例

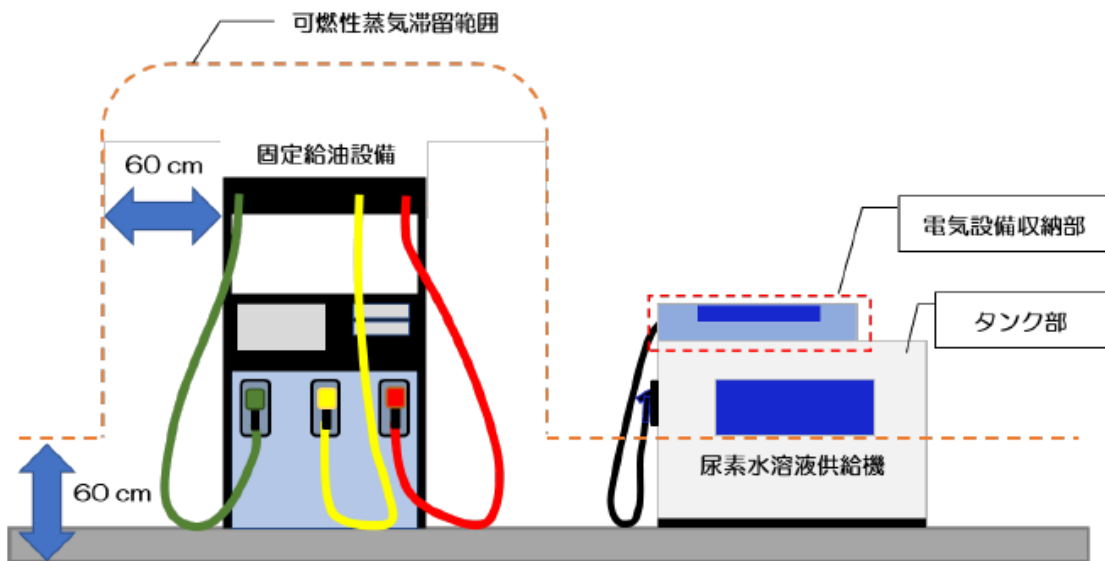


図1 尿素水溶液供給機(電動ポンプにより払い出すタイプ)

(2) 構造等

給油空地内に設置する場合は、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずるとともに、堅固な基礎の上に固定すること。

プラスチック容器型(重力により払い出すタイプ)のものについては、隣接する固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講じること。(図2参照)

(令和6年2月29日消防危第40号通知)

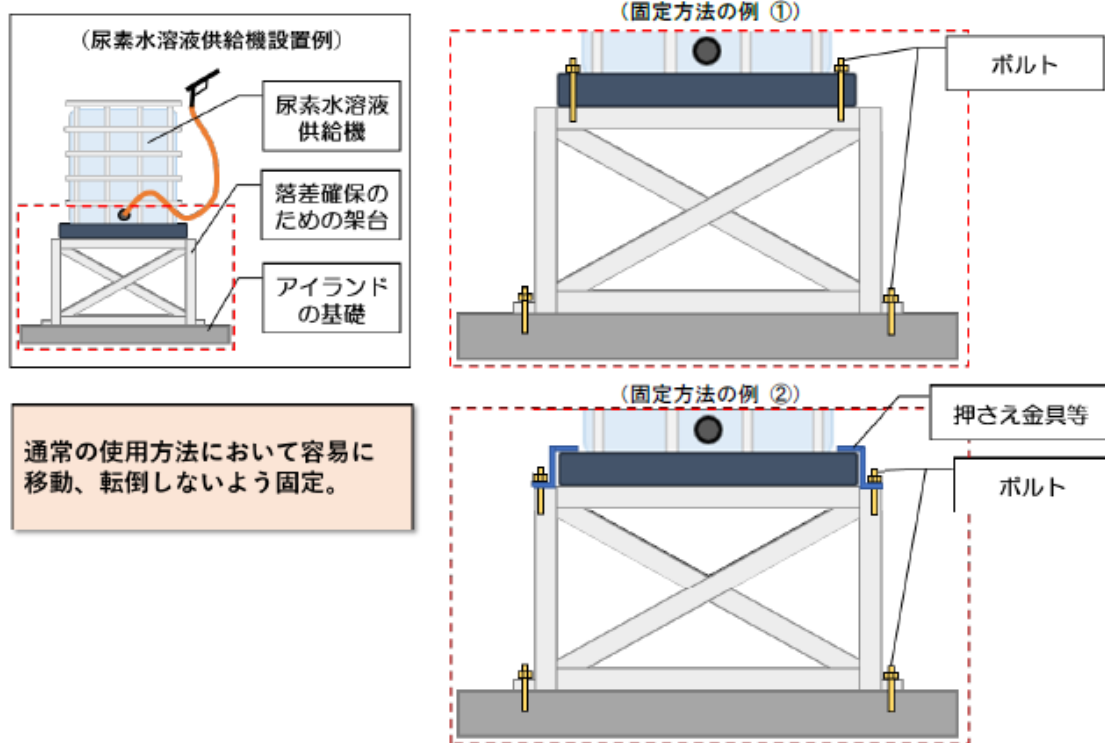


図2 尿素水溶液供給機（重力により払い出すタイプ）

6 急速充電設備

（規則第25条の5第2項第5号）

(1) 位置関係

位置は、給油に支障がない場所であって、次に掲げる場所であること。

① 可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所であること。

次のアからウ以外の場所を「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱うことができる。（令和6年2月29日消防危第40号通知）

ア 懸垂式以外の固定給設備にあっては、固定給油設備の端面から水平方向6mまで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の周囲60cmまでの範囲

イ 懸垂式の固定給油設備にあっては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下した垂線（当該引出口が可動式のものにあっては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下した垂線とする。）から水平方向6mまで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の端面から水平方向60cmまで、地盤面の範囲

ウ 通気管の先端の中心から地盤面の下した垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲

② 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあつては、制御卓から全ての急速充電設備における使用状況を直視できる場所であること。ただし、規則第28条の2の5第6号イただし書の規定により制御卓を設けた場合にあつては、この限りではない。

(2) 構造等

- ① 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。
- ② 急速充電設備の電気回路を電源から遮断する措置を、危険物の流出その他の事故が発生した場合に容易に操作できる場所に設けること。ただし、危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設けた急速充電設備については、当該装置を設けないことができる。

次のアからカ以外の場所を「危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱うことができる。

(令和6年2月29日消防危第40号通知)

- ア 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、周囲60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまでで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲
- イ 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向60cmまでで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲
- ウ 専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向14mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲
- エ 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向16mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲
- オ 通気管の先端の中心から地盤面に下した垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲
- カ 屋内給油取扱所(一方又は二方のみ開放されたものに限る。)の敷地の範囲

危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所のイメージ図(斜線部分以外)

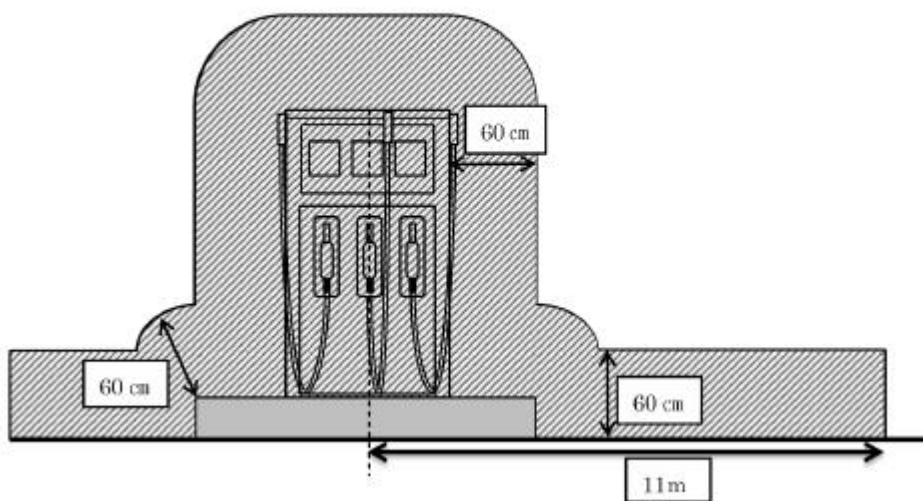


図1 固定給油設備の周囲

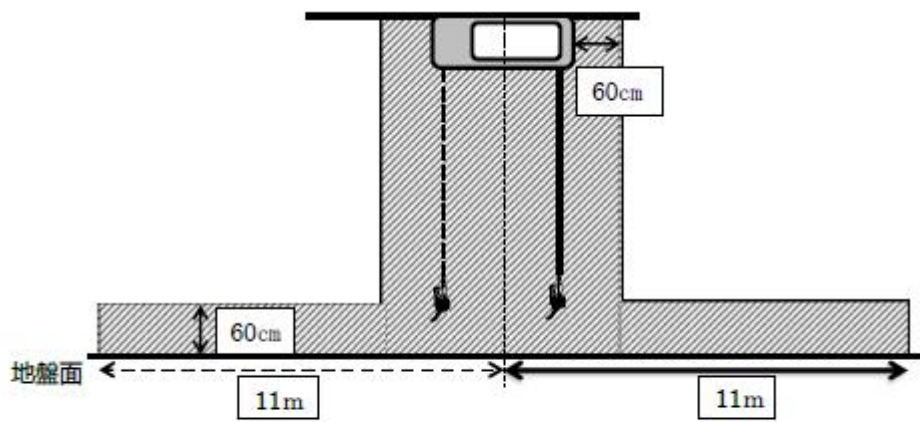


図2 懸垂式の固定給油設備の周囲

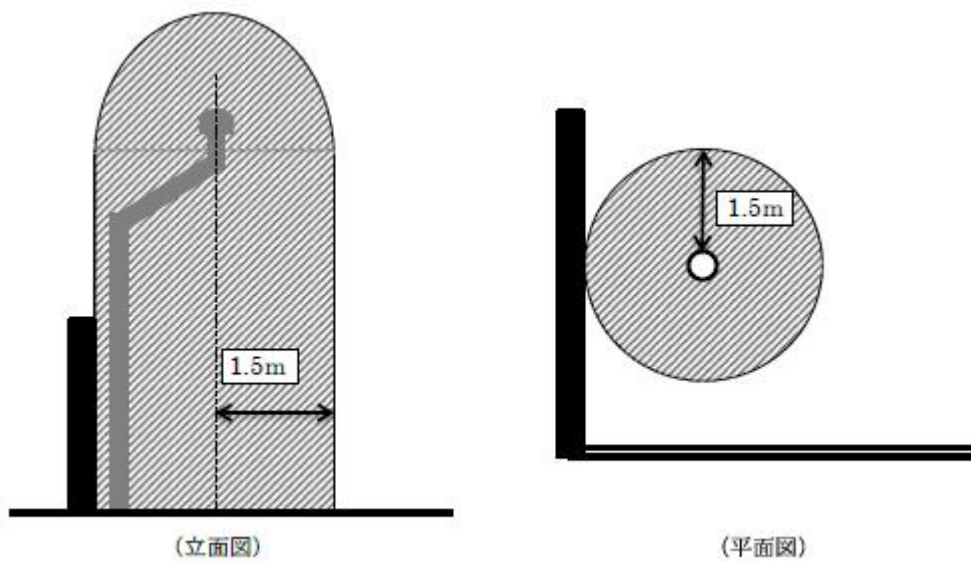


図3 通気管の周囲

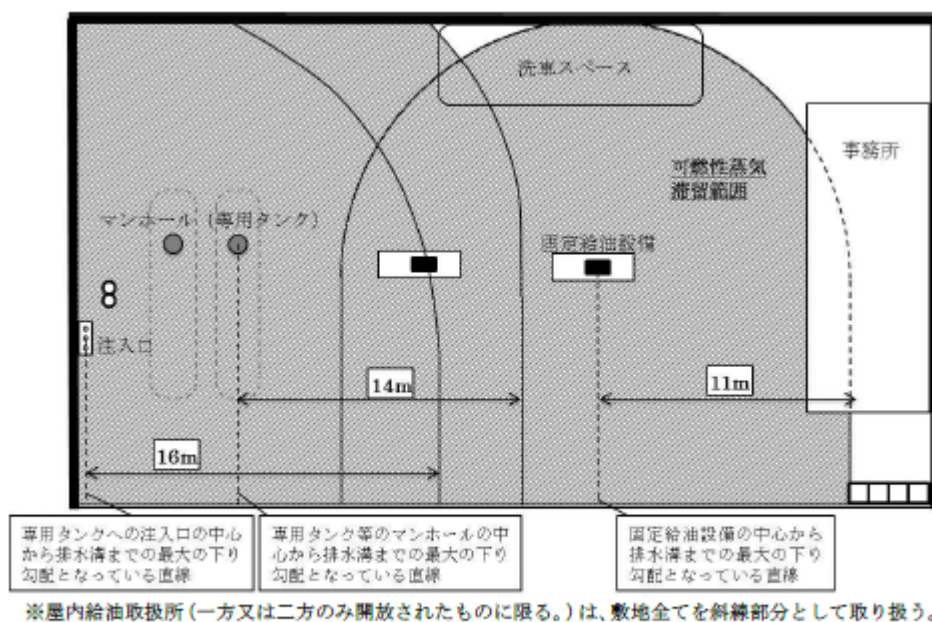


図4 給油取扱所(平面図)

- ③ 対象火気省令第10条第13号、第12条第10号、第14条第7号並びに第16条第9号(チを除く。)及び第11号の規定によること。

7 附随設備以外の設備

給油空地内には給油設備以外の設備は設けてはならない。ただし、次の設備については、必要最小限の範囲で設けることができる。(昭和62年4月28日消防危第38号)

- (1) POS用カードリーダー
- (2) クイックサービスユニット
- (3) 現金自動釣銭機

なお、店舗、飲食店等の厨房設備等の火気使用設備、自家発電設備等は火災予防条例の例によること。

8 物品販売等の業務場所

(1) 屋内における物品販売等の業務場所

- ① 原則として1階の部分とするが、建築物の2階から建築物内の場所を通ることなく安全に給油取扱所の敷地外へ避難することができる構造を有する建築物であれば2階においても販売等ができるものとする。ただし、縄梯子等により避難する構造は、認められない。(昭和62年4月28日消防危第38号)
- ② 給油行為に支障のない場所で、販売目的のタイヤを展示するガレージ(鉄骨鉄板製で、前面開口部に火災時に随時容易に閉鎖できるシャッターを設けたもの)を設置し、開放して展示販売することができる。(平成10年10月13日消防危第90号)

(2) 屋外における物品販売等の業務場所

- ① 建築物の周囲の空地(自動車等の通行が妨げられる部分を除く)。ただし、防火・避難上支障とならない範囲とし下記の事項を遵守させること。
 - ア 防火塀の周辺において物品を展示等する場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み

重ねないこと。

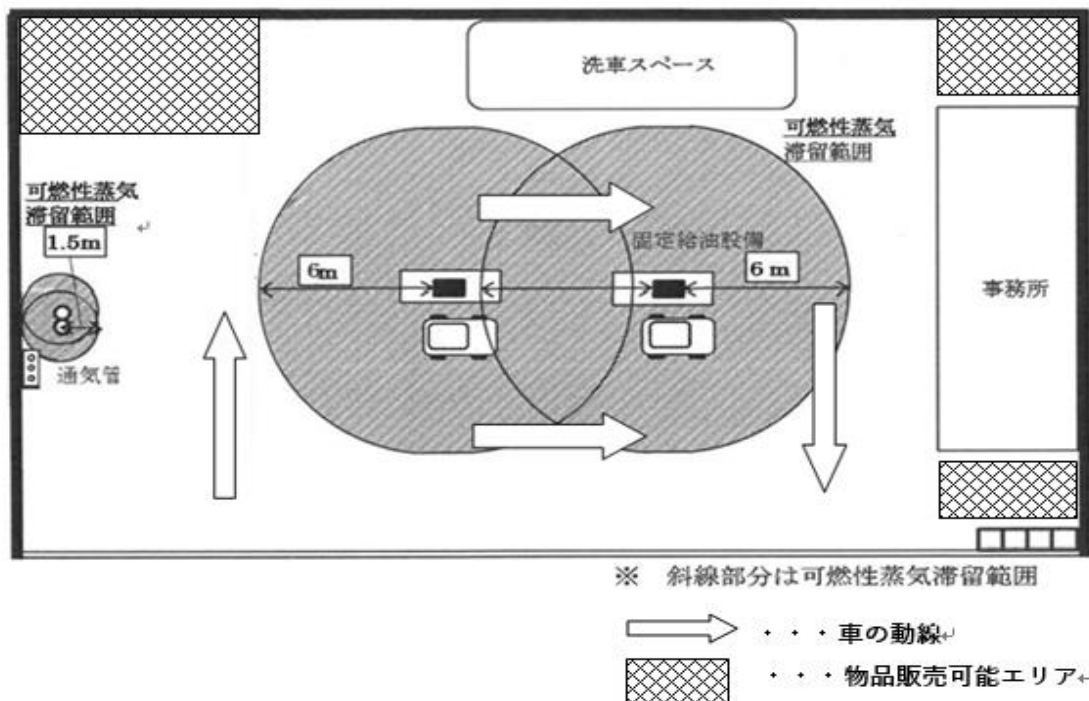
イ 物品販売等を行う場所は、人や車両の通行に支障を生じさせないよう人・車両の動線をわかりやすく地盤面上に表示することや、ロープ等で明確にすること。

ウ 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示等しないこと。

エ 危険物の取扱い作業を行う際に必要な空間が確保されるよう、物品の配置や移動等の管理を適切に実施するための運用方法を計画するとともに、火災時における顧客の避難について、あらかじめ避難経路や避難誘導體制等に係る計画を策定すること。また、策定した計画等については、予防規程又はこれの関連文書に明記すること。

(令和2年3月27日消防危第88号)

物品販売可能エリアの例



9 給油取扱所に併設される物品販売店舗等

(1) 給油取扱所においてレンタカー業務を行う場合の留意点

① 保安に関する事項

ア 当該給油取扱所でレンタカーへの給油を行うこと。

イ 当該給油取扱所の営業時間とレンタカー業務の営業時間が異なる場合、危険物保安業務に支障がないこと。

ウ 営業時間帯別の従業員の人数により、危険物保安業務に支障がないこと。

エ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の場合、給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示に支障がないこと。

② レンタカーの保管場所（駐車場）に関する事項

給油取扱所内に保管場所（駐車場）を設ける場合、次に掲げる場所以外の場所であること。なお、駐車位置が判断できるよう明示すること。

ア 給油空地

イ 注油空地

ウ 規則第40条の3の4で定める部分

③ その他の留意事項

ア レンタカーを給油取扱所内に駐車する場合、販売目的で展示されているものでないと判断できること。

イ 給油空地は、固定給油設備の配置、給油を受ける自動車の大きさ、車両の動線等を考慮して判断すべきものであること。(屋外営業用給油取扱所「第2 給油空地」参照)

ウ 既出の資料等で給油空地が明確に図示されていない場合は、事前相談等の機会を捉え改めて明確にすること。この場合、従前の給油空地より広くなる可能性があるため、レンタカーの保管場所を設定する際に留意すること。

(平成26年2月28日堺消危第3973号)

10 看板

給油取扱所に設ける看板については、昭和45年8月4日消防予第160号、昭和45年11月21日消防予第231号、昭和47年1月12日消防予第30号及び昭和47年2月10日消防予第55号において、個別の給油取扱所における取付け位置及び材質の実例が示されており、これらの通知に示された事項を踏まえ次のとおり取り扱うこと。

(1) 令17条1項第19号に規定する防火塀の表面又は上部に看板を設ける場合は、不燃材料を使用する。

上記以外の部分に看板を設ける場合は、難燃性の材料を使用する。ただし、事務所等の建築物の屋上に設ける看板及び商標等を示す看板(いわゆるサインポール)にあつては、アクリル樹脂など難燃性以外の材料を使用することができることとする。

(2) 看板の大きさ、取付け位置については、給油業務や自動車の通行に支障のない範囲とすること。

(平成31年4月19日消防危第81号)

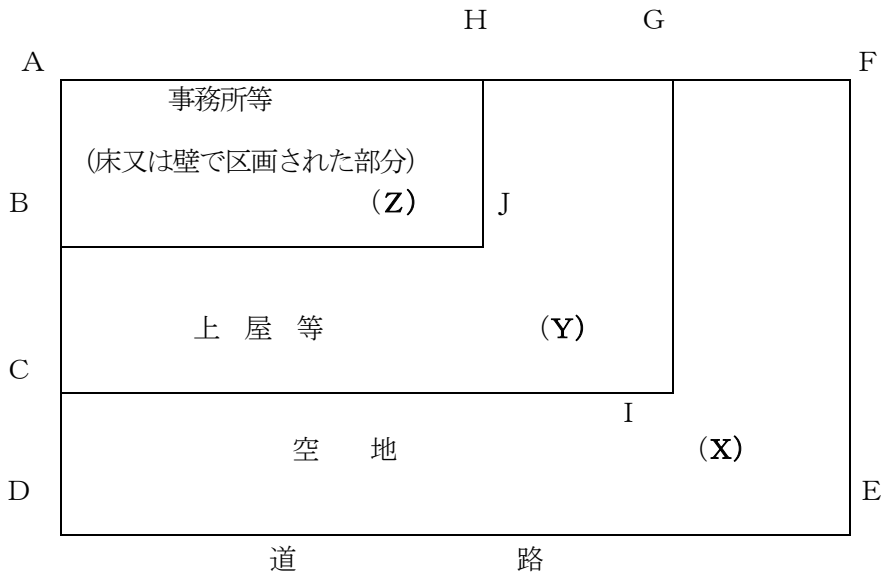
第1	屋内給油取扱所の定義等	令17-2
----	-------------	-------

1 定義

屋内給油取扱所とは、建築物内に設置するもの又は建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分のうち床又は壁で区画された部分の1階の床面積（以下「区画面積」という。）を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が3分の1を超えるもの（当該割合が3分の2までで、かつ、火災の予防上安全であると認められるものは除く。）とする。

（規則第25条の6抜粋）

(1) 建築物内に設置するもの以外の屋内給油取扱所の判定 (**)



- ・ 給油取扱所の敷地面積 ; A D E F で囲まれた面積 (X)
- ・ 建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積 ; A C I G で囲まれた面積 (Y)
- ・ 事務所等の床又は壁で区画された1階の床面積の合計 ; A B J H で囲まれた面積 (Z)

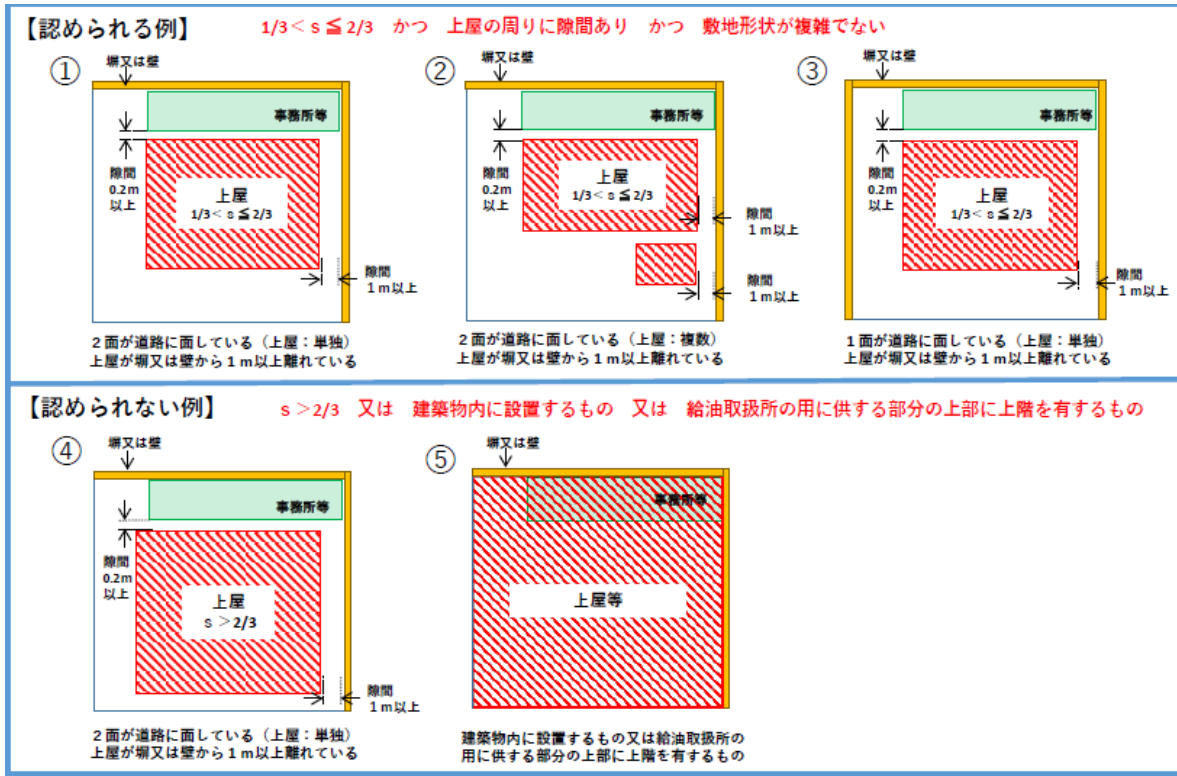
屋内給油取扱所とは、
$$\frac{(Y) - (Z)}{(X) - (Z)} > \frac{1}{3}$$

※ただし
$$\frac{1}{3} < \frac{(Y) - (Z)}{(X) - (Z)} \leq \frac{2}{3}$$
 の場合において、

火災の予防上安全であると認められるものについては、屋外給油取扱所とする。

(2) 火災の予防上安全であると認められる例・認められない例について

(令和3年7月21日消防危第172号)



$$s = \frac{\text{建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積} - \text{区画面積}}{\text{給油取扱所の敷地面積} - \text{区画面積}}$$

2 適用基準

屋内給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令第17条第2項各号によるほか、政令第17条第1項第1号から第6号まで、第7号本文、第9号から第16号まで及び第19号から第23号までの規定が準用される。

(政令第17条第2項抜粋)

政令第17条第2項において準用する政令第17条第1項の基準

条 項	基 準 内 容
第17条第1項第1号	給油設備
第17条第1項第2号	給油空地
第17条第1項第3号	注油空地
第17条第1項第4号	給油空地・注油空地の舗装

第17条第1項第5号	滞留・流出防止措置
第17条第1項第6号	標識・掲示板
第17条第1項第7号 <u>本文</u> ※	専用タンク及び廃油タンク等の設置制限 (※ただし書きの簡易タンクは設置できない。)
第17条第1項第9号	専用タンク等と配管
第17条第1項第10号	固定給油設備及び固定注油設備の構造
第17条第1項第11号	固定給油設備及び固定注油設備の表示
第17条第1項第12号	固定給油設備の位置
第17条第1項第13号	固定注油設備の位置
第17条第1項第14号	懸垂式固定給油設備及び懸垂式固定注油設備の構造
第17条第1項第15号	ポンプ機器の緊急停止装置
第17条第1項第16号	建築物の規制（用途及び面積制限）
第17条第1項第19号	塀又は壁の構造
第17条第1項第21号	電気設備
第17条第1項第22号	付随設備
第17条第1項第23号	給油に支障があると認められる設備の設置禁止規定

3 留意事項

(**)

(1) 給油取扱所の敷地面積

給油取扱所の用に供する部分の防火塀の中心（防火塀が建築物を兼ねる場合にあつてはその中心線）と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分、又は給油取扱所が建築物内にある場合は、給油取扱所の用に供する部分の壁の中心線と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分とする。

(2) 上屋のルーバーおよびはり等

原則として、ルーバー部分は水平投影面積に算入することとし、はり等についても、おおむね50cm以上の幅を有するものについては、これに算入するものとする。

(3) 屋内給油取扱所には、簡易タンクを設けることはできない。

(4) 建築物の用途制限の規定は、給油取扱所の敷地内に対するものであり、他用途とする部分には適用されないものであること。

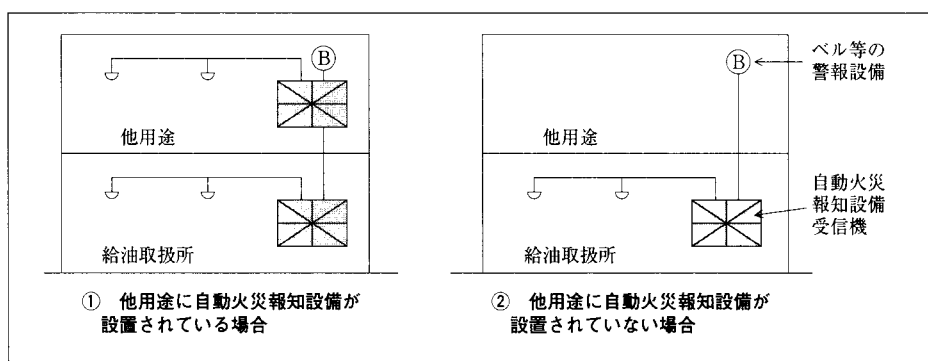
第 2	建築物の構造及び用途制限等	令 17-2-1 令 17-2-5 令 17-2-6 令 17-2-7 令 17-2-8
-----	---------------	--

1 建築物の構造

屋内給油取扱所は、壁、柱、床及びはりが耐火構造で、消防法施行令別表第 1 (6) 項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物（総務省令で定める設備を備えたものに限る。）に設置すること。
 （政令第 17 条第 2 項第 1 号抜粋）

- (1) 上記「総務省令で定める設備」とは、屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分に自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備とする。
 （規則第 25 条の 7）

他用途部分に報知する設備の例



（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号）

2 他用途等の区画等

- (1) 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とするとともに、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。ただし、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階がない場合には、屋根を不燃材料で造ることができる。

（政令第 17 条第 2 項第 5 号）

- (2) 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分のうち、総務省令で定める部分は、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の屋内給油取扱所の用に供する他の部分と区画され、かつ、防火上必要な総務省令で定める構造とすること。

（政令第 17 条第 2 項第 6 号）

- ① 上記「総務省令で定める部分」とは、規則第 25 条の 4 第 1 項第 5 号の用途（給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る給油取

扱所の業務を行うための事務所) に供する部分とする。

(規則第25条の4第4項抜粋)

- ② 「防火上必要な総務省令で定める構造」とは、給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口がない構造とする。
(規則第25条の4第4項抜粋)

3 給油取扱所の出入口

建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の窓及び出入口(自動車等の出入口で総務省令で定める部分を除く。)は、防火設備を設けること。

(政令第17条第2項第7号)

上記「自動車等の出入口で総務省令で定める部分」とは、規則第25条の4第1項第1号(給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場)、第3号(自動車等の点検・整備を行う作業場)、第4号(自動車等の洗浄を行う作業場)の用途に供する部分に設ける自動車等の出入口とする。
(規則第25条の4第3項抜粋)

4 可燃性蒸気流入防止構造

建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分のうち、事務所その他火気を使用するもの(総務省令で定める部分を除く。)は、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない総務省令で定める構造とすること。
(政令第17条第2項第8号)

- (1) 上記「総務省令で定める部分」とは、規則第25条の4第1項第3号(自動車等の点検・整備を行う作業場)及び第4号(自動車等の洗浄を行う作業場)の用途に供する部分とする。
(規則第25条の4第5項抜粋)
- (2) 「総務省令で定める構造」とは、次のとおりとする。
(規則第25条の4第5項抜粋)
- ① 出入口は、随時開けることができる自動閉鎖のものとする。
 - ② 犬走り又は出入口の敷居の高さは、15cm以上であること。

第 3	専用タンク又は廃油タンク等の構造等	令 17-2-2 令 17-2-3 令 17-2-4
-----	-------------------	----------------------------------

1 専用タンク又は廃油タンク等の構造

専用タンク及び廃油タンク等の位置、構造及び設備は、次項に掲げる他、下記地下タンク貯蔵所の規定の一部が準用される。準用規定については次のとおりである。

(政令第 17 条第 2 項第 2 号抜粋)

地下タンク貯蔵所の基準の準用規定

条 項	準 用 規 定
政令第 13 条第 1 項第 1 号	タンクの設置方法
政令第 13 条第 1 項第 2 号	タンクとタンク室との間隔及び乾燥砂の充填
政令第 13 条第 1 項第 3 号	タンクの埋設深さ
政令第 13 条第 1 項第 4 号	タンク相互間隔
政令第 13 条第 1 項第 6 号	タンクの材質、板厚、強度
政令第 13 条第 1 項第 7 号	タンク外面の保護
第 13 条第 1 項第 8 号の 2	液量自動覚知装置等の設置
政令第 13 条第 1 項第 9 号	注入口の位置、構造、設備 (屋外に設けることとする部分及び掲示板に係る部分を除く。)
政令第 13 条第 1 項第 10 号	配管の位置、構造、設備
政令第 13 条第 1 項第 11 号	配管の取付位置
政令第 13 条第 1 項第 13 号	漏洩検査管の設置
政令第 13 条第 1 項第 14 号	タンク室の構造
政令第 13 条第 2 項	二重殻タンクの位置、構造、設備
政令第 13 条第 3 項	漏れ防止構造のタンクの基準

2 通気管

専用タンク及び廃油タンク等には、総務省令で定めるところにより通気管又は安全装置を設けること。
(政令第17条第2項第3号)

(1) 上記「総務省令で定める」とは、次のとおりとする。
(規則第20条第5項)

① 通気管は、地下貯蔵タンクの頂部に取り付けること。
(規則第20条第3項第1号)

② 通気管のうち地下の部分については、その上部の地盤面にかかる重量が直接当該部分にかからないように保護するとともに、当該通気管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）については、当該接合部分の損傷の有無を点検することができる措置を講ずること。
(規則第20条第3項第2号抜粋)

③ 可燃性の蒸気を回収するための弁を通気管に設ける場合にあつては、当該通気管の弁は、地下貯蔵タンクに危険物を注入する場合を除き常時開放している構造であるとともに、閉鎖した場合にあつては、10kPa以下の圧力で開放する構造のものであること。
(規則第20条第3項第3号抜粋)

④ 先端は、屋外又は建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所にあつて地上4m以上の高さとし、かつ、建築物の窓、出入口等の開口部から1m以上離すほか、引火点が40℃未満の危険物のタンクに設ける通気管にあつては敷地境界線から1.5m以上離すこと。ただし、高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける通気管にあつては、先端をタンク専用室内とすることができる。
(規則第20条第2項第1号抜粋)

⑤ 通気管は、滞油するおそれのある屈曲をさせないこと。

(規則第20条第2項第2号抜粋)

⑥ 細目の銅網等による引火防止装置を設けること。ただし、高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける通気管にあつては、この限りでない。
(規則第20条第1項第1号抜粋)

⑦ 無弁通気管にあつては、次の基準に適合するものであること。

(規則第20条第1項第1号抜粋)

ア 直径は、30mm以上であること。

イ 先端は、水平より下に45度以上曲げ、雨水の侵入を防ぐ構造とすること。

⑧ 大気弁付通気管にあつては、5kPa以下の圧力差で作動できるものであること。

(規則第20条第1項第2号抜粋)

3 過剰注入防止措置

専用タンクには、危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備を設けること。

(政令第17条第2項第4号)

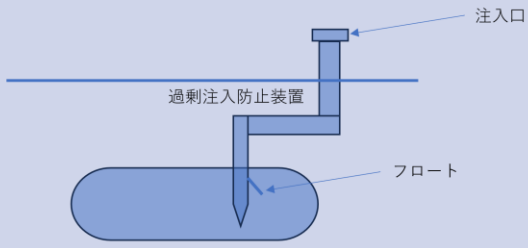
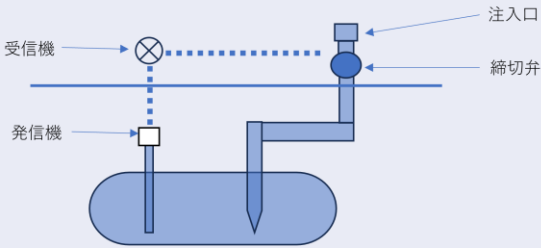
専用タンクには、タンクローリー等による過剰な注入を防止するため、タンクの液面をフロート等により直接又は液面計と連動して自動的に危険物の過剰な注入を防止する設備を設けること。
(**)

なお、過剰注入防止措置の例としては、次のようなものがある。
(**)

(1) タンクの注入管内に設けられたもので、液面により浮子の上下により作動するフロート式のもの。

(2) 液面計で発信機能のあるものの信号を利用して、一定の液面に達した場合、注入口付近で止める注入口締切弁方式のもの。

過剰注入防止装置の例

種類	構造令
フロート式のもの	<p>タンク注入管内に設けられたもので、液面により浮子の上下によって作動するもの</p> 
注入口の締切弁方式のもの	<p>液面計で発信機能のある物の信号を利用して、一定の液面に達した場合、中口付近で止めるもの</p> 

第 4	給油取扱所の開放性と講ずべき措置	令 17-2-9
-----	------------------	----------

1 屋内給油取扱所の開放性

建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の1階の二方については、自動車等の出入する側又は通風及び避難のための総務省令で定める空地に面するとともに、壁を設けないこと。ただし、総務省令で定める措置を講じた屋内給油取扱所にあつては、当該建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の1階の一方について、自動車等の出入する側に面するとともに、壁を設けないことをもって足りる。

(政令第17条第2項第9号抜粋)

2 二方が開放されている屋内給油取扱所とみなされる場合の避難及び通風空地

二方が開放されているみなされる場合の避難及び通風空地は、次のとおりとすること。

(規則第25条の8抜粋)

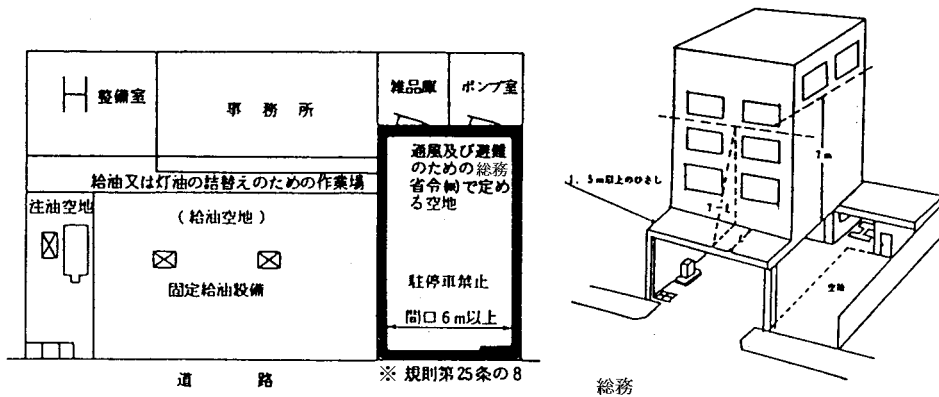
- (1) 当該空地は、給油空地、注油空地並びに規則第25条の4第1項第3号（自動車等の点検・整備を行う作業場）及び第4号（自動車等の洗浄を行う作業場）の用途に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有すること。
- (2) 当該空地は、間口が6m以上、奥行が建築物の規則第25条の4第1項第1号（給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場）の用途に供する部分の奥行以上であり、かつ、避難上及び通風上有効な空地であること。
- (3) 当該空地は、その範囲を表示するとともに、その地盤面に「駐停車禁止」の文字を表示すること。この場合において、表示の色は黄色とするとともに、文字の表示の大きさは、縦1m以上、横5m以上とすること。

- (4) 留意事項 (**)

一方が道路に面する給油取扱所において、自己敷地内に道路にかわって、「避難及び通風上有効な空地」（以下「避難及び通風空地」という。）を設けることにより、二方が開放されている屋内給油取扱所とみなされる。

- ① 「避難及び通風空地」は、次によること。
 - ア 給油空地、注油空地及び漏洩拡大防止措置以外の場所とする。
 - イ 車両等の乗入口又は乗入通路としては認められないものである。
- ② 「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物の設けられていない場所をさすものである。
- ③ 洗車室又は整備室等自動車の進入に用する用途は、避難空地に面する場所に設けてはならない。
- ④ 避難空地には、漏れた危険物が流入しないように、当該空地と給油空地等及びその他の空地との境界には排水溝を設けなければならない。
- ⑤ 避難空地内には、滞油のおそれのある貯留設備を設けてはならない。

「避難及び通風空地」を設けた給油取扱所の例



(***)

3 一方のみが開放されている屋内給油取扱所

一方のみが開放されている屋内給油取扱所において講ずる措置とは、次のとおりとする。

(規則第25条の9抜粋)

- (1) 給油取扱所の建築物の第25条の4第1項第1号(給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場)の用途に供する部分の各部分から次に掲げるいずれかの場所までの距離が10m以内であること。
 - ① 給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口(隨時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられたものに限る。)が設けられ、かつ、壁等により区画された事務所等(当該事務所等の出入口には、隨時開けることができる自動閉鎖の防火設備が設けられ、かつ、窓には、はめごろし戸である防火設備が設けられたものに限る。)の出入口。
 - ② 自動車等の出入する側に面する屋外の空地のうち避難上安全な場所

(2) 留意事項

(**)

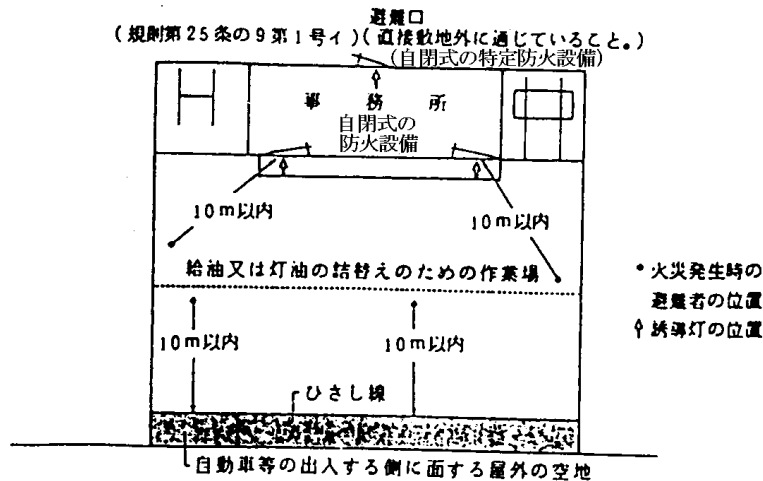
一方のみが開放されている屋内給油取扱所については、避難口等の設置が必要となるが、当該避難口等は、規則第25条の4第1項第1号で定める「給油又は注油の詰替えのための作業場」のあらゆる場所から、災害等を想定した避難経路が確保されたものでなければならない。

- ① 「避難上安全な場所」とは、規則第1条第1号で規定する道路をいう。
- ② 「敷地外に直接通ずる避難口」は、避難上安全な場所又はそれに類する公園、広場、路地等に容易に通じるものとし、おおむね90cm以上の幅を有する通路とする。
- ③ 避難口が設けられた事務所等の避難に用する出入口のうち、電気式自動ドアを設けるものにあつては停電時、自動的に閉鎖できる構造のものが望ましい。なお、停電時の自動閉鎖装置には、バッテリー電源によるものと、スプリング式によるものがある。
- ④ 避難口が設けられた事務所等の窓に、はめごろし戸である防火設備を設ける範囲は、当該事務所等が給油空地及び危険物を取り扱う室に面する部分が該当する。
- ⑤ 避難口が設けられた事務所等に該当するのは、規則第25条の4第1項第1号の2

から4号までの用途に供する部分である。

- ⑥ 規則第25条の9第1号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油又は注油のための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地をいうものである。

例 図



(***)

- (3) 専用タンク等の注入口の位置

専用タンクの注入口及び規則第25条第2項に掲げるタンクの注入口は、事務所等の出入口の付近その他避難上支障のある場所に設けないこと。

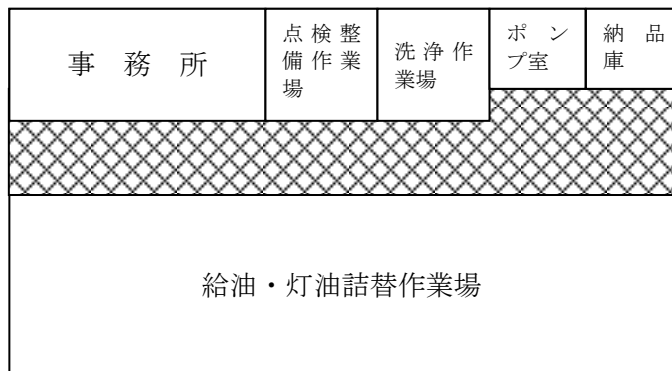
(規則第25条の9第2号抜粋)

- ① 留意事項


(**)

- ア 「事務所等の出入口の付近」とは、事務所、販売室、その他常時人がいる場所のほか、2階からの階段出口も含まれる。
- イ 「避難上支障のある場所」とは、前面道路の自動車の乗入口付近が含まれる。
- ウ 注入口を設置する位置は単に使用勝手を優先することなく移動タンクの進入方向、避難動線、地盤の傾斜に伴う危険物の流出方向等を総合的に検討し、決定されなければならない。

例 図



※一方開放であるも空地の確保により二方開放給油取扱所となるものについては、当該空地付近に設置しないこと。

- (4)  以外の場所で、避難上支障のない場所
回収設備

通気管の先端が、屋内給油取扱所内に設けられるガソリン用専用タンクには、移動貯蔵タンクから危険物を注入するときに放出される可燃性蒸気を回収する設備等（ベーパーリカバリー等）を設けること。（規則第25条の9第3号抜粋）

(5) 可燃性蒸気検知警報設備

ポンプ室及び建築物の自動車等の点検・整備を行う作業場の用途部分で床又は壁で区画されたものの内部には、可燃性蒸気を検知する警報設備（ガス検知器）を設けること。（規則第25条の9第4号抜粋）

なお、受信機については、事務所に設置すること。

（平成元年3月3日消防危第15号）

(6) 衝突防止措置

固定給油設備等は、自動車等の衝突を防止するための措置を講じること。

（規則第25条の9第5号）

なお、当該措置としては、柵及び懸垂式タイプ等がある。

（平成元年3月3日消防危第15号）

第 5	可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみの制限	令 17-2-10
-----	---------------------------	-----------

1 穴、くぼみ等の設置制限

建築物内の屋内給油取扱所の用に供する部分については、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けないこと。
(政令第17条第2項第10号)

2 穴、くぼみ等の設置制限に関する基本的事項

(1) 屋内給油取扱所に地階を設ける場合は、階段等の出入口を事務所等の中に設けて可燃性の蒸気の滞留を防止する措置を講じること。

(平成元年5月10日 消防危第44号質疑)

(2) 整備室、洗車室に設ける政令第17条第1項第20号に規定する貯留設備で小規模(縦、横、深さがおおむね30cm以下。)なものについては、設けることができる。

(***)

第6	上階がある場合の措置	令17-2-11
----	------------	----------

1 上部に上階がある場合に講じる措置

建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分は、当該部分の上部に上階がある場合にあっては、危険物の漏洩の拡大及び上部への延焼を防止するための総務省令で定める措置を講ずること。
(政令第17条第2項第11号)

なお、上部に上階がある場合とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するもので、当該部分が「他用途」を有する場合である。
(**)

2 注入口等の位置の制限

専用タンク及びボイラー等に直接接続するタンクの注入口並びに給油・注油設備は、建築物内の出入口付近以外の上階への延焼防止上安全な部分に設けること。

(平成元年3月3日消防危第15号)

3 屋根の構造等

給油又は灯油の詰替えのための作業場の出入口の幅以上で外壁と接続し、当該屋根には採光用の窓等の開口部がないものであること。

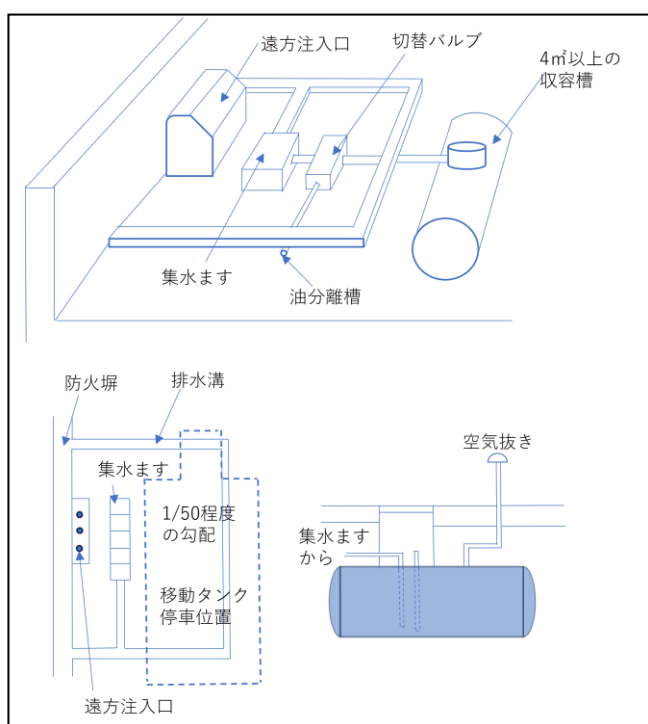
(平成元年3月3日消防危第15号)

4 漏洩局限化対策

専用タンクの注入口及びボイラー等に直接接続するタンクの注入口の周囲には、危険物の漏洩範囲を15㎡以下に局限化するための設備(グレーチング、側溝等)及び漏れた危険物を収納する容量4m³以上の回収槽を設けるとともに、これらの設備の付近に可燃性蒸気を検知する警報設備(ガス検知器)を設けること。

(平成元年3月3日消防危第15号)

例 図



5 延焼防止上有効なひさし

給油取扱所の自動車等の出入りする側の外壁の開口部には、当該開口部の上部に上階の外壁から水平距離1.5m以上張り出した屋根又は耐火構造を有するひさしを設けること。ただし、当該開口部の上端部から7mの範囲内に開口部がない場合はこの限りでない。
(平成元年3月3日消防危第15号)

(1) ひさしの先端までの距離規制

ひさしの先端は、上階の開口部までの間には、7mから当該ひさし等の上階の外壁から張り出した水平距離を減じた長さ以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア はめごろし戸である防火設備を設けた開口部

イ 延焼防止上有効な措置（強化ガラス戸）を講じた開口部（法施行令別表1中16項イに該当する特定防火対象物の用途以外の用途に供する場合に限る。）

(***)

(2) ひさし等の設置

給油取扱所の自動車等の出入りする側の外壁の開口部には、当該開口部の上部に上階の外壁から水平距離1.5m以上の張り出した屋根又は耐火構造を有するひさしを設けること。

ただし、当該開口部の上端部から7mの範囲内に開口部がない場合はこの限りでない。
(平成元年3月3日消防危第15号)

(3) ひさしの先端までの距離規制

(平成元年3月3日消防危第15号)

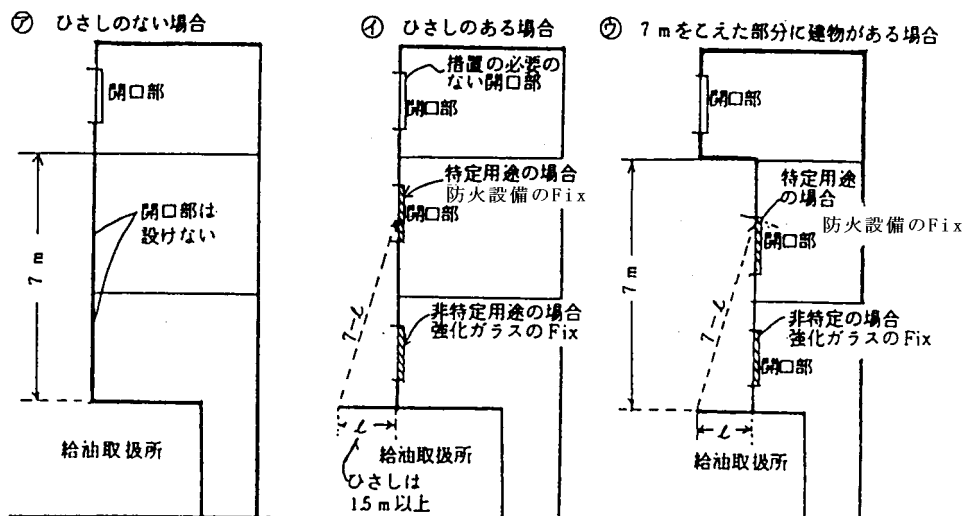
ひさしの先端は、上階の開口部までの間に、7mから当該ひさし等の上階の外壁から張り出した水平距離を減じた長さ以上の距離を保つこと。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア はめごろし戸である防火設備を設けた開口部

イ 延焼防止上有効な措置（強化ガラス戸）を講じた開口部（法施行令別表第1中16項イに該当する特定防火対象物の用途以外の用途に供する場合に限る。）

延焼防止上有効なひさしの措置例



※ 他用途のうち、6項用途（病院、福祉施設、幼稚園等）は禁止。

[特殊形態の給油取扱所]

第 1	特殊形態の給油取扱所の概要	令 17-3 令 17-4 令 17-5
-----	---------------	----------------------------

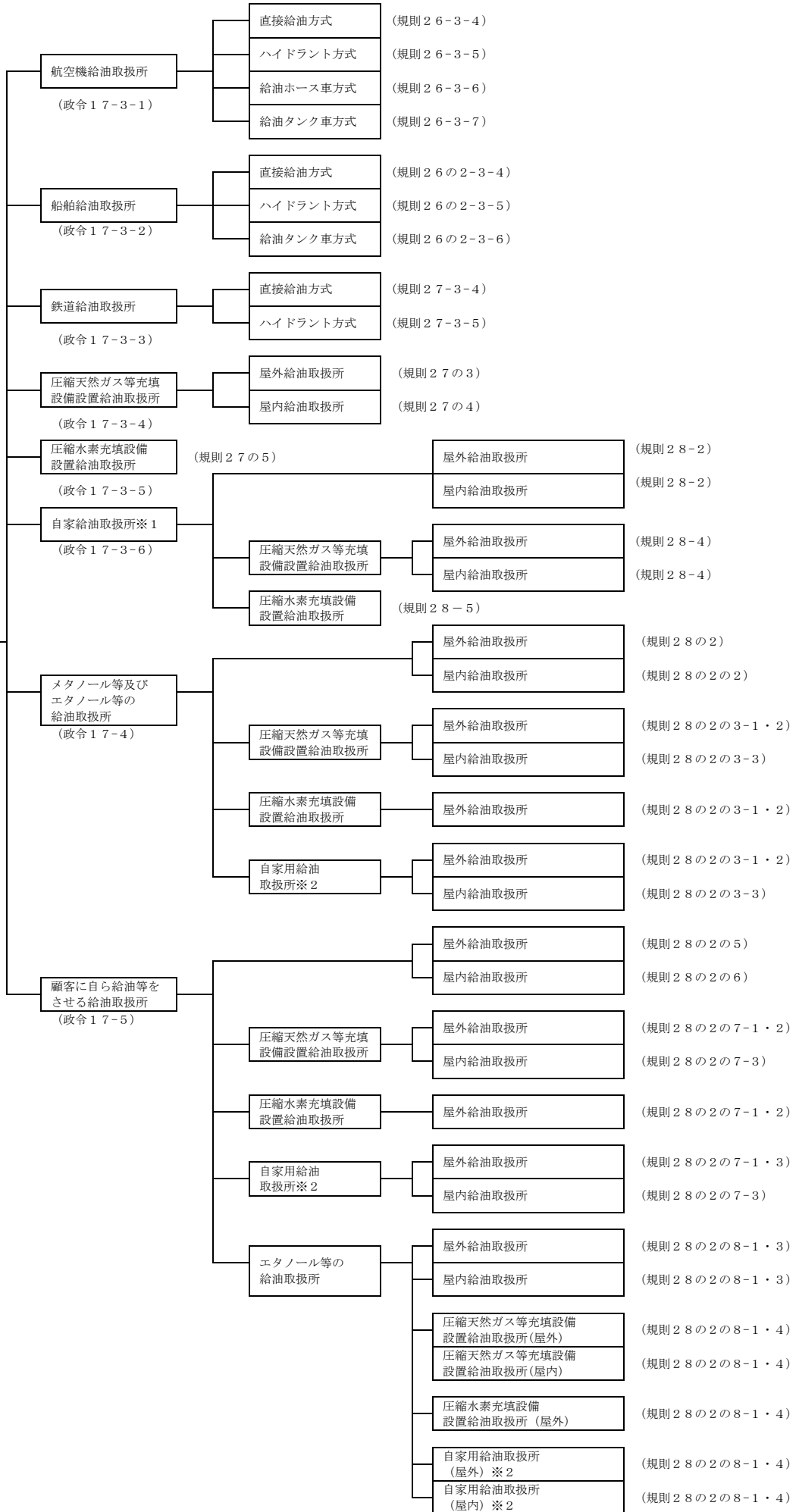
1 特殊形態の給油取扱所の基準

- (1) 次に掲げる給油取扱所については、政令第 17 条第 1 項、第 2 項に掲げる基準の特例を定めることができる。(政令第 17 条第 3 項抜粋)
- ① 飛行場で航空機に給油する給油取扱所
 - ② 船舶に給油する給油取扱所
 - ③ 鉄道又は軌道によって運行する車両に給油する給油取扱所
 - ④ 圧縮天然ガスその他の総務省令で定めるガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充填するための設備を設ける給油取扱所（自家用給油取扱所を除く。）
 - ⑤ 電気を動力源とする自動車等に水素を充填するための設備を設ける給油取扱所（自家用給油取扱所を除く。）
 - ⑥ 総務省令で定める自家用給油取扱所
- (2) 第 4 類の危険物のうちメタノール、若しくは、エタノール又はこれらを含むものを取り扱う給油取扱所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、政令第 17 条第 1 項、第 2 項、第 3 項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。(政令第 17 条第 4 項抜粋)
- (3) 顧客に自ら自動車等に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせる給油取扱所として総務省令で定めるもの（政令第 27 条第 6 項第 1 号及び第 1 号の 3 において「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所」という。）については、総務省令で、政令第 17 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。(政令第 17 条第 6 項抜粋)
- なお、これらの給油取扱所については、政令第 17 条第 1 項、第 2 項の基本形態の給油取扱所に対し特殊な取扱形態の給油取扱所として、その実態を勘案して、以上の特例が定められている。

2 特殊形態の給油取扱所の区分

特殊形態の給油取扱所の区分については、次図のとおり区分される。

特殊形態の給油取扱所



※2にあつては、※1のとおり圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所、圧縮水素充填設備設置給油取扱所が続くもの。

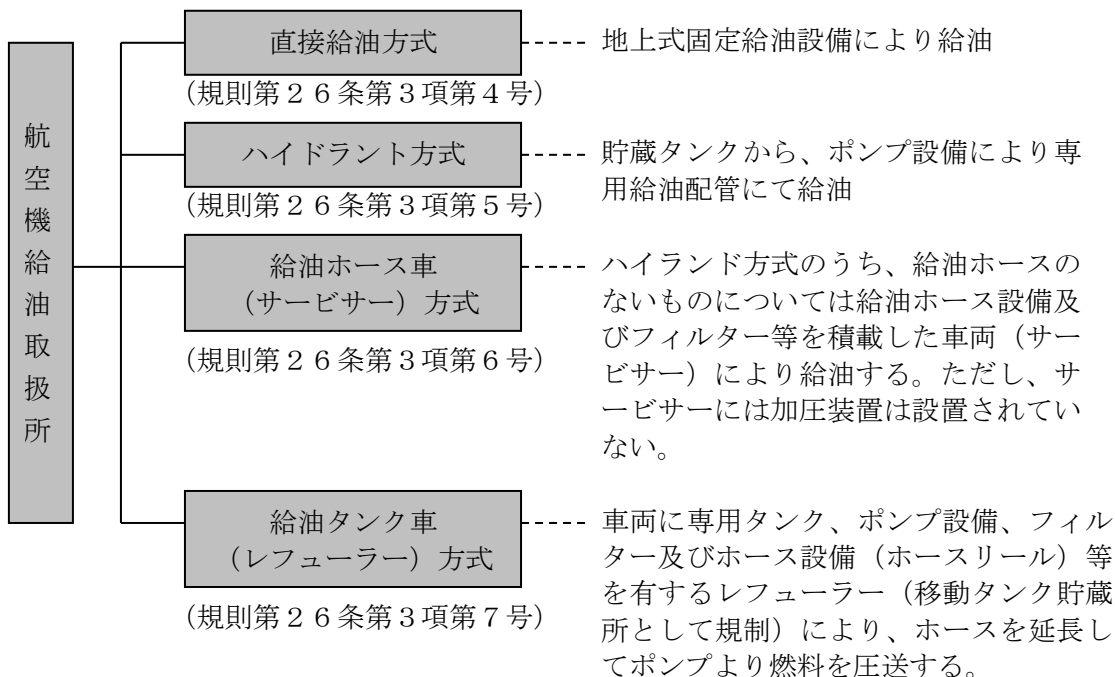
第 2	航空機給油取扱所の特例基準	令 17-3-1
-----	---------------	----------

1 基準の特例

航空機給油取扱所に係る政令第 17 条第 3 項の規定による同条第 1 項（屋外給油取扱所）及び第 2 項（屋内給油取扱所）に掲げる基準の特例は、次のとおりとする。

（規則第 26 条第 1 項抜粋）

(1) 形態による区分



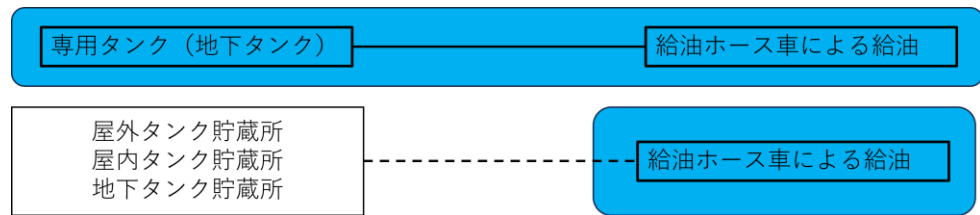
① 直接給油方式



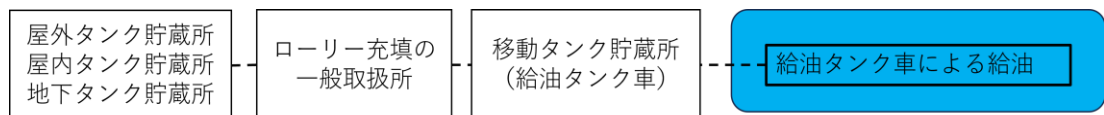
② ハイドラント方式



③ 給油ホース車（サービサー方式）



④ 給油タンク車（レフューラー）方式



注 は一の船舶給油取扱所を示す

(2) 基準の特例として適用除外されるもの（全形態共通）

航空機給油取扱所については、政令第17条第1項第1号、第2号、第4号（給油空地に係る部分に限る。）、第5号（給油空地に係る部分に限る。）、第7号ただし書き、第9号、第10号（給油ホースの長さに係る部分に限る。）及び第19号の規定は、適用しない。
（規則第26号第2項抜粋）

- ① 給油設備に係る規定（政令第17条第1項第1号）
- ② 給油空地に係る規定（政令第17条第1項第2号、第4号、第5号）
 - ア 給油空地
 - イ 給油空地の舗装
 - ウ 滞留・流出防止措置
- ③ 簡易タンクの規定（政令第17条第1項第7号但し書き）
防火地域等における簡易タンクの設置
- ④ 配管の規定（政令第17条第1項第9号）
専用タンク以外からの配管の禁止
- ⑤ 給油ホースの長さの規定（政令第17条第1項第10号）
- ⑥ へい又は壁の規定（政令第17条第1項第19号）
防火塀の設置

(3) 特例基準（全形態共通） （規則第26条第3項抜粋）

- ① 航空機給油取扱所の給油設備は、次のいずれかとすること。
（規則第26条第3項第1号）
 - ア 固定給油設備
 - イ 給油配管等（給油配管（燃料を移送するための配管）及び当該給油配管の先端部に接続するホース機器）
 - ウ 給油配管及び給油ホース車（給油配管の先端部に接続するホース機器を備えた車両をいう。）
 - エ 給油タンク車
- ② 航空機給油取扱所には、航空機に直接給油するための空地で次に掲げる要件に適合

するものを保有すること。 (規則第26条第3項第1号の2)

ア 航空機（給油設備が給油タンク車である航空機給油取扱所にあつては、航空機及び給油タンク車）が当該空地からはみ出さず、かつ、安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。

イ 給油設備が固定給油設備、給油配管又は給油配管及び給油ホース車である航空機給油取扱所にあつては、固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲に設けること。

③ ②の空地は、漏れた危険物が浸透しないための次に掲げる要件に適合する舗装をすること。 (規則第26条第3項第2号)

ア 浸透等防止性

漏れた危険物が浸透し、又は当該危険物によって劣化し、若しくは変形するおそれがないものであること。

イ 荷重による損傷防止性

当該給油取扱所において想定される自動車等の荷重により損傷するおそれがないものであること。

「当該給油取扱所において想定される自動車等」とは、給油を受けるために給油取扱所に乗り入れる車両、注油のために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、当該給油取扱所に乗り入れる可能性がある全ての車両をいうものであること。

ウ 耐火性

耐火性を有するものであること。

④ ②の空地には、可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、漏れた危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように次に掲げる要件に適合する措置を講ずること。

(規則第26条第3項第3号)

ア 可燃性の蒸気が滞留しない構造とすること。

イ 当該給油取扱所の給油設備の一つから500ℓの危険物が漏れいするものとした場合において、当該危険物が②の空地以外の部分に流出せず、火災予防上安全な場所に設置された貯留設備に收容されること。ただし、漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができるその他の措置が講じられている場合は、この限りでない。

ウ イの貯留設備に收容された危険物が外部に流出しないこと。この場合において、水に溶けない危険物を收容する貯留設備にあつては、当該危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが航空機給油取扱所外に排出されること。

2 形態に応じた特例基準

(1) 直接給油方式の航空機給油取扱所 (規則第26条第3項第4号抜粋)

① 地下式（ホース機器が地盤面下の箱に設けられている形式をいう。以下この号において同じ。）の固定給油設備を設ける場合には、ホース機器を設ける箱は適当な防水措置を講ずること。

② 固定給油設備に危険物を注入するための配管のうち、専用タンクの配管以外のもものは、令第9条第1項第21号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。

③ 地下式の固定給油設備（ポンプ機器とホース機器とが分離して設置されているものに限る。）を設ける航空機給油取扱所には、当該固定給油設備のポンプ機器を停止する等により専用タンク又は危険物を貯蔵し、若しくは取り扱うタンクからの危険物の

移送を緊急に止めることができる装置を設けること。

- (2) ハイドランド方式の航空機用給油取扱所 (規則第26条第3項第5号抜粋)
- ① 給油配管には、先端に弁を設けること。
 - ② 給油配管は、令第9条第1項第21号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。
 - ③ 給油配管の先端部を地盤面下の箱に設ける場合には、当該箱は、適当な防水措置を講ずること。
 - ④ 給油配管の先端部に接続するホース機器は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とすること。
 - ⑤ 給油配管の先端部に接続するホース機器には、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
 - ⑥ 航空機用給油取扱所には、ポンプ機器を停止する等により危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。
- (3) 給油ホース車（サービサー方式）方式の航空機用給油取扱所 (規則第26条第3項第6号抜粋)

- ① 給油ホース車は、防火上安全な場所に常置すること。
- ② 給油ホース車には、エンジン排気筒の先端部に火炎の噴出を防止する装置を設けること。

ア 構造 (**)

火炎噴出防止装置は、遠心式等給油タンク車の排気筒からの火炎及び火粉の噴出を有効に防止できる構造であること。

イ 取付位置 (**)

火炎噴出防止装置は、エンジン排気筒中に設けることとし、消音装置を取り付けたものにあつては、消音装置より下流側に取り付けられていること。

ウ 取付け上の注意 (**)

(ア) 火炎噴出防止装置本体及び火炎噴出防止装置と排気筒の継目から排気の漏れがないこと。

(イ) 火炎噴出防止装置は、確実に取り付けられており、車両の走行等による振動によって有害な損傷を受けないものであること。

※ ただし、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成15年国土交通省告示第1317号）による改正後の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条に基づく排出ガス規制（以下「平成17年排出ガス規制」という。）に適合している場合には、これと同等以上の性能を有するもの。

なお、当該給油タンク車が当該規制に適合していることは、次の㊦又は㊧のいずれかにより確認する。

㊦ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に基づく車検証、又は、東京国際空港制限区域安全管理規程第48条に基づく車検証に平成17年排出ガス規制の適合車である型式が示されている。

㊧ 平成17年排出ガス規制に適合した排出ガス浄化装置を設置している旨の表示を車両の見やすい位置に掲示している。

- ③ 給油ホース車には、給油ホース等が適正に格納されないと発進できない装置を設けること。
- ④ 給油ホース車のホース機器は、次に定める構造のものであること。
 - ア 配管は、金属製のものとし、かつ、最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で10分間水圧試験を行ったとき漏洩その他の異常がないものであること。
 - イ 給油ホースの先端に設ける弁は、危険物の漏れを防止することができる構造とすること。
 - ウ 外装は、難燃性を有する材料で造ること。
 - エ 給油設備には、開放操作時のみ開放する自動閉鎖の開閉装置を設けるとともに、給油ホースの先端部には航空機の燃料タンク給油口に緊結できる結合金具（真鍮その他摩擦等によって火花を発生し難い材料で造られたものに限る。）を設けること。
 - オ 給油ホースは、最大常用圧力の2倍以上の圧力で水圧試験を行ったとき漏洩その他の異常がないものであること。
 - カ 給油ホース車の電気設備は、移動タンク貯蔵所の電気設備の例によるものであること。
 - キ 給油ホース車のホース機器には、航空機と電氣的に接続するための導線を設けるとともに、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

3 建築物の屋上に設置する航空機給油取扱所

建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合の安全対策については、別記31「建築物の屋上に設置する航空機給油取扱所」によること。

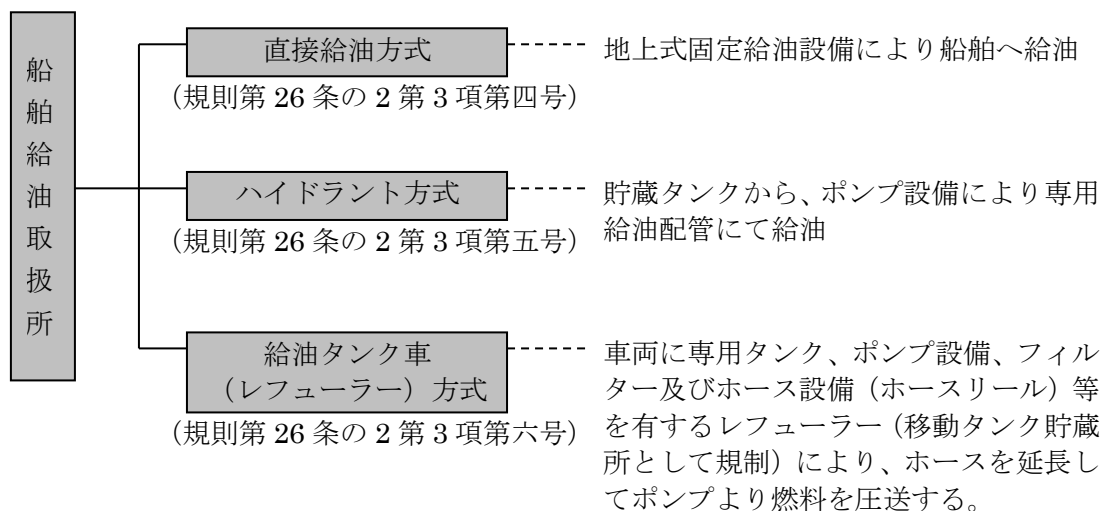
第3	船舶給油取扱所の特例基準	令17-3-2
----	--------------	---------

1 基準の特例

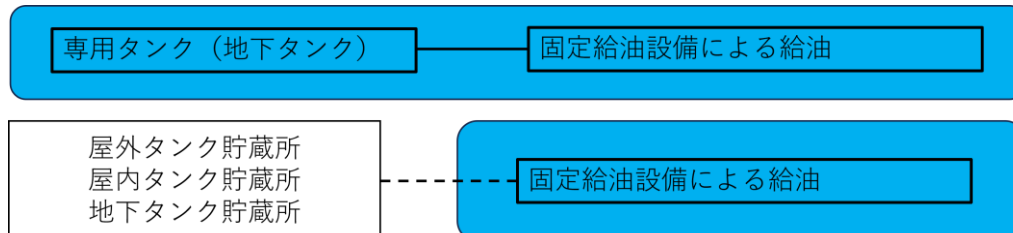
船舶給油取扱所に係る令第17条第3項の規定による同条第1項（屋外給油取扱所）及び第2項（屋内給油取扱所）に掲げる基準の特例は、この条に定めるところによる。

（規則第26条の2第1項抜粋）

(1) 形態による区分



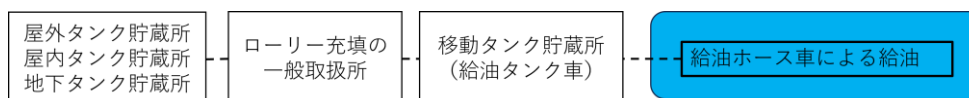
① 直接給油方式



② ハイドラント方式



③ 給油タンク車 (レフューラー) 方式



注 は一の船舶給油取扱所を示す

(2) 基準の特例として適用除外されるもの（3形態共通）

船舶給油取扱所については、政令第17条第1項1号、第2号、第4号（給油空地に係る部分に限る。）、第5号（給油空地に係る部分に限る。）、第7号ただし書き、第9号、第10号（給油ホースの長さに係る部分に限る。）及び第19号の規定は、適用しない。
（規則第26条の2第2項抜粋）

- ① 給油設備に係る規定（政令第17条第1項第1号）
- ② 給油空地に係る規定（政令第17条第1項第2号、第4号、第5号）
 - ア 給油空地
 - イ 給油空地の舗装
 - ウ 滞留・流出防止措置
- ③ 簡易タンクの規定（政令第17条第1項第7号但し書き）
 - 防火地域等における簡易タンクの設置
- ④ 配管の規定（政令第17条第1項第9号）
 - 専用タンク以外からの配管の禁止
- ⑤ 給油ホースの長さの規定（政令第17条第1項第10号）
- ⑥ 塀又は壁の規定（政令第17条第1項第19号）
 - 防火塀の設置

(3) 特例基準（3形態共通）（規則第26条の2第3項抜粋）

- ① 船舶給油取扱所の給油設備は、次のいずれかとすること。
 - ア 固定給油設備
 - イ 給油配管等（給油配管（燃料を移送するための配管）及び当該給油配管の先端部に接続するホース機器）
 - ウ 給油タンク車（引火点40℃以上の第4類の危険物に限る）
- ② 船舶給油取扱所には、船舶に直接給油するための空地で次に掲げる要件に適合するものを保有すること。
 - ア 係留された船舶に安全かつ円滑に給油することができる広さを有すること。
 - イ 固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲に設けること。
（給油設備が給油タンク車のみである船舶給油取扱所を除く。）
 - ウ 給油設備が給油タンク車である船舶給油取扱所にあつては、当該給油タンク車が当該空地からはみ出さない広さを有すること。

留意事項

給油タンク車がはみ出さず、また、安全かつ円滑に給油作業を行うことができる広さを有すること。
（平成18年4月25日 消防危第106号）

- ③ 給油空地の舗装
給油空地は、漏れた危険物が浸透しないための規則第24条の16の例による舗装をすること。（「屋外営業用給油取扱所 第4 給油空地・注油設備の舗装」によること。）
- ④ 滞留・流出防止措置
給油空地には、可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れた危険物その他の液が当該空地以外の部分に流出しないように規則第26条第3項第3号の例による措置を講ずること。
（「屋外営業用給油取扱所 第5 滞留・流出防止措置」によること。）
- ⑤ 回収設備
船舶給油取扱所には、危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備

を設けること。

この場合において、回収等の応急の措置を講ずるための設備は、油吸着材とし、その保有する量は、表1の上欄に掲げる専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分に応じ同表の下欄に掲げる油の量を吸着することができる量とすること。ただし、表2の上欄に掲げる専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分に応じ同表の下欄に掲げる油吸着材の量を保有する場合は、表1の区分に応じた量の油を吸着できる量の吸着材を保有しているものとみなすことができる。

表1

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	タンク容量30 k l未満のもの	タンク容量30 k l以上1,000 k l未満のもの	タンク容量1,000 k l以上のもの
油の量	0.3 k l以上	1 k l以上	3 k l以上

表2

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	タンク容量30 k l未満のもの	タンク容量30 k l以上1,000 k l未満のもの	タンク容量1,000 k l以上のもの
油吸着材の量	30 k g以上	100 k g以上	300 k g以上

・留意事項

油吸着材の吸着能力を確認する際には、運輸省船舶局長通達舶査第52号（昭和59年2月1日）に定める性能試験により、海上保安庁総務部海上保安試験センター所長が発行する試験成績書等を用いて確認すること。

（平成元年3月3日消防危第15号）

（平成20年5月22日消防危第264号）

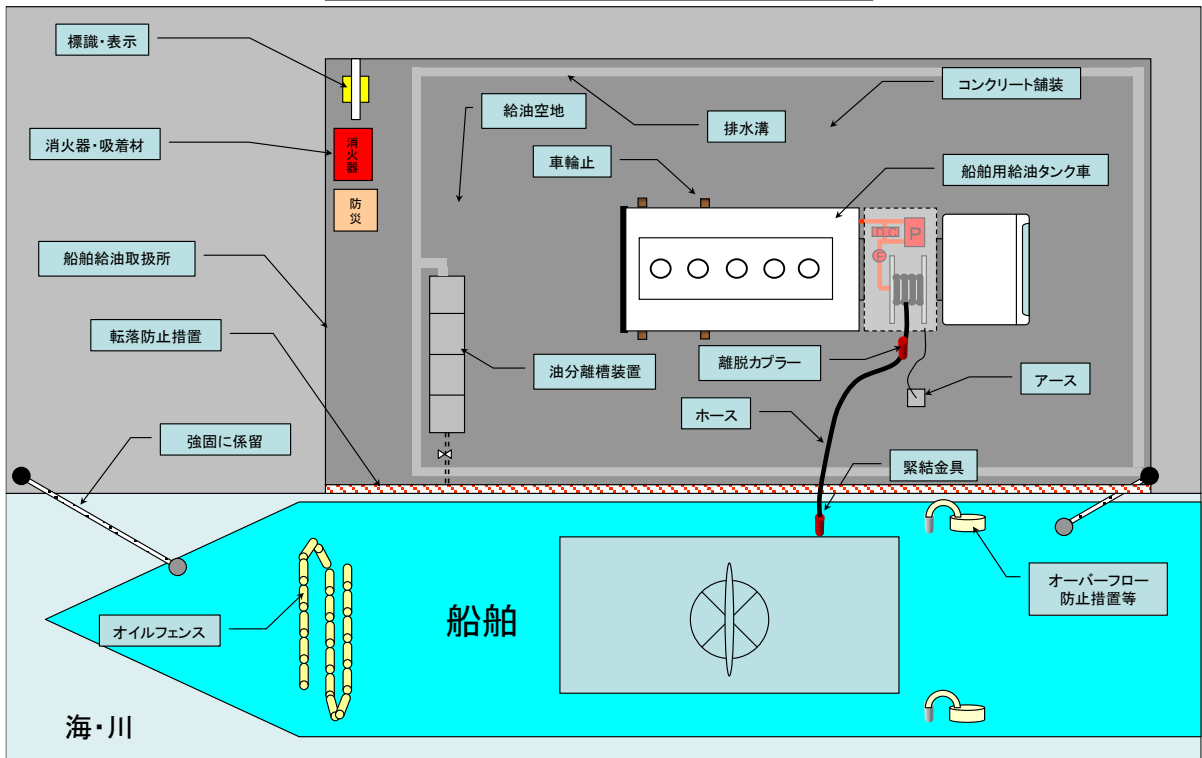
2 形態に応じた特例基準

- (1) 直接給油方式の船舶給油取扱所 (規則第26条の2第四号抜粋)
- ① 地下式（ホース機器が地盤面下の箱に設けられている形式をいう。以下この号において同じ。）の固定給油設備を設ける場合には、ホース機器を設ける箱は適当な防水措置を講ずること。
 - ② 固定給油設備に危険物を注入するための配管のうち、専用タンクの配管以外のは、令第9条第1項第21号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。
 - ③ 地下式の固定給油設備（ポンプ機器とホース機器とが分離して設置されているものに限る。）を設ける船舶給油取扱所には、当該固定給油設備のポンプ機器を停止する等により専用タンク又は危険物を貯蔵し、若しくは取り扱うタンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。
- (2) ハイランド方式の船舶給油取扱所 (規則第26条の2第五号抜粋)
- ① 給油配管には、先端に弁を設けること。
 - ② 給油配管は、令第9条第1項第21号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。

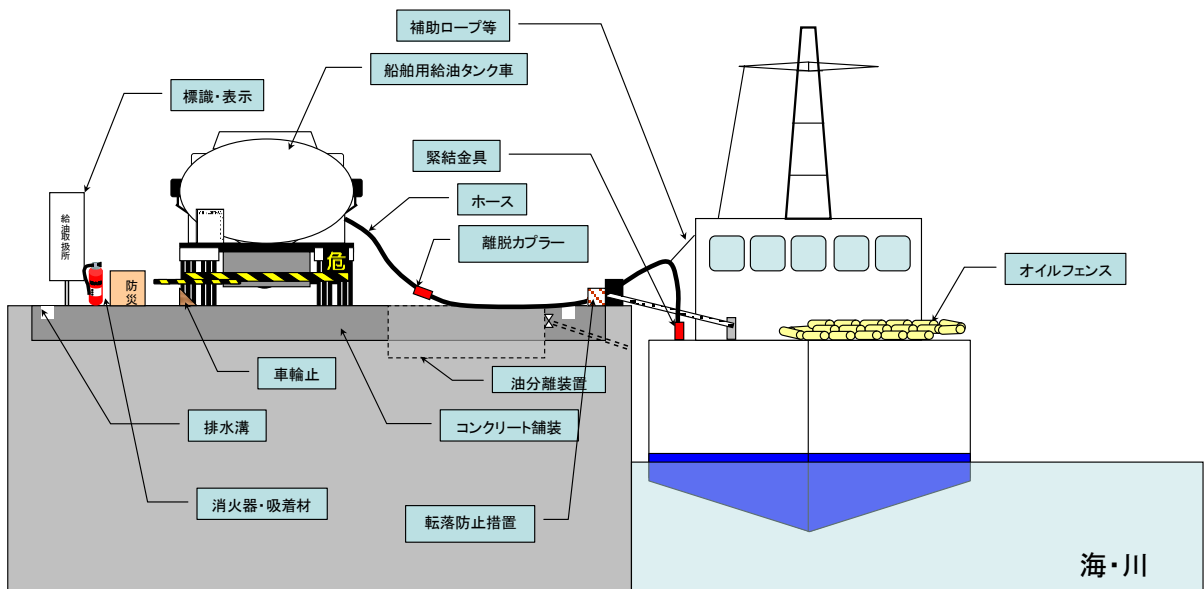
- ③ 給油配管の先端部を地盤面下の箱に設ける場合には、当該箱は、適当な防水措置を講ずること。
 - ④ 給油配管の先端部に接続するホース機器は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とすること。
 - ⑤ 給油配管の先端部に接続するホース機器には、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
 - ⑥ 船舶給油取扱所には、ポンプ機器を停止する等により危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。
- (3) 給油タンク車（レフューラー）方式の船舶給油取扱所（規則第26条の2第六号抜粋）
- ① 給油タンク車を用いて給油する船舶給油取扱所には、静電気を有効に除去するための接地電極を設けること。
 - ② 転落防止措置
給油タンク車が転落しないようにするための措置を講じること。
この措置としては、柵、囲いを設けること等が該当すること。

（平成18年4月25日 消防危第106号）

船舶給油取扱所配置例



船舶給油取扱所例図



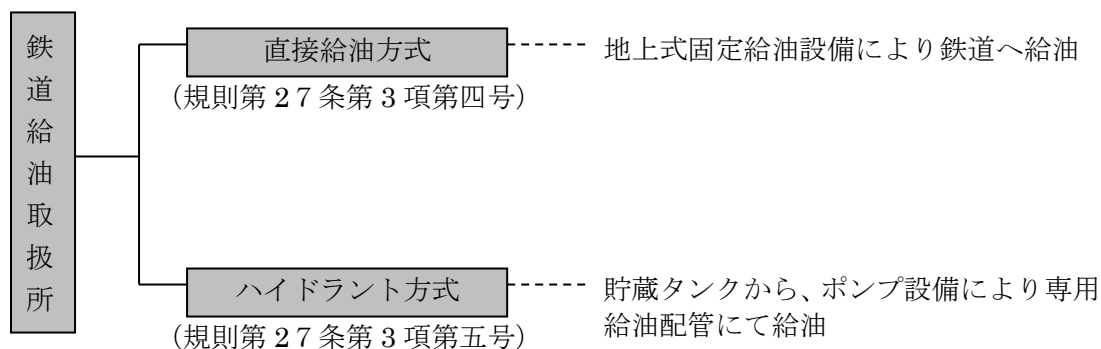
第 4	鉄道給油取扱所の特例基準	令 17-3-3
------------	---------------------	-----------------

1 基準の特例

鉄道給油取扱所に係る令第 17 条第 3 項の規定による同条第 1 項（屋外給油取扱所）及び第 2 項（屋内給油取扱所）に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

（規則第 27 条第 1 項抜粋）

(1) 形態による区分



① 直接給油方式



② ハイドラント方式



注 は一の鉄道給油取扱所を示す

(2) 基準の特例として適用除外される基準（2形態共通）

鉄道給油取扱所については、政令第17条第1項1号、第2号、第4号（給油空地に係る部分に限る。）、第5号（給油空地に係る部分に限る。）、第7号ただし書き、第9号、第10号（給油ホースの長さに係る部分に限る。）及び第19号並びに同条第2項第9号及び第10号の規定は、適用しない。（規則第27条第2項抜粋）

- ① 給油設備に係る規定（政令第17条第1項第1号）
- ② 給油空地に係る規定（政令第17条第1項第2号、第4号、第5号）
 - ア 給油空地
 - イ 給油空地の舗装
 - ウ 滞留・流出防止措置
- ③ 簡易タンクの規定（政令第17条第1項第7号但し書き）
 - 防火地域等における簡易タンクの設置
- ④ 配管の規定（政令第17条第1項第9号）
 - 専用タンク以外からの配管の禁止
- ⑤ 給油ホースの長さの規定（政令第17条第1項第10号）
- ⑥ へい又は壁の規定（政令第17条第1項第19号）
 - 防火塀の設置
- ⑦ 二方開放の規定（政令第17条第2項第9号）
- ⑧ 穴、くぼみ等の制限の規定（政令第17条第2項第10号）

(3) 特例基準（2形態共通）（規則第27条第3項抜粋）

- ① 鉄道給油取扱所の給油設備は、次のいずれかとすること。
 - ア 固定給油設備
 - イ 給油配管等（給油配管（燃料を移送するための配管）及び当該給油配管の先端部に接続するホース機器）
- ② 鉄道給油取扱所には、鉄道又は軌道によって運行する車両に直接給油するための空地で次に掲げる要件に適合するものを保有すること。
 - ア 当該車両が当該空地からはみ出さず、かつ、安全かつ円滑に給油することができる広さを有すること。
 - イ 固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲に設けること。
- ③ 給油空地の舗装
給油空地のうち危険物が漏れるおそれのある部分は、漏れた危険物が浸透しないための規則第24条の16の例のよる舗装をすること。
（「第3 給油空地・注油設備の舗装」によること。）
- ④ 滞留・流出防止措置
給油空地には、可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れた危険物その他の液が当該空地の③による舗装した部分以外の部分に流出しないように次に掲げる要件に適合する措置を講ずること。
 - ア 可燃性の蒸気が滞留しない構造とすること。
 - イ 当該鉄道給油取扱所の給油設備の1つから500ℓの危険物が漏れいするものとした場合において、当該危険物が前号の規定により舗装した部分以外の部分に流出せず、火災予防上安全な場所に設置された貯留設備に収容されること。

ウ イの貯留設備に収容された危険物が外部に流出しないこと。この場合において、水に溶けない危険物を収容する貯留設備にあつては、当該危険物を雨水等が分離され、雨水等のみが鉄道給油取扱所外に排出されること。

2 形態に応じた特例基準

- (1) 直接給油方式の鉄道給油取扱所 (規則第27条第3項第4号抜粋)
- ① 地下式（ホース機器が地盤面下の箱に設けられている形式をいう。以下この号において同じ。）の固定給油設備を設ける場合には、ホース機器を設ける箱は適当な防水措置を講ずること。
 - ② 固定給油設備に危険物を注入するための配管のうち、専用タンクの配管以外のは、令第9条第1項第21号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。
 - ③ 地下式の固定給油設備（ポンプ機器とホース機器とが分離して設置されているものに限る。）を設ける鉄道給油取扱所には、当該固定給油設備のポンプ機器を停止する等により専用タンク又は危険物を貯蔵し、若しくは取り扱うタンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。
- (2) ハイドランド方式の鉄道給油取扱所 (規則第27条第3項第5号抜粋)
- ① 給油配管には、先端に弁を設けること。
 - ② 給油配管は、令第9条第1項第21号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。
 - ③ 給油配管の先端部を地盤面下の箱に設ける場合には、当該箱は、適当な防水措置を講ずること。
 - ④ 給油配管の先端部に接続するホース機器は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とすること。
 - ⑤ 給油配管の先端部に接続するホース機器には、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
 - ⑥ 鉄道給油取扱所には、ポンプ機器を停止する等により危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。

第5	圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の 特例基準 (屋外給油取扱所)	令17-3-4
----	---	----------------

1 基準の特例

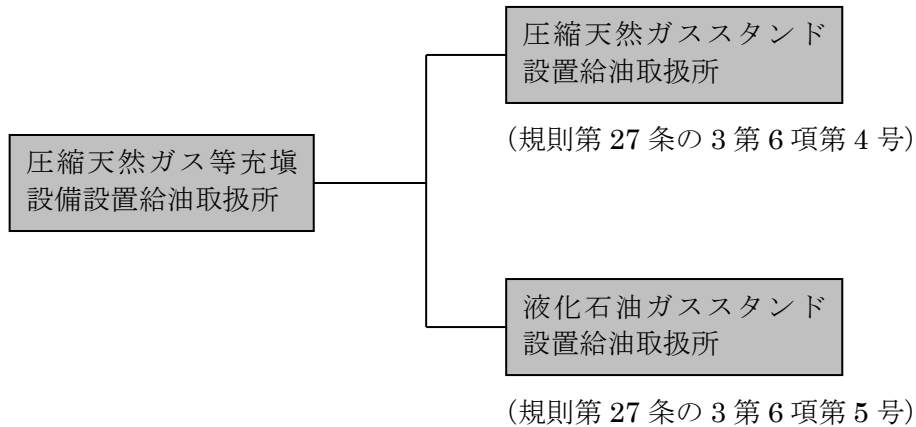
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に係る令第17条第3項の規定による同条第1項（屋外給油取扱所）に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

(規則第27条の3第1項抜粋)

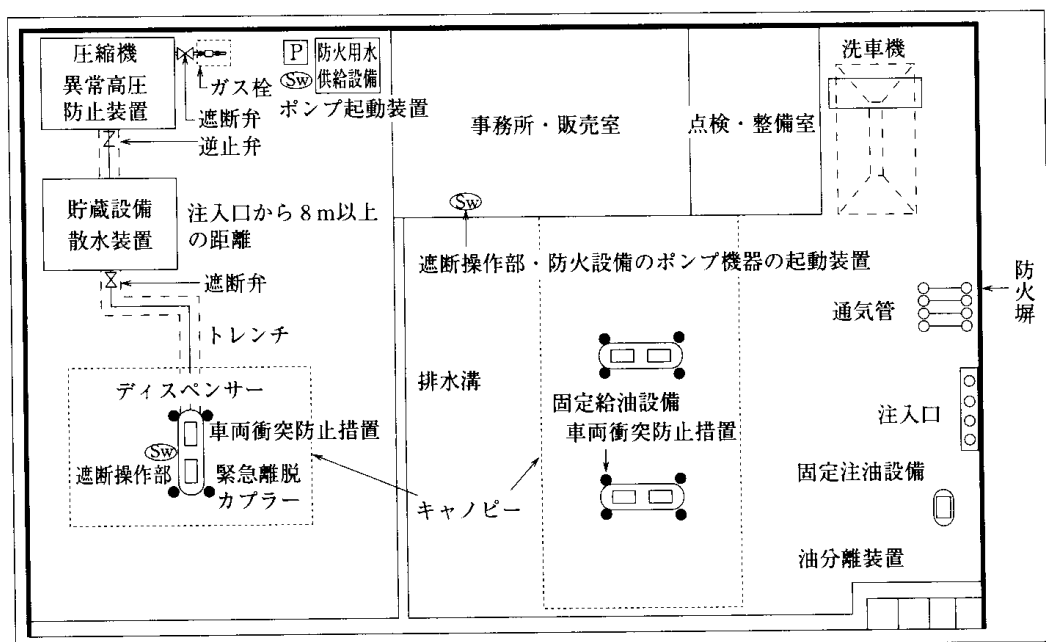
なお、圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所には、圧縮天然ガススタンド（一般高压ガス保安規則第2条第1項第23号の圧縮天然ガススタンドをいう。）により、圧縮天然ガスを自動車等に充填するものと、液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第2条第1項第20号の液化石油ガススタンドをいう。）により、自動車等に充填するものがある。

(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

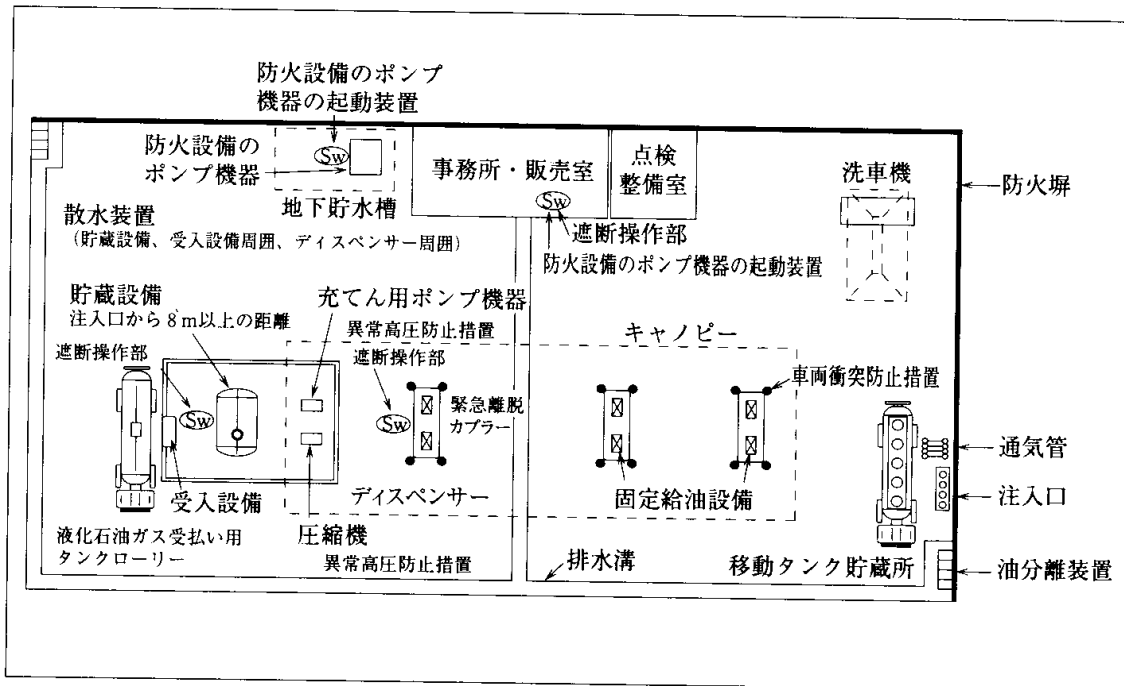
(1) 形態による区分



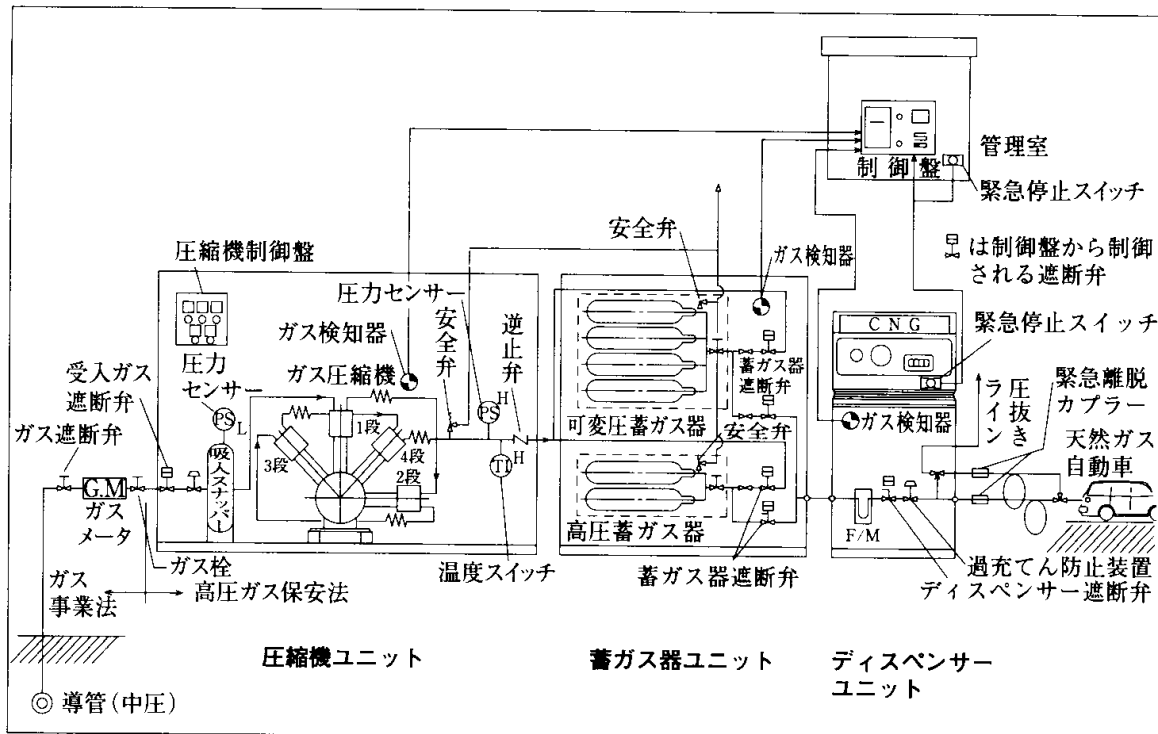
圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所の設置例



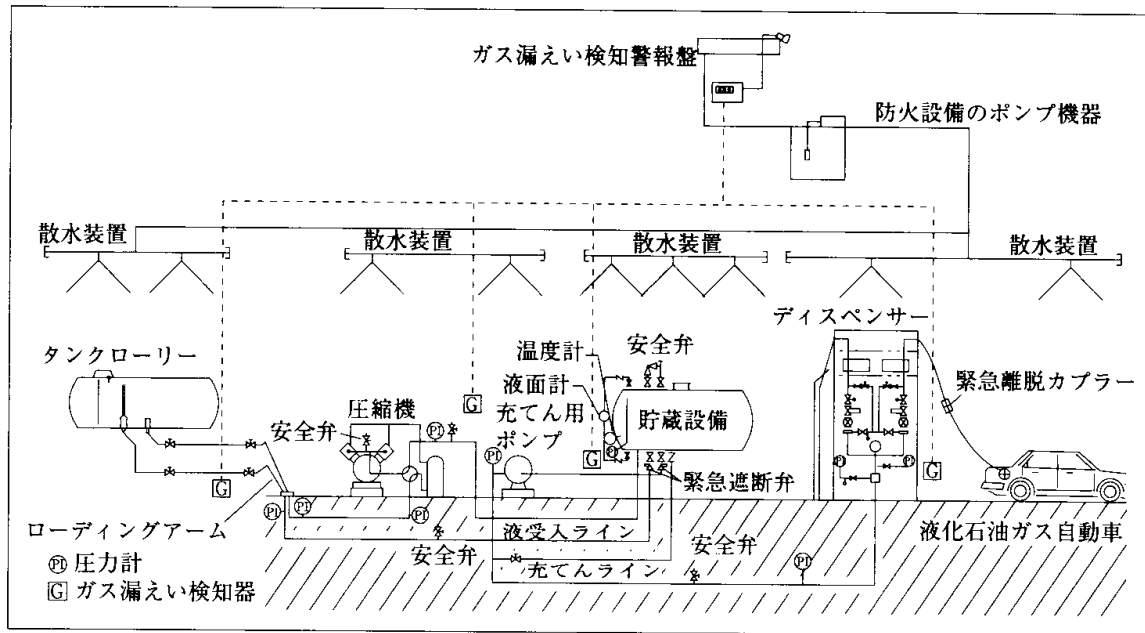
液化石油ガス充填設備設置給油取扱所の設置例



圧縮天然ガススタンドの概要図



液化石油ガススタンドの概要図



(2) 基準の特例として適用除外される基準（2形態共通）

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所については、政令第17条第1項第16号から第18号、第22号の規定は、適用しない。（規則第27条の3第2項抜粋）

- ① 給油取扱所に設けることができる建築物の用途及び面積制限の規定
（政令第17条第1項第16号）
- ② 給油取扱所に設ける建築物の構造規定
（政令第17条第1項第17号）
- ③ 可燃性蒸気流入防止構造
（政令第17条第1項第18号）
- ④ 付随設備の位置、構造、設備の規定
（政令第17条第1項第22号）

(3) 特例基準（2形態共通）

- ① 設けることができる建築物の用途及び面積制限 （規則第27条の3第3項抜粋）

- ア 給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は圧縮天然ガス等の充填のための作業場
- イ 給油取扱所の業務を行うための事務所
- ウ 自動車等の点検・整備を行う作業場
- エ 自動車等の洗浄を行う作業場
- オ 給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所

なお、イ、ウ、カの用途に供する床又は壁で区画された部分（給油取扱所の係員のみが出入りするものを除く。）の床面積の合計は、300㎡を超えてはならない。

- カ 消防法施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途(前各号に定めるものを除く)

- ② 建築物の構造 （規則第27条の3第4項抜粋）

- ア 壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造る。
- イ 窓及び出入口は、防火設備を設ける。ただし、自動車等の出入口で、前記①ア、ウ、エの用途に供される部分を除く。
- ウ 前記①カの用途に供する部分は、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の

他の部分と区画され、かつ、給油取扱所の敷地内に面する側の壁に出入口がない構造としなければならない。

エ 前記の建築物で事務所その他火気を使用するもの（前記①エ、オの用途に供する部分を除く。）は、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない構造としなければならない。

なお、漏れた可燃性の蒸気が内部に流入しない構造とは、規則第25条の4第5項各号に掲げる構造としなければならない。（規則第27条の3第5項抜粋）

③ 業務を行うにおいて必要な付随設備（規則第27条の3第6項第1号抜粋）

ア 自動車等の洗浄を行う設備

イ 自動車等の点検・整備を行う設備

ウ 混合燃料油調合器

エ 尿素水溶液供給機

オ 急速充電設備

カ 圧縮天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第2条第1項第23号の圧縮天然ガススタンドをいう。）

キ 液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第2条第1項第20号の液化石油ガススタンドをいう。）

ク 防火設備（一般高圧ガス保安規則第6条第1項第39号の防火設備又は液化石油ガス保安規則第6条第1項第31号の防消火設備のうち防火設備をいう。以下、第5及び第6（1）（3）.⑫を除く。）において同じ。）

④ 業務を行うに必要な付随設備の位置、構造又は設備の基準（規則第27条の3第6項第2号抜粋）

ア 自動車等の洗浄を行う設備

規則第25条の5第2項第1号の蒸気洗浄機、洗車機の基準による。

イ 自動車等の点検・整備を行う設備

規則第25条の5第2項第2号のオートリフト等の基準による。

ウ 混合燃料調合器

規則第25条の5第2項第3号の混合燃料調合器の基準による。

エ 尿素水溶液供給機

規則第25条の5第2項第4号の尿素水溶液供給機の基準による。

オ 急速充電設備

規則第25条の5第2項第5号の急速充電設備の基準による。

⑤ 業務を行うに必要な付随設備の危険物取扱数量

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に設ける自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機及び急速充電設備に収納する危険物の数量の和は、指定数量未満とすること。

（規則第27条の3第6項第3号）

⑥ 防火設備の位置、構造又は設備の基準（規則第27条の3第6項第6号抜粋）

防火設備の位置、構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか、そのポンプ機器にあつては、次のとおりとすること。

ア 位置は、給油空地及び注油空地（以下「給油空地等」という。）以外の場所であること。

イ 起動装置は、火災その他の災害に際し、速やかに操作することができる箇所に設け

ること。

⑦ その他の基準 (規則第27条の3第7項抜粋)

ア 防火設備から放出された水が、給油空地等、ポンプ室等並びに専用タンクの注入口及びボイラー等に直接接続するタンクの注入口に達することを防止するための措置を講ずること。 (規則第27条の3第7項第1号抜粋)

当該措置とは、防火設備から放出される水の範囲と給油空地等、ポンプ室等並びに専用タンク等の注入口付近と散水される範囲との間に排水溝を設置すること等をいうこと。なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力(幅、深さ、勾配等)が十分なものであること。

(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

イ 簡易タンク又は専用タンクの注入口若しくはボイラー等に直接接続するタンクの注入口から漏れた危険物が、受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充填用ポンプ機器、ディスプレイ、ガス配管及び防火設備が設置されている部分(地盤面下の部分を除く。)に達することを防止するための措置を講ずること。

(規則第27条の3第7項第2号)

当該措置とは、簡易タンク及び専用タンク等の注入口と圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備との間に排水溝を設置すること等があること。

なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力(幅、深さ、勾配等)が十分なものであること。 (平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

ウ 固定給油設備(懸垂式のものを除く。)、固定注油設備(懸垂式のものを除く。)及び簡易タンクには、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

(規則第27条の3第7項第3号)

当該措置としては、これらの設備の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。 (平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

エ 簡易タンクを設ける場合には、圧縮天然ガススタンド又は液化石油ガススタンドのガス設備から火災が発生した場合に当該タンクへの延焼を防止するための措置を講ずること。 (規則第27条の3第7項第4号)

当該措置としては、簡易タンクと圧縮天然ガススタンド及び液化石油ガススタンドのガス設備との間に防熱板等を設置する方法があること。

(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

2 形態に応じた特例基準

(1) 圧縮天然ガススタンド設置給油取扱所

圧縮天然ガススタンドの圧縮機、貯蔵設備、ディスプレイ及びガス配管の位置、構造又は設備の基準 (規則第27条の3第6項第4号抜粋)

① 圧縮機 (規則第27条の3第6項第4号イ)

ア 位置は、給油空地等以外の場所であること。(規則第27条の3第6項第4号イ(1)抜粋)

イ ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのあるものにあつては、吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置を設けること。 (規則第27条の3第6項第4号イ(2)抜粋)

当該装置とは、圧縮機の圧力を圧力センサーにより検知し、電動機の電源をきることにより、当該圧縮機の運転を停止させる異常高圧防止装置をいうこと。

(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

ウ 吐出側直近部分の配管に逆止弁を設けること。

(規則第27条の3第6項第4号イ(3))

なお、貯蔵設備側から圧縮機へのガスの逆流を防止できる位置である場合には、逆止弁を貯蔵設備の受入側直近部分のガス配管に設けても差し支えないこと。

(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

エ 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

(規則第27条の3第6項第4号イ(4))

自動車等の衝突を防止するための措置としては、圧縮機を鋼板製ケーシングに収める方法、圧縮機の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。

(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

② 貯蔵設備

(規則第27条の3第6号第4号ロ)

ア 位置は、給油空地等以外の場所であること。

(規則第27条の3第6項第4号ロ(1))

イ 専用タンク及びボイラー等に直接接続するタンクの注入口から8m以上の距離を保つこと。ただし、地盤面下に設置される場合又はこれらの注入口の周囲で発生した火災の熱の影響を受けないための措置が講じられている場合にあっては、この限りでない。

(規則第27条の3第6項第4号ロ(2))

火災の熱の影響を受けないための措置が講じられている場合とは、専用タンク等の注入口に面する側に防熱板が設けられている場合等、専用タンクの注入口の周囲で発生した危険物の火災の際に生ずる熱が遮られる場所であること。

(平成10年3月11日消防危第22号)

③ ディスペンサー

(規則第27条の3第6項第4号ハ抜粋)

ア 位置は、給油空地等以外の場所であり、給油空地等においてガスの充填を行うことができない場所であること。

(規則第27条の3第6項第4号ハ(1))

イ 充填ホースは、自動車等のガスの充填口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造(内部弁)とし、かつ、著しい引張力が加わった場合に当該充填ホースの破断によるガスの漏れを防止する措置(緊急離脱カップラー)が講じられたものであること。

(規則第27条の3第6項第4号ハ(2))

(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

ウ 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

(規則第27条の3第6項第4号ハ(3))

自動車等の衝突を防止するための措置には、ディスペンサーの周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。

(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

④ ガス配管

(規則第27条の3第6項第4号ニ抜粋)

ア 位置は、給油空地等以外の場所であること。

(規則第27条の3第6項第4号ニ(1)抜粋)

イ 自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。ただし、自動車等の衝突を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。

(規則第27条の3第6項第4号ニ(2))

ガス配管に自動車等が衝突することを防止するために講ずる措置の例としては、次のような方法があること。

(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

(ア) ガス配管をキャノピーの上部等に設置する方法

(イ) ガス配管の周囲に防護柵又はポール等を設ける方法

(ウ) ガス配管を地下に埋設する方法

(エ) ガス配管をトレンチ内に設置する方法

ウ 漏れたガスが滞留するおそれのある場所に設置する場合には、接続部を溶接とすること。ただし、当該接続部の周囲にガスの漏れを検知することができる設備を設けた場合は、この限りでない。(規則第27条の3第6項第4号ニ(3))

当該設備とは、当該ガスの爆発下限界の4分の1以下の濃度で漏れたガスを検知し、警報を発するものであること。また、当該設備は漏れたガスに対して防爆構造を有するほか、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設置される場合にあっては、漏れたガス及び可燃性蒸気に対して防爆構造を有するものであること。

(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

エ ガス導管から圧縮機へのガスの供給及び貯蔵設備からディスペンサーへのガスの供給を緊急に停止することができる装置を設けること。この場合において、当該装置の起動装置は、火災その他の災害に際し、速やかに操作することができる箇所に設けること。(規則第27条の3第6項第4号ニ(4))

(2) 液化石油ガススタンド設置給油取扱所

液化石油スタンドの受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充填用ポンプ機器、ディスペンサー及びガス配管の位置、構造又は設備の基準 (規則第27条の3第6項第5号抜粋)

① 受入設備 (規則第27条の3第6項第5号イ抜粋)

ア 位置は、給油空地等以外の場所であるとともに、給油空地等においてガスの受入を行うことができない場所であること。

(規則第27条の3第6項第5号イ(1)抜粋)

イ 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

当該措置としては、受入設備の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。(規則第27条の3第6項第5号イ(2)抜粋)

② 圧縮機 (規則第27条の3第6項第5号抜粋)

上記(1)①の基準によること(「吐出側直近部分の配管に逆止弁を設けること。」を除く。)

③ 貯蔵設備 (規則第27条の3第6項第5号抜粋)

上記(1)②の基準によること。

④ 充填用ポンプ機器 (規則第27条の3第6項第5号ロ抜粋)

ア 位置は、給油空地等以外の場所であること。

(規則第27条の3第6項第5号ロ(1)抜粋)

イ ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇することを防止するための措置を講ずること。(規則第27条の3第6項第5号ロ(2)抜粋)

最大常用圧力を超えて上昇することを防止するための措置としては、次のようなものがあること。(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

(ア) 容積型ポンプにあっては、ポンプの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合に、自動的に吐出液の一部を貯蔵設備に戻すことにより、圧力を最大常用圧力以下とする措置。

(イ) 遠心型ポンプにあっては、ポンプ吸込側で気体が吸入された場合にポンプを自動的に停止させる措置のほか、圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのあるものにあっては、自動的に吐出液の一部をポンプ吸込側に戻すこと等により圧力を最大常用圧力以下とする措置。

ウ 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

(規則第27条の3第6項第5号ロ(3))

当該措置としては、充填用ポンプ機器の周囲に防護柵又はポールを設置する方法があること。

(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

⑤ ディスペンサー

(規則第27条の3第6項第5号抜粋)

上記(1)③の基準によること。

⑥ ガス配管

(規則第27条の3第6項第5号抜粋)

上記(1)④の基準によること(中ガス導管から圧縮機へのガスの供給に係る部分を除く。)

3 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合の基準

(1) 要件

規則第27条の3第6項第4号ハ(1)及びニ(1)の規定にかかわらず、次の①から③までに掲げる措置のすべてを講じた場合又は給油空地が軽油のみを取り扱う固定給油設備のうちホース機器の周囲に保有する空地である場合は、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地(固定給油設備(懸垂式のものを除く。))のうちホース機器の周囲に保有する空地に限る。)に設置することができる。

(規則第27条の3第8項)

上記給油空地には、懸垂式の固定給油設備のうちホース機器の下方に保有する空地は含まれないこと。

(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

① 固定給油設備(ホース機器の周囲に保有する給油空地に圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を設置するものに限る。)の構造及び設備は、次によること。

(規則第27条の3第8項第1号)

ア 給油ホース(ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱うものに限る。)の先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。

(規則第27条の3第8項第1号イ)

イ 手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズル(ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱うものに限る。)を設ける固定給油設備は、次によること。

(規則第27条の3第8項1号ロ)

(ア) 給油ノズルは、自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。

(規則第27条の3第8項1号ロ(1))

構造の具体的な例として、給油ノズルの給油口からの離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で固定する装置が解除される構造等があること。

(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

(イ) 規則第25条の2第2号ハの規定にかかわらず、給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。

(規則第27条の3第8項1号ロ(2))

構造の具体的な例として、給油ホースの途中に緊急離脱カプラーを設置するものがあること。緊急離脱カプラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、給油ノズルを給油口に差し込んで発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のものであること。なお、緊急離

脱カプラーを効果的に機能させるためには、固定給油設備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけではなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要があること。

(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

ウ 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとする。 (規則第27条の3第8項1号ハ)

この場合、給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15リットル毎分程度以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

エ 一回の連続したガソリン、メタノール等又はエタノール等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。

(規則第27条の3第8項1号ニ)

当該構造は次の(ア)及び(イ)によること。

(ア) 危険物保安監督者の特別な操作により設定及び変更が可能であり、その他の者の操作により容易に変更されるものでないこと。

(イ) 1回の連続したガソリン等の給油量の上限は、1回当たりの給油量の実態を勘案して設定されたものであること。この場合、設定値は100リットルを標準とする。 (平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

オ 固定給油設備には、当該固定給油設備(ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備にあつては、ホース機器)が転倒した場合において当該固定給油設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン、メタノール等又はエタノール等の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。

(規則第27条の3第8項1号ホ)

当該措置の例として、立ち上がり配管遮断弁の設置又は逆止弁の設置(ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備の場合を除く。)によること。

立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、ガソリン等の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

② 固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン、メタノール等又はエタノール等が、当該給油空地内の圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所、圧縮天然ガススタンドのディスプレイ及びガス配管が設置されている部分(以下「圧縮天然ガス充填場所等」という。)に達することを防止するための措置を講ずること。

(規則第27条の3第8項2号)

当該措置の例として、給油空地に傾斜を付けるとともに、当該傾斜に応じ圧縮天然ガス充填場所等を適切に配置すること等により、ガソリン等の漏えいが想定される範

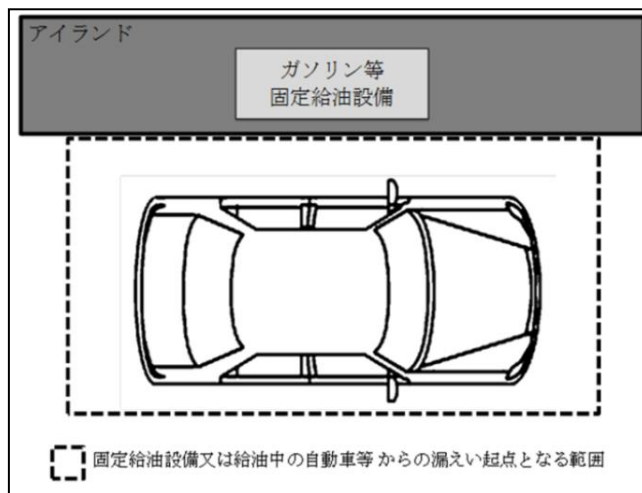
囲と圧縮天然ガス充填場所等とが重複しないようにする方法がある。この場合、次の事項に留意すること。(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

ア ガソリン等の漏えいが想定される範囲について

(ア) 漏えい起点となる範囲

固定給油設備又は給油中の自動車等からガソリン等が漏えいする場合、その漏えい起点となる範囲は、給油するために給油ノズルが固定給油設備から自動車等の給油口まで移動する範囲及びガソリン等を給油するために自動車等が停車する場所とすること。

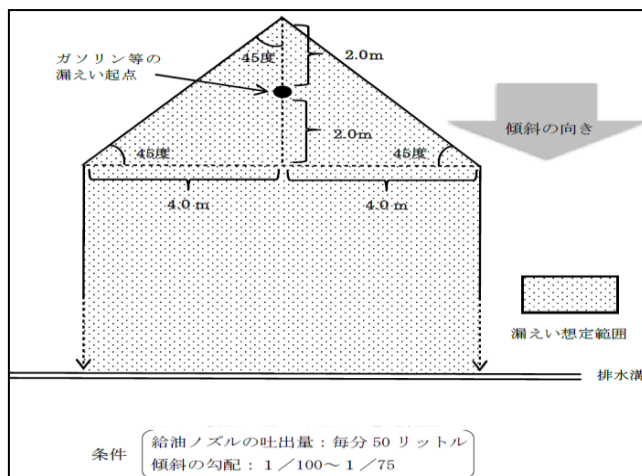
漏えい起点となる範囲



(イ) 漏えい想定範囲

ガソリン等の漏えいが想定される範囲は、(ア)の漏えい起点となる範囲から、当該給油空地の形態に応じ、申請者により検証された漏えい想定範囲とするほか、次図に示す漏えい想定範囲を参考とすることができること。

検証に基づく漏えい範囲



イ 圧縮天然ガス充填場所等について

(ア) 圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所

圧縮天然ガススタンドのディスペンサー付近で、圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所とすること。

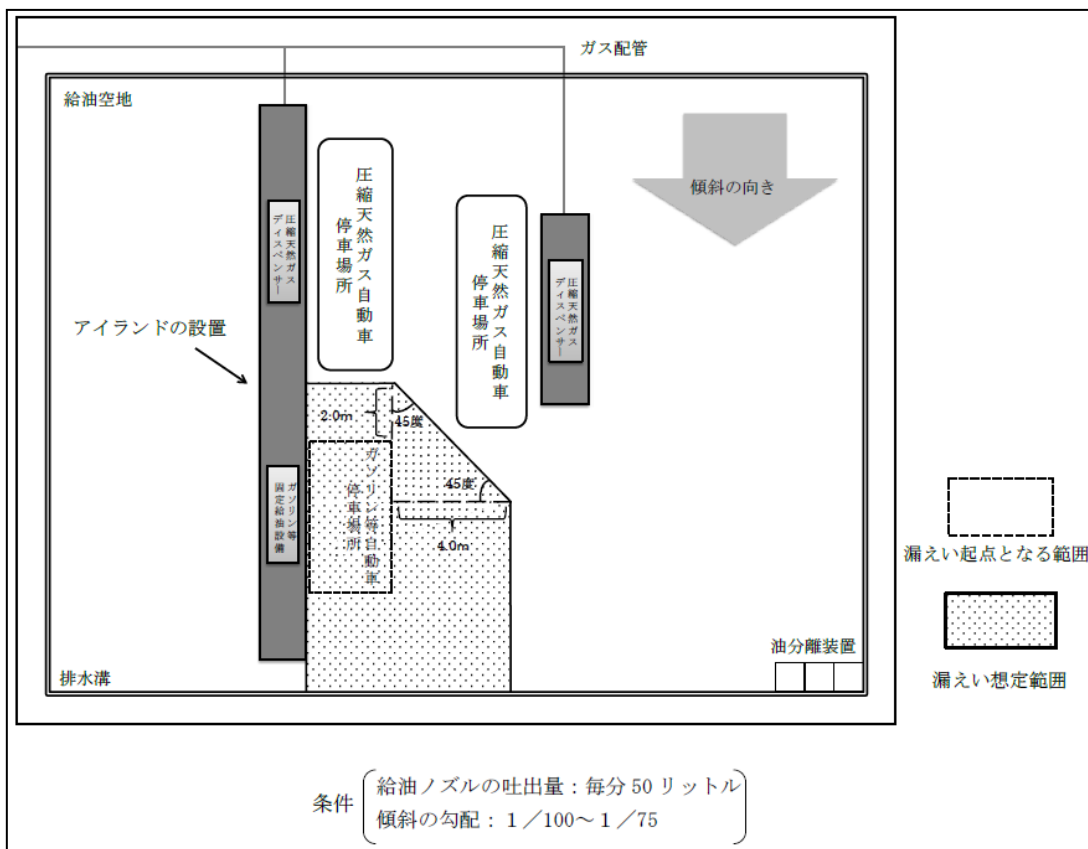
(イ) 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管

圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分とすること。

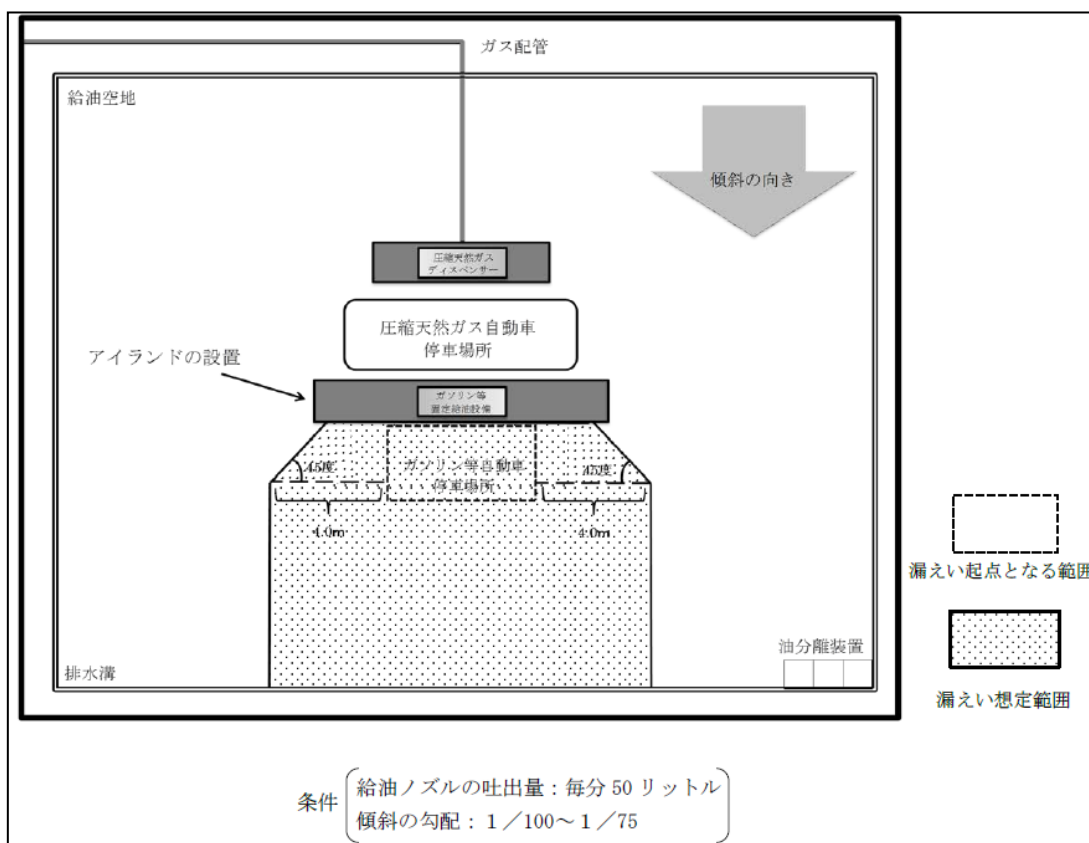
ウ その他

ア又はイに関する事項について、当該場所の範囲を確認するため、許可申請書の添付書類においてその場所(範囲)を明らかにしておくこと。また、給油空地の傾斜に応じ圧縮天然ガス充填場所等やアイランドを適切に配置した例を次図に示す。

具体例 1



具体例 2



政令第17条第1項第4号の漏れた危険物が浸透しないこと及び第5号の漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該給油空地以外の部分に流出しないことに適合する場合は、圧縮天然ガスタンドのガス配管を設置するためのトレンチ又はガソリン等の漏えい範囲を限定することを目的として溝を給油空地内に設けることができる。

(平成29年3月31日消防危第71号問2)

- ③ 火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、給油取扱所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための装置（緊急停止スイッチ）を設けること。

(規則第27条の3第8項第3号)

火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業員等においても速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等が想定されるものであること。

(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

(2) ディスペンサー

ディスペンサーを給油空地に設ける場合、危規則第27条の3第6項第6号イの規定により、防火設備の位置は給油空地等以外の場所とすることとされていることから、防火設備を設置することを要しないディスペンサーとすることが必要となること。

(平成10年3月11日消防危第22号抜粋)

防火設備を設置することを要しないディスペンサーとは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 一般高圧ガス保安規則第7条第2項の圧縮天然ガススタンドのディスペンサー
- ② 一般高圧ガス保安規則第7条第1項の圧縮天然ガススタンドのディスペンサーに、一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（平成24年12月26日付け20121204商局第6号別紙別添）31. 防消火設備4-4.2-(7)により追加の措置（同規則第7条第2項第9号）を講じたもの
（平成29年3月31日消防危第71号問1）
- (3) その他
圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することに併せて必要最小限の圧縮天然ガス用のPOS用カードリーダー等の設備を給油空地に設ける場合は、給油又は圧縮天然ガスの充填に支障がないと認められる範囲に限り設けて差し支えないこと。ただし、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、可燃性蒸気に対して防爆性能を有する構造のものであること。
（平成10年3月11日消防危第22号抜粋）

4 留意事項

（平成10年3月11日消防危第22号）

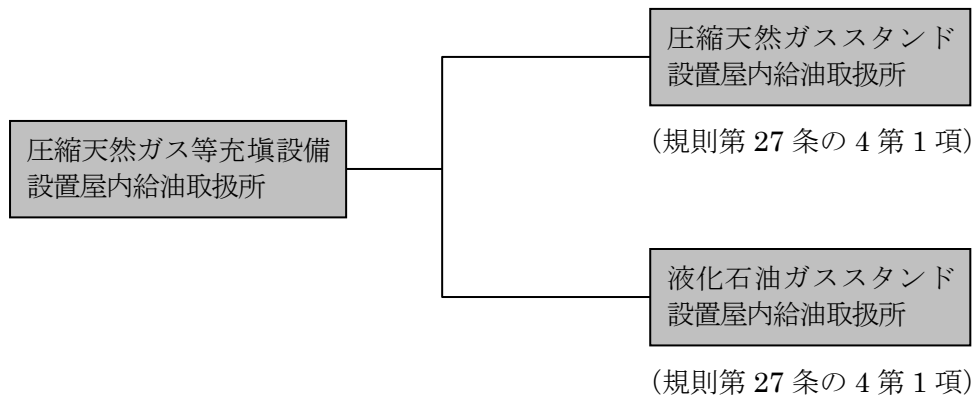
- (1) 消防法上の設置の許可に係る事項
 - ① 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所を設置する場合は、法第11条第1項の許可の他に高圧ガス保安法の許可（高圧ガス保安法第5条及び第14条）を受ける必要がある。この場合、高圧ガス保安法の許可を受けた後に消防法の許可申請を受理する必要があること。なお、規則第27条の3第6項第4号から第6号に掲げる設備が、当該設備に係る法令の規定（圧縮天然ガススタンドにあっては一般高圧ガス保安規則第7条中の当該設備に係る規定、液化石油ガススタンドにあっては液化石油ガス保安規則第8条中の当該設備に係る規定。これらの規定を以下「高圧ガス保安法の規定」という。）に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。
 - ② 高圧ガス保安法に係る設備については、他の行政庁等により完成検査（高圧ガス保安法第20条）が行われることを踏まえ、高圧ガス保安法の規定に係る完成検査（法第11条第5項）においては、他の行政庁等による完成検査の結果の確認をもって行うことができるものとする。
- (2) 予防規程の中に、圧縮天然ガス等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項を定めるほか、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合は、危険物施設の運転又は操作に関することとして、固定給油設備の1回の連続したガソリン等の給油量の上限を設定することについて定めること。

第 6	圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の 特例基準 (屋内給油取扱所)	令 17-3-4
-----	--	----------

1 基準の特例

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に係る令第 17 条第 3 項の規定による同条第 2 項（屋内給油取扱所）に掲げる基準の特例は、規則第 27 条の 3 第 3 項、第 6 項から第 8 項までの規定の例によるほか、次のとおりとする。 (規則第 27 条の 4 第 1 項抜粋)

(1) 形態による区分



(2) 基準の特例として適用除外される基準

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所については、政令第 17 条第 2 項においてその例によるものとされる同条第 1 項第 1 6 号及び第 2 2 号並びに第 2 項第 7 号及び第 9 号ただし書きの規定は、適用しない。 (規則第 27 条の 4 第 2 項抜粋)

- ① 給油取扱所に設けることができる建築物の用途と構造に係る規定 (政令第 17 条第 1 項第 1 6 号)
- ② 付随設備の位置、構造、設備の規定 (政令第 17 条第 1 項第 2 2 号)
- ③ 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の窓及び出入口に係る規定 (政令第 17 条第 2 項第 7 号)
- ④ 一面開放の屋内給油取扱所を設けることができる規定 (政令第 17 条第 2 項第 9 号ただし書)

(3) 特例基準（2 形態共通） (規則第 27 条の 4 第 1 項・第 3 項・第 4 項抜粋)

- ① 設けることができる用途の建築物等及び面積制限の基準 (規則第 27 条の 3 第 3 項)
- ② 業務を行うにおいて必要な付随設備の基準 (規則第 27 条の 3 第 6 項第 1 号)
- ③ 付随設備の技術基準 (規則第 27 条の 3 第 6 項第 2 号)
- ④ 業務を行うに必要な付随設備の危険物取扱数量 (規則第 27 条の 3 第 6 項第 3 号)
- ⑤ 圧縮天然ガススタンドの圧縮機、貯蔵設備、ディスプレイ及びガス配管の位置、構造又は設備の基準 (規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号)
- ⑥ 液化石油ガススタンドの受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充填用ポンプ機器、ディスプレイ及びガス配管の位置、構造又は設備の基準 (規則第 27 条の 3 第 6 項第 5 号)
- ⑦ 防火設備の位置、構造又は設備の基準 (規則第 27 条の 3 第 6 項第 6 号)
- ⑧ 防火設備の放出水が、給油空地等並びに専用タンク等の注入口付近に達しない措置

- の基準 (規則第27条の3第7項第1号)
- ⑨ 専用タンク等の注入口からの漏洩危険物拡散防止措置の基準 (規則第27条の3第7項第2号)
- ⑩ 固定給油設備等及び簡易タンクへの自動車衝突防止措置の基準 (規則第27条の3第7項第3号)
- ⑪ 簡易タンクへの延焼防止措置 (規則第27条の3第7項第4号)
- ⑫ 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の窓及び出入口の構造 (規則第27条の4第3項抜粋)
- 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の窓及び出入口(自動車等の出入口で規則第27条の4第3項第1号、第3号及び第4号の用途に供する部分に設けるものを除く。)には、防火設備を設けなければならない。(規則第27条の4第3項抜粋)
- ⑬ 屋内給油取扱所の建築物は、屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有しないものでなければならない。(規則第27条の4第4項抜粋)

2 形態に応じた特例基準

- (1) 圧縮天然ガススタンド設置屋内給油取扱所
圧縮天然ガススタンド設置屋内給油取扱所は、上記1(2)及び(3)の基準(3)の⑥除く)の例によること。
- (2) 液化石油ガススタンド設置屋内給油取扱所
液化石油ガススタンド設置屋内給油取扱所は、上記1(2)及び(3)の基準(3)の⑤除く)の例によること。

3 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合の基準

第5「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例基準(屋外給油取扱所)」の3の基準の例によること。

4 留意事項

第5「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例基準(屋外給油取扱所)」の4の例によること。

第7	圧縮水素充填設備設置給油取扱所の 特例基準 (屋外給油取扱所)	令17-3-5
----	---------------------------------------	---------

1 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

(1) 定義に関する事項

(平成27年6月5日消防危第123号 抜粋

改正 令和元年8月27日消防危第118号)

① 圧縮水素スタンドとは

一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1項第25号に定める「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮水素を充填するための処理設備を有する定置式製造設備」をいい、下記の機器で構成されている。

- ア 水素を製造するための改質装置
- イ 液化水素を貯蔵する液化水素の貯槽
- ウ 液化水素を直接昇圧する液化水素昇圧ポンプ
- エ 液化水素を気化する送ガス蒸発器
- オ 水素を圧縮する圧縮機
- カ 圧縮水素を貯蔵する蓄圧器
- キ 圧縮水素を燃料電池自動車に充填するディスペンサー
- ク 液化水素配管、ガス配管

ケ 液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスを外部から受け入れるための受入設備
なお、ガソリンと水素の両方を燃料とする水素ガスエンジン自動車に対して、給油取扱所でガソリンの給油を、圧縮水素充填設備設置給油取扱所でガソリンの給油又は水素の充填を行っても差し支えない。

(平成19年3月29日消防危第68号問3)

② 改質装置とは

ナフサなどの危険物(ガソリン、灯油、炭化水素系燃料)のほか、天然ガス、液化石油ガスなどを原料として、これを改質し水素を製造する装置をいい、危険物から水素を製造するための改質装置と、危険物以外の原料から水素を製造する改質装置に分けられる。

このため給油取扱所施設内に、危険物から水素を製造するための原料となる危険物のタンクが設置できるもの。(平成27年6月5日消防危第123号)

③ 防火設備とは

火災の予防及び火災による類焼を防止するための設備であって、蓄圧器に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。

④ 温度の上昇を防止するための装置とは

蓄圧器及び圧縮水素を供給する移動式製造設備の車両が停止する位置に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。

(2) 圧縮水素スタンドの技術上の基準に関する事項

圧縮水素スタンド(常用の圧力8.2MPa以下のものに限る。以下同じ。)は、一般高圧ガス保安規則第7条の3又は第7条の4の規定によるほか、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。)第27条の5第5項第3号に定める基準に適合することとされているが、この場合は下記の「**2 基準の特例** ⑪ イからケ」の事項に留意すること。

2 基準の特例

圧縮水素充填設備設置給油取扱所に係る令第17条第3項の規定による同条第1項(屋外

給油取扱所)に掲げる基準の特例は、第27条の3第3項から第5項までの規定の例によるほか、この条の定めるところによる。(規則第27条の5第1項抜粋)

(1) 基準の特例として適用除外される基準

圧縮水素充填設備設置給油取扱所については、政令第17条第1項第七号、第八号、第十六号から第十八号まで及び第二十二号の規定は、適用しない。

(規則第27条の5第2項抜粋)

- ① 専用タンク等の規定 (政令第17条第1項第七号)
- ② 専用タンクの位置、構造、設備の規定 (政令第17条第1項第八号)
- ③ 給油取扱所に設けることができる建築物の用途に係る規定 (政令第17条第1項第十六号)
- ④ 給油取扱所に設けることができる建築物の構造に係る規定 (政令第17条第1項第十七号)
- ⑤ 可燃性蒸気流入防止構造 (政令第17条第1項第十八号)
- ⑥ 付随設備の位置、構造、設備の規定 (政令第17条第1項第二十二号)

(2) 基準の特例

① 設けることができる建築物の用途及び面積制限 (規則第27条の3第3項抜粋)

ア 給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は圧縮水素等の充填のための作業場

イ 給油取扱所の業務を行うための事務所

ウ 給油、灯油若しくは軽油の詰替え、自動車等の点検・整備若しくは洗浄又は圧縮水素等の充填のために給油取扱所に入出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場

エ 自動車等の点検・整備を行う作業場

オ 自動車等の洗浄を行う作業場

カ 給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所

なお、イからエまでの用途に供する床又は壁で区画された部分(給油取扱所の係員のみが入出入りするものを除く。)の床面積の合計は、300㎡を超えてはならない。

② 建築物の構造 (規則第27条の3第4項抜粋)

ア 壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造る。

イ 窓及び出入口は、防火設備を設ける。ただし、自動車等の出入口で、前記①ア、エ、オの用途に供される部分を除く。

ウ 前記①カの用途に供する部分は、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画され、かつ、給油取扱所の敷地内に面する側の壁に出入口がない構造としなければならない。

エ 前記の建築物で事務所その他火気を使用するものは、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない構造としなければならない。

なお、漏れた可燃性の蒸気が内部に流入しない構造とは、規則第25条の4第5項各号に掲げる構造としなければならない。(規則第27条の3第5項抜粋)

③ 圧縮水素充填設備設置給油取扱所に設置するタンクの基本的事項

(規則第27条の5第3項)

圧縮水素充填設備設置給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に

接続する専用タンク、危険物から水素を製造するための改質装置に接続する原料タンク又は容量10,000ℓ以下の規則第25条で定めるタンク（以下専用タンク等）を地盤面下に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けてはならない。ただし、都市計画法第8条第1項第五号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量600ℓ以下の簡易タンクを、その取扱う同一品質の危険物ごとに一個ずつ三個まで設けることができる。

- ④ 専用タンク等の位置、構造及び設備 (規則第27条の5第4項第一号)
 専用タンク等の位置、構造及び設備については、地下タンク貯蔵所の基準の規定の一部が準用される。

規則第27条の5第4項第一号において準用する政令第13条の基準

条 項	基 準 内 容
第13条第1項第1号	タンクの設置方法
第13条第1項第2号	タンクとタンク室との間隔及び乾燥砂の充填
第13条第1項第3号	タンクの埋設深さ
第13条第1項第4号	タンク相互の間隔
第13条第1項第6号	タンクの材質、板厚、強度
第13条第1項第7号	タンク外面の保護
第13条第1項第8号	通気管又は安全装置の設置
第13条第1項第8号の2	液量自動覚知装置等の設置
第13条第1項第9号	注入口の位置、構造、設備（掲示板に係る部分を除く。）
第13条第1項第10号	配管の位置、構造、設備
第13条第1項第11号	配管の取付位置
第13条第1項第13号	漏洩検査管の設置
第13条第1項第14号	タンク室の構造
第13条第2項	二重殻タンクの位置、構造、設備
第13条第3項	漏れ防止構造のタンクの基準

- ⑤ 簡易タンクの位置、構造及び設備 (規則第27条の5第4項第二号)
 簡易タンクの位置、構造及び設備については、簡易タンク貯蔵所の基準の規定の一部が準用される。

規則第27条の5第4項第二号において準用する政令第14条の基準

条 項	基 準 内 容
第14条第1項第4号	タンクの設置方法及び空地
第14条第1項第6号	タンクの材質、板厚、強度
第14条第1項第7号	タンクの塗装
第14条第1項第8号	通気管の設置

- ⑥ 業務を行うについて必要な付随設備 (規則第27条の5第5項第1号抜粋)
- ア 自動車等の洗浄を行う設備
 - イ 自動車等の点検・整備を行う設備
 - ウ 混合燃料油調合器
 - エ 尿素水溶液供給機
 - オ 急速充電設備
- カ 危険物から水素を製造するための改質装置
- キ 圧縮水素スタンド (一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号の圧縮水素スタンドをいう。)
- ク 防火設備 (一般高圧ガス保安規則第6条第1項第39号の防消火設備のうち防火設備をいう。)
- ケ 温度の上昇を防止するための装置 (一般高圧ガス保安規則第7条の3第2項第15号、第19号及び第20号の温度の上昇を防止する装置をいう。)

- ⑦ 業務を行うに必要な付随設備の位置、構造又は設備の基準 (規則第27条の3第6項第2号抜粋)

- ア 自動車等の洗浄を行う設備
規則第25条の5第2項第1号の蒸気洗浄機、洗車機の基準による。
- イ 自動車等の点検・整備を行う設備
規則第25条の5第2項第2号のオートリフト等の基準による。
- ウ 混合燃料調合器
規則第25条の5第2項第3号の混合燃料調合器の基準による。
- エ 尿素水溶液供給機
規則第25条の5第2項第4号の尿素水溶液供給機の基準による。
- オ 急速充電設備
規則第25条の5第2項第5号の急速充電設備の基準による。

- ⑧ 業務を行うに必要な付随設備の危険物取扱数量 (規則第27条の3第6項第3号)
 圧縮水素充填設備設置給油取扱所に設ける自動車等の洗浄を行う設備、自動車等

の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器に収納する危険物の数量の和は、指定数量未満とすること。

⑨ 危険物から水素を製造するための改質装置の位置、構造及び設備の基準

(規則第27条の5第5項第2号)

令第9条第1項第12号から第16号まで、第18号、第21号及び第22号の規定によるほか、次のとおりとすること。

ア 危険物から水素を製造するための改質装置は、自動車等が衝突するおそれのない屋外に設置すること。

イ 改質原料及び水素が漏えいした場合に危険物から水素を製造するための改質装置の運転を自動的に停止させる装置を設けること。

ウ ポンプ設備は、改質原料の吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇することを防止するための措置を講ずること。

エ 危険物から水素を製造するための改質装置における危険物の取扱量は、指定数量の10倍未満であること。

⑩ 防火設備又は温度の上昇を防止する装置の位置、構造又は設備の基準

(規則第27条の3第6項第6号抜粋)

防火設備又は温度の上昇を防止する装置の位置、構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか、そのポンプ機器にあっては、次のとおりとすること。

ア 位置は、給油空地等以外の場所であること。

イ 起動装置は、火災その他の災害に際し、速やかに操作することができる箇所に設けること。

⑪ 圧縮水素スタンドの改質装置(⑨に掲げる改質装置を除く。)、液化水素の貯槽、液化水素昇圧ポンプ、送ガス蒸発器、圧縮機、蓄圧器、ディスプレイ、液化水素配管及びガス配管並びに液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備の位置、構造又は設備の基準

(規則第27条の5第5項第3号)

(平成27年6月5日消防危第123号)

当該設備に係る法令の規定(一般高圧ガス保安規則第7条の3又は第7条の4の規定)によるほか、それぞれ次のとおりとすること。

ア 改質装置

⑨アからウまでの規定の例によること。

イ 液化水素の貯槽

液化水素の貯槽には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

自動車等(自動車、原動機付自転車その他の当該設備に衝突した場合に甚大な影響を及ぼすおそれのあるものをいう。以下この項において同じ。)の衝突を防止するための措置とは、液化水素の貯槽の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。なお、液化水素の貯槽を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

ウ 液化水素昇圧ポンプ

液化水素昇圧ポンプには、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

自動車等の衝突を防止するための措置とは、液化水素昇圧ポンプの周囲に保護柵又はポール等を設ける必要があること。なお、液化水素昇圧ポンプを自動車等が

容易に侵入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

エ 送ガス蒸発器

送ガス蒸発器には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

自動車等の衝突を防止するための措置とは、送ガス蒸発器の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。なお、送ガス蒸発器を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

オ 圧縮機

(ア) ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのあるものにあつては、吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置を設けること。

吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置とは、圧縮機の圧力を圧力センサーにより検知し、電動機の電源を切ることにより、当該圧縮機の運転を停止させる異常高圧防止装置をいうこと。ただし、圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのないものにあつてはこの限りでない。

(イ) 吐出側直近部分の配管に逆止弁を設けること。

蓄圧器側から圧縮機へのガスの逆流を防止できる位置である場合には、逆止弁を蓄圧器の受入側直近部分のガス配管に設けても差し支えないこと。

(ウ) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

自動車等の衝突を防止するための措置とは、圧縮機の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。なお、圧縮機を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

カ 蓄圧器

蓄圧器には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

自動車等の衝突を防止するための措置とは、蓄圧器の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。なお、蓄圧器を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

キ ディスペンサー

(ア) 位置は、給油空地等以外の場所であり、かつ、給油空地等において圧縮水素の充填を行うことができない場所であること。ただし、平成27年6月5日消防危第123号第1、4に適合する場合はこの限りでない。

(イ) 充填ホースは、自動車等のガスの充填口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とし、かつ、著しい引張力が加わった場合に当該充填ホースの破断によるガスの漏れを防止する措置が講じられたものであること。

自動車等のガスの充填口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とは、自動車等の充填口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁をいうこと。

著しい引張力が加わった場合に当該充填ホースの破断によるガスの漏れを防止する措置とは、自動車の誤発進等により著しい引張力が加わった場合に離脱し、遮断弁がはたらく緊急離脱カップラーをいうこと。

(ウ) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

自動車等の衝突を防止するための措置とは、ディスプレイの周囲に防護柵又はポール等を設ける方法があること。

(エ) 自動車等の衝突を検知し、運転を自動的に停止する構造のものとする事。

自動車等の衝突を検知する方法とは、衝突センサー等を設ける方法があること。

ク 液化水素配管及びガス配管

(ア) 位置は、給油空地等以外の場所であること。ただし、ガス配管について平成27年6月5日消防危第123号第1、4に適合する場合はこの限りでない。

(イ) 自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。ただし、自動車等の衝突を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。

自動車等が衝突するおそれのない場所に設置する例としては、次のような方法があること。

⑦ 液化水素配管及びガス配管をキャノピーの上部等に設置する方法

⑧ 液化水素配管及びガス配管を地下に埋設する方法

⑨ 液化水素配管及びガス配管をトレンチ内に設置する方法

自動車等の衝突を防止するための措置とは、液化水素配管及びガス配管の周囲に防護柵又はポール等を設ける方法があること。

(ウ) 液化水素配管又はガス配管から火災が発生した場合に給油空地等及び専用タンク等の注入口への延焼を防止するための措置を講ずること。

液化水素配管又はガス配管から火災が発生した場合に給油空地等及び専用タンク等の注入口への延焼を防止するための措置とは、液化水素配管又はガス配管が地上部（キャノピー上部を除く。）に露出している場合に液化水素配管及びガス配管の周囲に防熱板を設ける方法があること。

(エ) 漏れたガスが滞留するおそれのある場所に設置する場合には、接続部を溶接とすること。ただし、当該接続部の周囲にガスの漏れを検知することができる設備を設けた場合は、この限りでない。

配管の接続部の周囲に設けるガスの漏れを検知することができる設備とは、当該ガスの爆発下限界における4分の1以下の濃度で漏れたガスを検知し、警報を発するものをいうこと。また、当該設備は漏れたガスに対して防爆構造を有するほか、ガソリン蒸気等の可燃性蒸気が存在するおそれのある場所に設置される場合にあつては、漏れたガス及び可燃性蒸気に対して防爆構造を有するものであること。

(オ) 蓄圧器からディスプレイへのガスの供給を緊急に停止することができる装置を設けること。この場合において、当該装置の起動装置は、火災その他の災害に際し、速やかに操作することができる箇所に設けること。

蓄圧器からディスプレイへのガスの供給を緊急に停止することができる装置とは、遮断弁及び遮断操作部をいうこと。遮断弁は、蓄圧器からガスを送り出すためのガス配管に設けること。また、遮断操作部は、事務所及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。

ケ 液化水素、圧縮水素又は液化石油ガスの受入設備

受入設備とは、液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入れのために設置される設備であり、例えば液化水素の充填車両と液化水素の貯槽との接続機器等(受入ホース、緊結金具等)や液化水素の貯槽の充填口等をいう。

(ア) 位置は、給油空地等以外の場所であり、かつ、給油空地等において液化水素又はガスの受入れを行うことができない場所であること。

給油空地等において液化水素又はガスの受入れを行うことができない場所とは、給油空地等に液化水素、圧縮水素又は液化石油ガスの充填車両が停車し、又は受入設備と当該充填車両の接続機器(注入ホース、緊結金具等)等が給油空地等を通過した状態で受入れを行うことができない場所であること。

(イ) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

自動車等の衝突を防止するための措置とは、受入設備の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。なお、受入設備を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

⑫ その他の技術上の基準に関する事項 (規則第27条の5第6項)

(平成27年6月5日消防危第123号)

ア 改質装置、液化水素の貯槽、液化水素昇圧ポンプ、送ガス蒸発器、圧縮機及び蓄圧器と給油空地等、簡易タンク及び専用タンク等の注入口との間に障壁を設けること。

改質装置、液化水素の貯槽、液化水素昇圧ポンプ、ガス蒸発器、圧縮機及び蓄圧器と給油空地等、簡易タンク及び専用タンク等の注入口との間に設置する障壁は、次のいずれかによるものとする。なお、液化水素の貯槽については、加圧蒸発器及びバルブ類、充填口、計測器等の操作部分が障壁の高さよりも低い位置となるように設置すること。

(ア) 鉄筋コンクリート製

直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの。

(イ) コンクリートブロック製

直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、ブロックの空洞部にコンクリートモルタルを充てんした厚さ15cm以上、高さ2m以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対し十分耐えられる構造のもの。

(ウ) 鋼板製

厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で取り付けて補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれにも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの。

イ 防火設備又は温度の上昇を防止する装置から放出された水が、給油空地等、

令第17条第1項第二十号に規定するポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置を講ずること。

防火設備又は温度の上昇を防止する装置から放出された水が、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置とは、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近と散水される範囲との間に排水溝を設置すること等をいうこと。なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、勾配等）が十分なものとすること。

ウ 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等の注入口から漏れた危険物が、ディスペンサーに達することを防止するための措置を講ずること。

固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等の注入口から漏れた危険物が、ディスペンサーに達することを防止するための措置とは、固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等とディスペンサーの間に排水溝を設置すること等をいうこと。なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、勾配等）が十分なものとすること。

エ 固定給油設備（懸垂式のものを除く。）、固定注油設備（懸垂式のものを除く。）及び簡易タンクには、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

固定給油設備（懸垂式のものを除く。）、固定注油設備（懸垂式のものを除く。）及び簡易タンクに自動車等の衝突するおそれがある場合に講ずる衝突防止措置とは、これら設備の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。

オ 簡易タンクを設ける場合には、圧縮水素スタンドの設備から火災が発生した場合に当該タンクへの延焼を防止するための措置を講ずること。

圧縮水素スタンドの設備から火災が発生した場合に簡易タンクへの延焼を防止するための措置とは、簡易タンクと圧縮水素スタンドの設備の間に防熱板を設ける方法があること。

カ 液化水素の貯槽を設ける場合には、固定給油設備又は固定給油設備から火災が発生した場合にその熱が当該貯槽に著しく影響を及ぼすおそれのないようにするための措置を講ずること。

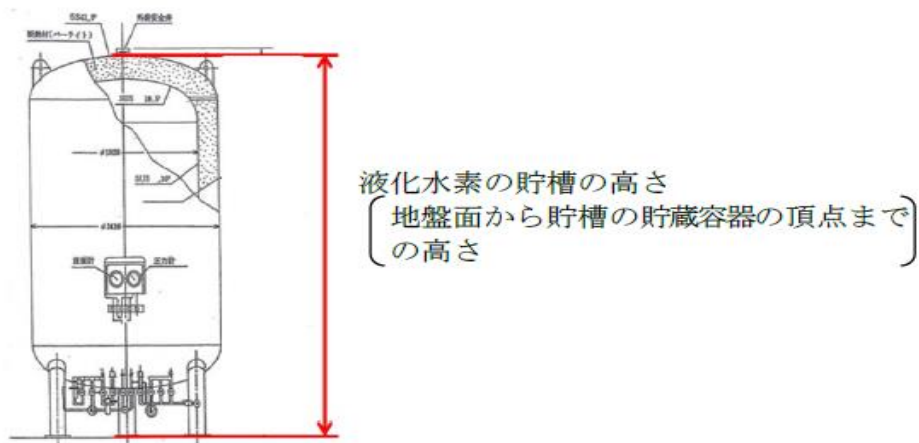
固定給油設備又は固定注油設備から火災が発生した場合にその熱が当該貯槽に著しく影響を及ぼすおそれのないようにするための措置とは、固定給油設備又は固定注油設備における火災の輻射熱により、液化水素の貯槽内の圧力が著しく上昇しないようにする措置をいうこと。

液化水素の貯槽内の圧力が著しく上昇しないようにする措置としては、障壁により輻射熱を遮る措置や、障壁の設置に加え、障壁又は固定給油設備及び固定注油設備を液化水素の貯槽から離して設ける措置が考えられる。

(ア) 障壁により輻射熱を遮る措置

固定給油設備及び固定注油設備と液化水素の貯槽との間に、液化水素の貯槽の高さよりも高い障壁を設けること。

なお、液化水素の貯槽の高さとは、地盤面から貯槽の貯蔵容器の頂点までの高さであること。



液化水素の貯槽の高さの例

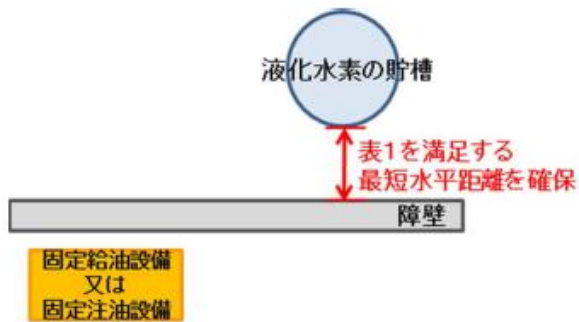
- (イ) 障壁の設置に加え、障壁又は固定給油設備及び固定注油設備を液化水素の貯槽から離して設ける措置（障壁の高さが液化水素の貯槽の高さ以下の場合）

液化水素の貯槽が、火災時の火炎に30分間以上耐えることができ、かつ、貯槽の外面の温度が650℃までであれば貯槽内の許容圧力を超えないよう安全装置の吹き出し量が設計されているもの注) については、30分以内に貯槽表面の温度が650℃に達しないことを前提として、例えば、障壁の高さが2 mの場合については、表1に示す措置を講ずること。なお、1の固定給油設備でガソリンと軽油の両方の油種を給油出来る場合は、両方を満たすよう措置を講ずること。

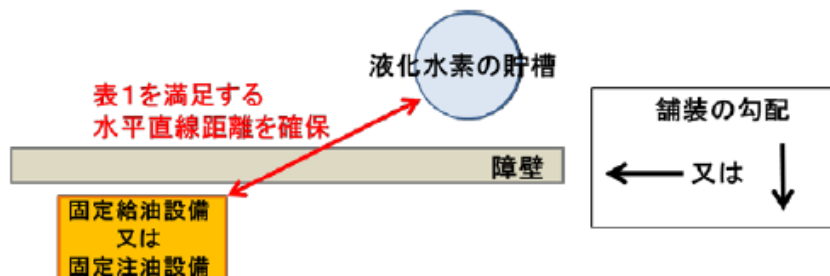
- 注) 「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」(20121204商局第6号)
「13. 圧力計及び許容圧力以下に戻す安全装置」2.2(2)イ(i)参照

表1 高さ2mの障壁における障壁又は固定給油設備及び固定注油設備を液化水素の貯槽から離して設ける措置

対称設備	油種	最大吐出量	措置	
			障壁から必要な最短水平距離を確保する方法	固定給油設備及び固定注油設備から必要な水平直線距離を確保する方法
固定給油設備	ガソリン	50L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.1m以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で3.9m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
	軽油	180L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.3m以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で6.0m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
		90L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.3m以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で5.0m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
固定注油設備	灯油	180L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で3.0m以上離して設置すること。	固定注油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で6.5m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
		60L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.0m以上離して設置すること。	固定注油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で4.0m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。



障壁から必要な最短水平距離を確保する方法の例



固定給油設備及び固定注油設備から必要な水平直線距離を確保する方法の例

⑬ 圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管の給油空地への設置に係る技術上の基準に関する事項

(1) 給油空地において軽油のみを取り扱う場合、及び次に掲げるすべての措置を講じた場合は、規則第27条の5第5項第3号ト(1)及びチ(1)の規定にかかわらず、圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することができること。なお、当該給油空地は、固定給油設備のうちホース機器の周囲に保有する空地をいい、懸垂式の固定給油設備のうちホース機器の下方に保有する空地は含まれないこと。

ア 固定給油設備のうち、ホース機器の周囲に保有する給油空地に圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を設置するものの構造及び設備は次によること。

(ア) 給油ホース（ガソリン、第四類の危険物のうちメタノール若しくはこれを含有するもの又は第四類の危険物のうちエタノール若しくはこれを含有するもの（以下「ガソリン等」という。）を取り扱うものに限る。以下同じ。）の先端部に、手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。

(イ) 手動開閉装置を備えた給油ノズルには、手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたもの（ラッチオープンノズル）及び手動開閉装置を開放状態

で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）の2種類があり、手動開閉装置を固定する装置を備えた給油ノズル（ガソリン等を取り扱うものに限る。以下同じ。）を設ける固定給油設備は、次の措置を講ずること。

a 給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。構造の具体的な例として、給油ノズルの給油口からの離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で固定する装置が解除される構造等があること。

b 給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からのガソリン等の漏えいを防止することができる構造のものとする。構造の具体的な例として、給油ホースの途中に緊急離脱カップラーを設置するものがあること。緊急離脱カップラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、給油ノズルを給油口に差して発信した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のものであること。

なお、緊急離脱カップラーを効果的に機能させるためには、固定給油設備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけではなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要があること。

(ウ) 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとする。この場合、手動開閉装置を固定する装置を備えた給油ノズルにあっては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。

また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにおいて、15リットル毎分程度以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

(エ) 1回の連続したガソリン等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。当該構造は次によること。

a 危険物保安監督者の特別な操作により設定及び変更が可能であり、その他の者の操作により容易に変更されるものでないこと。

b 1回の連続したガソリン等の給油量の上限は、1回当たりの給油量の実態を勘案して設定されたものであること。この場合、設定値は100リットルを標準とすること。

(オ) 固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備にあっては、ホース機器。）には、当該設備が転倒した場合において当該設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン等の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。当該措置の例として、立ち上がり

配管遮断弁の設置又は逆止弁の設置（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備の場合を除く。）によること。

立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、ガソリン等の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

イ 固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン等が、給油空地内の圧縮水素を充填するために自動車等が停車する場所及び圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分（以下「圧縮水素充填場所等」という。）に達することを防止するための措置を講ずること。

当該措置の例として、給油空地に傾斜を付けるとともに、当該傾斜に応じ圧縮水素充填場所等を適切に配置すること等により、ガソリン等の漏えいが想定される範囲と圧縮水素充填場所等とが重複しないようにする方法がある。

なお、ガソリン等の漏えいが想定される範囲や配置の例については、「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について（通知）」（平成10年3月11日付け消防危第22号）第1の5（1）、イ（イ）に掲げる留意事項を参考とすること。

ウ 火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、給油取扱所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための装置（緊急停止スイッチ）を設けること。火災その他の災害に際し、速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業員等においても速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等が想定されるものであること。

(2) 圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することに併せて必要最小限の圧縮水素用のPOS用カードリーダー等の設備を給油空地に設ける場合は、給油又は圧縮水素の充填に支障がないと認められる範囲に限り設けて差し支えないこと。

この場合、ディスペンサー及びPOS用カードリーダー等の設備は、漏れたガスに対して防爆構造を有するほか、ガソリン蒸気等の可燃性蒸気が存在するおそれのある場所に設置される場合にあつては、漏れたガス及び可燃性蒸気に対して防爆構造を有するものであること。

3 留意事項

（平成27年6月5日消防危第123号）

(1) 消防法上の設置の許可に係る事項

① 圧縮水素充填設備設置給油取扱所を設置する場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項の許可の他に高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条又は第14条の許可を受ける必要がある。その場合、高圧ガス保安法の許可後に、消防法

の許可を行う必要があること。なお、危険物の規制に関する規則第27条の5第5項第3号に掲げる設備が、一般高圧ガス保安規則第7条の3又は第7条の4中の当該設備に係る規定に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。

- ② 高圧ガス保安法に係る設備については、他の行政庁等により完成検査（高圧ガス保安法第20条）が行われることを踏まえ、危険物の規制に関する規則第27条の5第5項第3号に掲げる設備における完成検査（消防法第11条第5項）においては、他の行政庁等による完成検査の結果の確認をもって行うことができるものとする。
- (2) 予防規定に定めるべき事項
予防規程の中に、圧縮水素等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項を定めるほか、圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合は、危険物施設の運転又は操作に関することとして、固定給油設備の1回の連続したガソリン等の給油量の上限を設定することについて定めること。
- (3) その他
圧縮水素スタンドに係る高圧ガス関連設備については、様々な仕様のもので設置される可能性があることから、固定給油設備から漏えいしたガソリン火災の輻射熱の影響等の検証を行う際には、輻射熱計算シュミレーションツール（URL：<http://www.fdma.go.jp/publication/#tool1>）を活用されたいこと。

4 危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策について

（平成24年5月23日消防危第140号）

改質装置の暖機運転時において、次の措置が講じられている場合にあっては、遠隔監視とすることができること。

- (1) 改質装置の要件
暖機運転時の遠隔監視をすることができる改質装置の要件は、次のとおりである。
 - ① 改質装置には J P E C（一般財団法人石油エネルギー技術センター）自主基準（別紙1参照）に掲げる安全対策が講じられていること。
 - ② 改質装置の運転状況を遠隔で監視・制御するための装置を設置すること。
 - ③ 鋼板の箱内に設置される改質装置にあっては、箱内にガス検知器及び換気装置を設置し、換気装置が故障等により停止した際に自動的に改質装置の運転を停止する装置を設置すること。
 - ④ 事故発生時に監視者等が遠隔操作により改質装置の運転を停止することができる装置を設置すること。
 - ⑤ 手動により改質装置の運転を停止することができる装置を設置すること。
- (2) 改質装置の暖機運転時の遠隔監視に係る予防規程等に関する事項
 - ① 危険物取扱者による取扱い
改質装置を監視する者は危険物取扱者とし、監視・制御装置の操作方法等に関する知識・技能を有する者であること。
 - ② 予防規程
予防規程を定める必要のある危険物施設においては、次の事項を予防規程に明記すること。
 - ア 改質装置の監視、制御を行う場所（規則第60条の2第1項第6号関係）
 - イ 改質装置の監視、制御を行う体制（規則第60条の2第1項第6号関係）
 - ウ 改質装置における火災等の緊急時における連絡体制（消防機関への通報を含む）及

び対応体制（規則第60条の2第1項第11号関係）

エ 改質装置における火災等の緊急時における連絡及び対応についての訓練（規則第60条の2第1項第4号関係）

(3) 火災等の緊急時における対応

(1)及び(2)に適合する改質装置の遠隔監視に係る体制等については、例えば別紙2に示す方法があるので、これを踏まえ、火災等の緊急時において、危険物保安監督者等が迅速かつ確実に駆けつける体制をとるよう指導されたいこと。

改質装置の安全対策（JPEC自主基準）

No.	安全対策	内容
(1)	感震装置による自動停止装置	感震装置の検知により改質装置の運転を停止する場合は、改質装置の運転を自動的に停止し、かつ、警報を発する措置を講ずること。
(2)	停電時の自動停止措置	改質装置には、停電時に改質装置の運転を自動的に停止するための機能を有すること。
(3)	計装用空気圧力等の低下時の自動停止装置	改質装置には、計装圧力低下時に改質装置の運転を自動的に停止するための機能を有すること。
(4)	改質装置原燃料配管への緊急遮断装置の設置	改質装置の原燃料を受け入れる配管には、緊急時に原燃料を自動的に遮断するための措置を講ずること。ただし、一般高圧ガス保安規則第7条第2項第6号により当該製造施設の外部から供給される原燃料を受け入れる配管に、緊急時に原燃料を自動的に遮断するための措置を講じた場合はこの限りでない。
(5)	改質炉バーナー失火検知と自動停止装置	改質装置には、改質炉バーナーの失火を検知し、警報し、かつ、改質装置の運転を自動的に停止するための措置を講ずること。
(6)	改質装置の温度維持管理と自動停止措置	改質装置には、設定温度を逸脱した場合には、警報し、かつ、改質装置の運転を自動的に停止するための措置を講ずること。
(7)	改質装置の圧力安全	装置の設置改質装置の圧力安全装置を設けること。
(8)	圧力安全装置への放出管の設置	(7)の自主基準により設けた圧力安全装置のうち安全弁又は破裂板には放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置であること。
(9)	可燃性物質の漏えい検知と自動停止措置	改質装置には、可燃性物質の漏えいを検知した場合には、警報し、かつ、改質装置の運転を自動的に停止するための措置を講ずること。
(10)	吸気、排気ブロアーの異常検知と自動停止措置	改質装置の吸気、排気ブロアーには、設定した運転状態を逸脱した場合には、警報し、かつ、改質装置の運転を自動的に停止するための措置を講ずること。
(11)	外面腐食等を防止する措置	①炭素鋼製配管（保温配管を含む）並びに炭素鋼板にあつては、防錆塗装等による腐食防止措置を行うこと。 ②貯槽（吸着塔を含む）に接続した炭素鋼製配管（保温配管を含む）並びに炭素鋼製貯槽（吸着塔を含む）にあつては、防錆塗装等による腐食防止措置を行うこと。
(12)	安全設計と運転の自動化	改質装置の安全・制御装置は、装置に異常が生じた場合に安全側に作動するものとし、日常の運転操作は自動化すること。
(13)	改質装置の固定	改質装置は、コンクリート基礎上又は堅牢な建造物等に固定すること。

遠隔監視体制の例

1 遠隔監視体制について

(1) 信号の種類

危険物を原料とする改質装置から、以下に示す信号を監視者等へ送信する。

- ① アラーム信号（事前警報）：表にアラーム信号設定値の例を示す。
《次に掲げる要因が発生した場合に、監視者等へ信号を送信》
 - ア 計装空気等の圧力低下
 - イ 改質装置の温度異常
 - ウ 改質装置の圧力異常
 - エ 改質装置原料タンクの液面低下
 - オ 可燃性物質の漏えい
- ② シャットダウン信号：表にシャットダウン信号設定値の例を示す。
《次に掲げる要因が発生した場合に、監視者等へ信号を送信》
 - ア 設定以上の地震動
 - イ 停電の発生
 - ウ 計装空気等の圧力低下
 - エ 改質炉バーナーの失火
 - オ 改質装置の温度異常
 - カ 改質装置の圧力異常
 - キ 改質装置原料タンクの液面低下
 - ク 可燃性物質の漏えい
 - ケ 吸気・排気ブロアー、改質装置エンクロージャー換気装置停止等
- ③ 自動停止異常信号（自動停止が正常に作動しなかった場合の信号）

表 改質装置のアラーム及びシャットダウン信号設定値の例

要因	アラーム信号	シャットダウン信号
設定以上の地震動	--	150 ガル
停電の発生	--	停電発生
計装空気等の圧力低下	0.5MPa	0.4MPa
改質炉バーナーの失火	--	失火信号
改質装置の温度異常 ・改質管表面温度 ・変成器温度	低:730℃、高:930℃ 低:300℃、高:440℃	低:700℃、高:950℃ 低:250℃、高:500℃
改質装置の圧力異常 ・原料圧力	0.85MPa	0.95MPa
改質装置原料タンクの液面低下	10%	5%
可燃性物質の漏えい ・原料危険物蒸気 ・改質炉ガス	LEL の15% 1000ppm	LEL の25% 1500ppm
吸気・排気ブロアー、改質装置 エンクロージャー換気装置停止 等	--	停止信号

※設定値等は、改質装置の設計条件・設備構成に基づき適切に設定する必要があるため、詳細

は個別に決定する必要がある。

(2) 信号の流れ (図1及び図2 Step-1)

改質装置から送信される信号の伝達については、以下のとおり。

Case-1 : 事業者自ら遠隔監視を実施する場合

- ・水素スタンド内の改質装置制御盤から危険物保安監督者および関係従業員(注1)に、2系統の携帯電話網等(注2)により(1)①～③の信号を送信する。

Case-2 : 警備会社等を活用し遠隔監視を実施する場合

- ・水素スタンド内の改質装置制御盤から危険物保安監督者および関係従業員(注1)に、(1)①～③の信号を送信する。
- ・水素スタンド内の改質装置制御盤から警備会社等に、(1)②の一括または個別信号、及び③の信号を送信する。

(注1) : 受信者は保安監督者だけでなく、関係従業員を含む複数名とする。

(注2) : 複数の携帯電話会社の回線網等を使用する。

2 緊急時の対応について

(1) アラーム信号、シャットダウン信号受信時の対応 (図1及び図2 Step-2)

ア アラーム信号を受信した場合

《危険物保安監督者》

- ・駆けつけ準備をする。
- ・アラーム信号の内容を確認し、内容に応じた対応をとる。

イ シャットダウン信号を受信した場合

《危険物保安監督者》

- ・直ちに水素スタンドに駆けつける。
なお、地震情報等により設定以上の地震動が発生したと判断した場合は、信号の有無にかかわらず、駆けつけるものとする。
- ・あらかじめ定めた緊急連絡体制に基づき、関係行政等に異常事態発生を通報する。
- ・従業員に対し、緊急招集連絡を行う。
- ・現場到着後に状況を確認し、必要に応じて手動などの手段にて改質装置を強制停止させる。
- ・駆けつけた従業員を指揮して緊急時対応を行う。

《警備会社等》

- ・直ちに危険物保安監督者に異常信号受信の連絡を実施する。
- ・水素スタンドに駆けつけ、状況を確認し危険物保安監督者へ連絡する。
- ・火災発生時は手動停止ボタンによる緊急運転停止操作等を行う。

(2) 自動停止異常信号受信時の対応 (図1及び図2 Step-3)

自動停止異常信号を受信した場合、(1)イの対応に加え、遠隔操作により改質装置を強制的に停止させる。その方法は以下のいずれかとする。

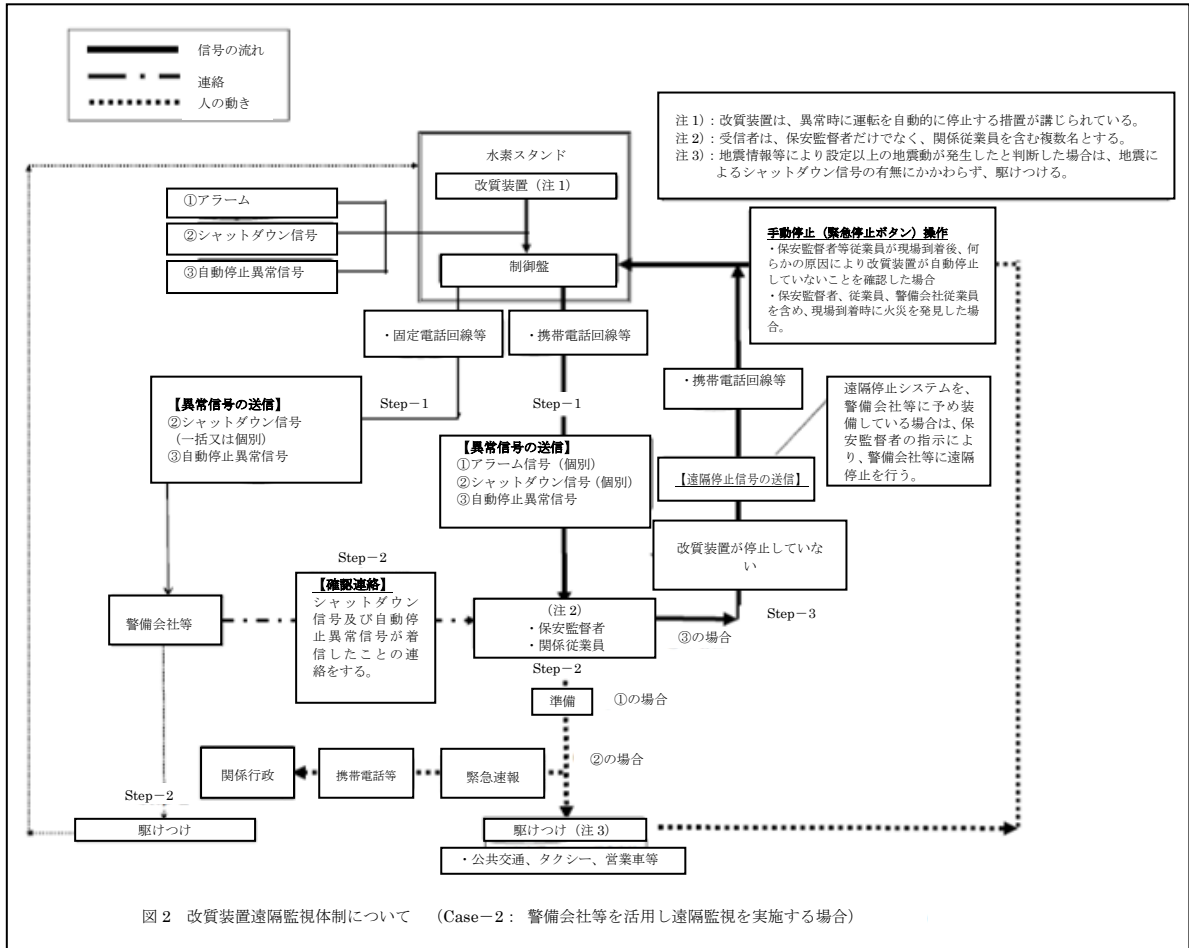
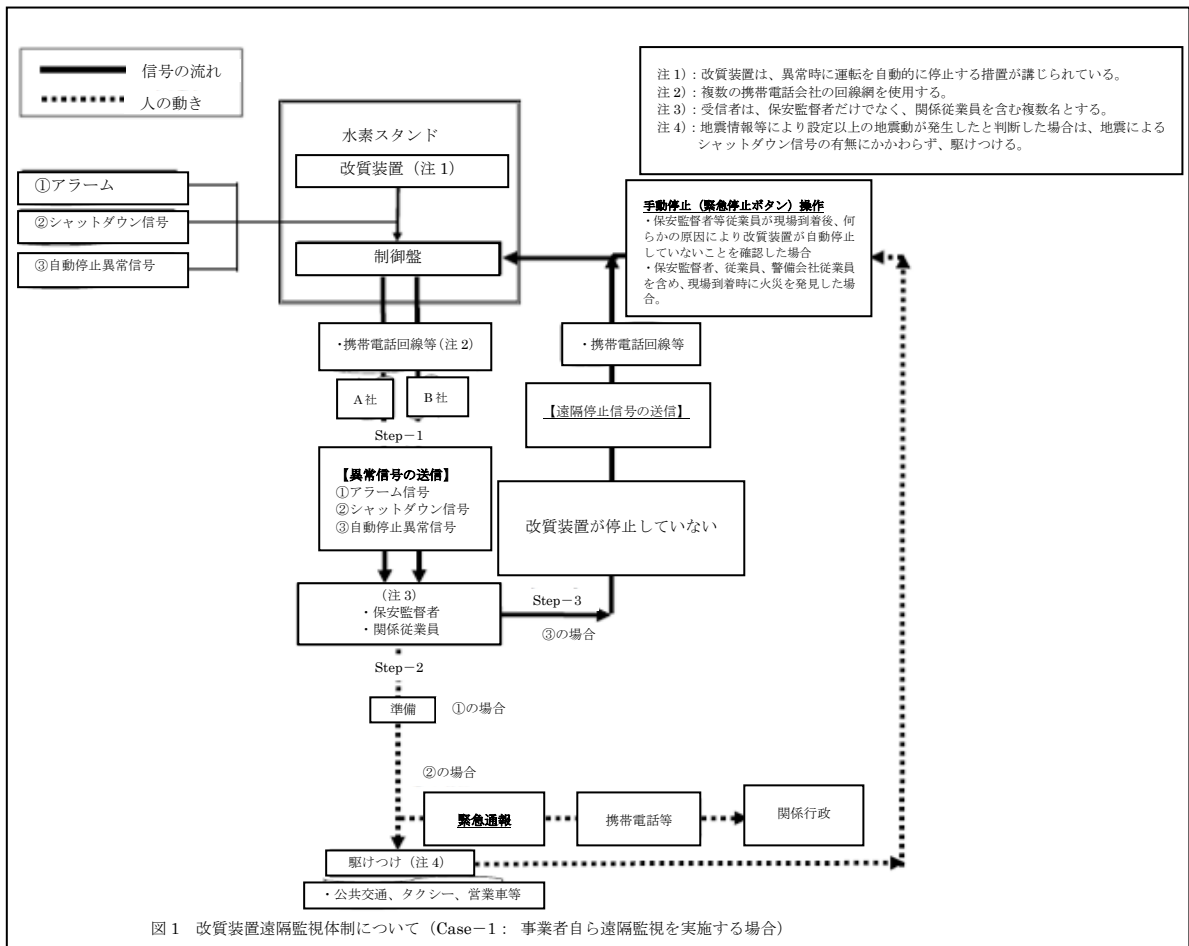
Case-1: 危険物保安監督者が携帯電話回線等を使用し、強制停止信号を送信し装置を停止させる。

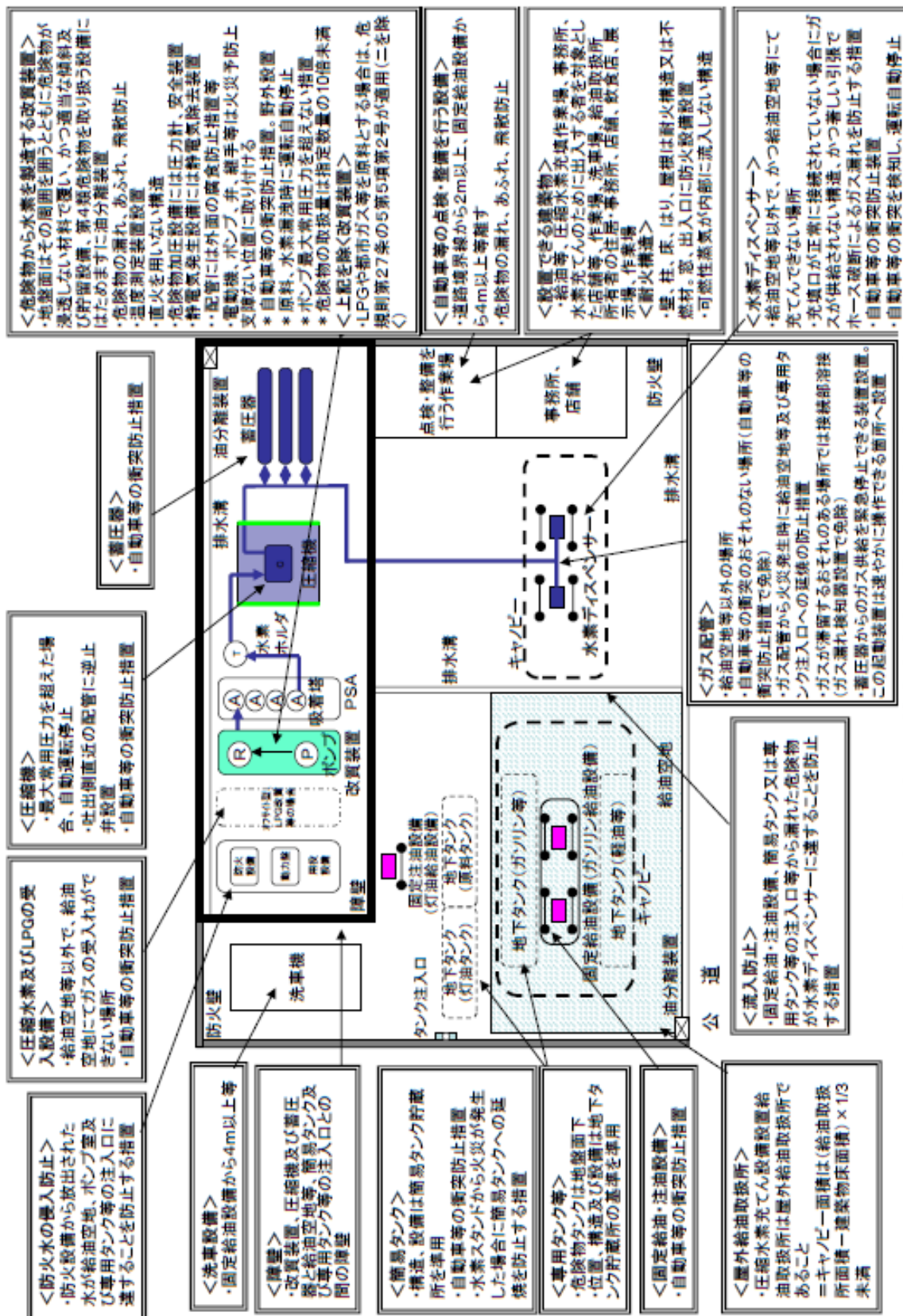
Case-2: 危険物保安監督者の指示により警備会社等が固定電話回線等を使用し、強制停止信号を送信し装置を停止させる。

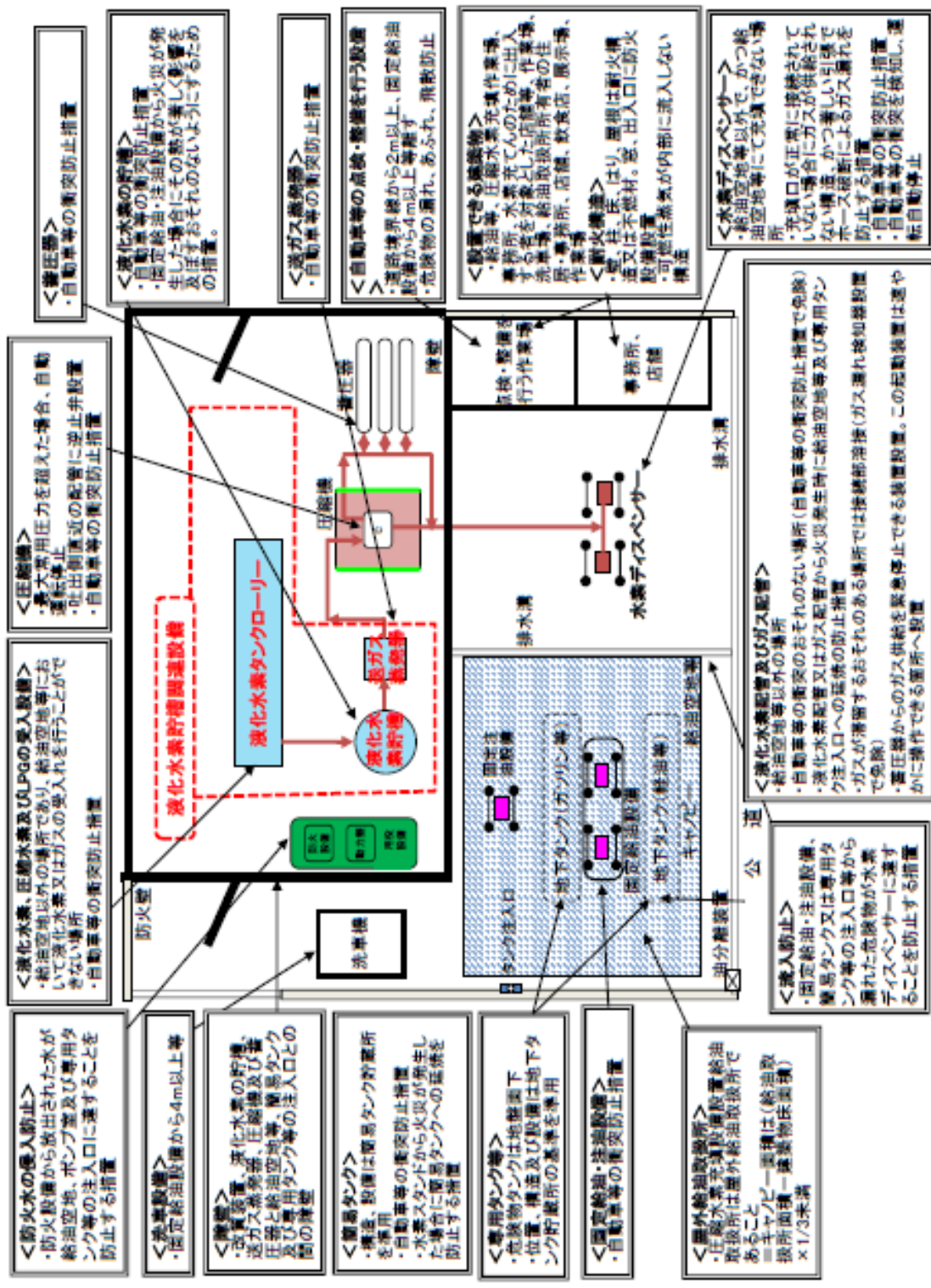
なお、危険物保安監督者が不在の場合に備え、関係従業員の中で予め代行者の順位を定めておくものとする。

3 教育・訓練について

危険物保安監督者は、事故発生時の対応や緊急連絡体制(緊急通報を含む)に関し、必要な計画を立案し訓練を実施するとともに、教育記録を残すものとする。







<防火水の侵入防止>
 ・防火設備から放出された水が給油空地、ポンプ室及び専用タンク等の注入口に達することを防止する措置

<洗車設備>
 ・固定給油設備から4m以上等

<隣接>
 ・洗車設備、液化水素の貯蔵、送ガス蒸気室、圧縮機及び専用タンクと給油空地等、専用タンク及び専用タンク等の注入口との間の隔壁

<専用タンク>
 ・構造、設備は専用タンク貯蔵所を準用
 ・自動車等の衝突防止措置
 ・水素スタンドから火災が発生した場合に専用タンクへの燃焼を防止する措置

<専用タンク等>
 ・危険物タンクは地盤面下
 ・位置、構造及び設備は地下タンク貯蔵所の基準を準用

<固定給油・送油設備>
 ・自動車等の衝突防止措置

<屋外給油設備所>
 ・圧縮水素充填設備設置給油設備所は屋外給油取扱所であること
 ・キャビリー面積は(給油取扱所面積×床面積)×1/3未満

<圧縮機>
 ・最大常用圧力を超えた場合、自動運転停止
 ・吐出側直近の配管に逆止弁設置
 ・自動車等の衝突防止措置

<液化水素貯蔵設備>
 ・自動車等の衝突防止措置
 ・固定給油・注油設備から火災が発生した場合にその影響が著しく影響を及ぼすおそれのないようにするたあめ

<送ガス機設備>
 ・自動車等の衝突防止措置

<自動車等の点検・整備を行う設備>
 ・道路境界線から2m以上、固定給油設備から4m以上等設置
 ・危険物の漏れ、あふれ、飛散防止

<設置できる隣接設備>
 ・給油所、圧縮水素充填作業場、事務所、水素充填のための出入りする者を対象とした店舗等、作業場、洗面所、給油取扱所所有者の住居、事務所、店舗、飲食店、展示場、作業場
<耐水構造>
 ・はり、屋根は耐火構造又は不燃材、窓、出入口に防火設備設置
 ・可燃性蒸気が内部に流入しない構造

<水素ディスプレイセンサー>
 ・給油空地等以外で、かつ給油空地等にて充填できない場所
 ・充填口が正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造、かつ著しい引張でホース破断によるガス漏れを防止する措置
 ・自動車等の衝突防止措置
 ・自動車等の衝突を検知し、運転自動停止

<水素ディスプレイセンサー>
 ・給油空地等以外で、かつ給油空地等にて充填できない場所
 ・充填口が正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造、かつ著しい引張でホース破断によるガス漏れを防止する措置
 ・自動車等の衝突防止措置
 ・自動車等の衝突を検知し、運転自動停止

<圧縮機>
 ・最大常用圧力を超えた場合、自動運転停止
 ・吐出側直近の配管に逆止弁設置
 ・自動車等の衝突防止措置

<液化水素貯蔵設備>
 ・自動車等の衝突防止措置
 ・固定給油・注油設備から火災が発生した場合にその影響が著しく影響を及ぼすおそれのないようにするたあめ

<送ガス機設備>
 ・自動車等の衝突防止措置

<自動車等の点検・整備を行う設備>
 ・道路境界線から2m以上、固定給油設備から4m以上等設置
 ・危険物の漏れ、あふれ、飛散防止

<設置できる隣接設備>
 ・給油所、圧縮水素充填作業場、事務所、水素充填のための出入りする者を対象とした店舗等、作業場、洗面所、給油取扱所所有者の住居、事務所、店舗、飲食店、展示場、作業場
<耐水構造>
 ・はり、屋根は耐火構造又は不燃材、窓、出入口に防火設備設置
 ・可燃性蒸気が内部に流入しない構造

<水素ディスプレイセンサー>
 ・給油空地等以外で、かつ給油空地等にて充填できない場所
 ・充填口が正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造、かつ著しい引張でホース破断によるガス漏れを防止する措置
 ・自動車等の衝突防止措置
 ・自動車等の衝突を検知し、運転自動停止

<水素ディスプレイセンサー>
 ・給油空地等以外で、かつ給油空地等にて充填できない場所
 ・充填口が正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造、かつ著しい引張でホース破断によるガス漏れを防止する措置
 ・自動車等の衝突防止措置
 ・自動車等の衝突を検知し、運転自動停止

液化水素の貯蔵を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所の例

第 8	自家用給油取扱所の特例基準	令 17- 3 - 6
-----	---------------	-------------

1 定義

令第 17 条第 3 項第 6 号の総務省令で定める自家用の給油取扱所は、専ら給油設備によって給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車等(以下この条において「所有者の自動車等」という。)の燃料タンクに直接給油するための危険物を取り扱う取扱所及び給油設備によって給油取扱所の所有者等の自動車等に直接給油するための危険物を取り扱うほか、次に掲げる作業を行う取扱所とする。(規則第 28 条第 1 項)

なお、所有者と車両管理及び給油に関する業務委託契約を締結し、関連会社等の自動車 1 台ごとに所有者が給油カードを発行して、所有者の管理の下に給油を行い、不特定の車両への給油を行わないものである場合は自家用給油取扱所として認められる。

(平成 31 年 4 月 19 日消防危第 8 1 号)

(1) 給油設備からガソリンを当該給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が所有し、管理し、若しくは占有する容器(次号において「所有者等の容器」という。)に詰め替え、又は軽油を当該給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が所有し、管理し、若しくは占有する車両に固定された容量 4000 L 以下のタンク(容量 2000 L を超えるタンクにあっては、その内部を 2000 L 以下ごとに仕切ったものに限る。次号において「所有者等のタンク」という。)に注入する作業。(規則第 28 条の第 1 項第 1 号)

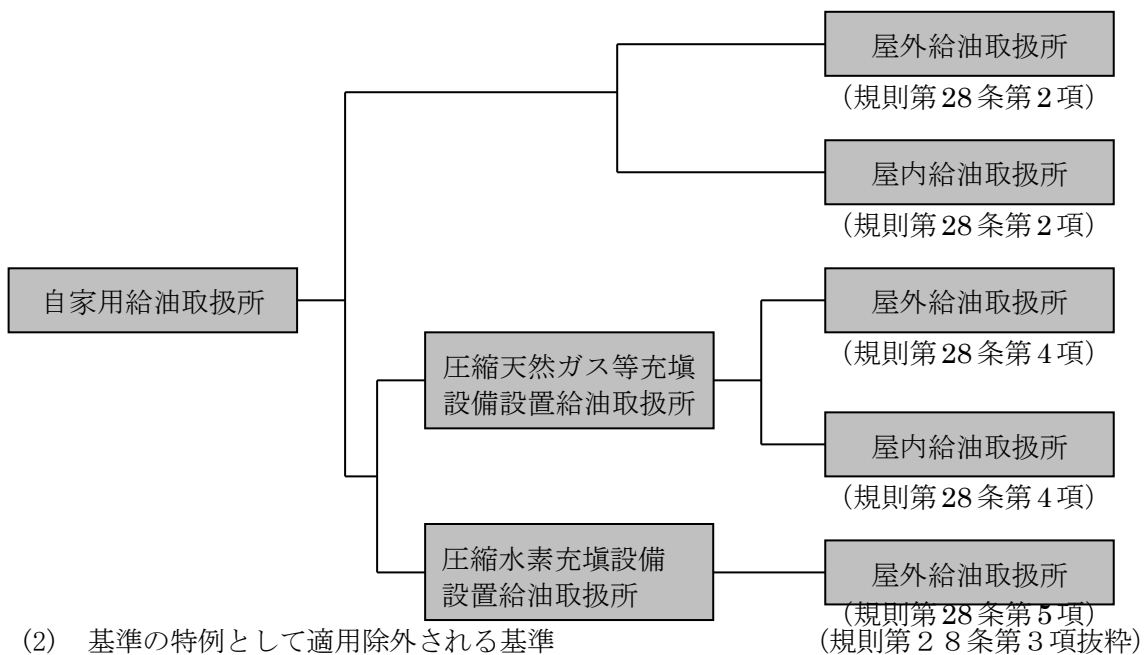
(2) 固定した注油設備から灯油若しくは軽油を当該給油取扱所の所有者等の容器に詰め替え、又は当該給油取扱所の所有者等のタンクに注入する作業。

(規則第 28 条第 1 項第 2 号)

2 基準の特例

自家用給油取扱所に係る令第 17 条第 3 項の規定による同条第 1 項及び第 2 項に掲げる基準の特例は、次のとおりとする。(規則第 28 条第 2 項抜粋)

(1) 形態による区分



(2) 基準の特例として適用除外される基準

(規則第 28 条第 3 項抜粋)

自家用給油取扱所は、政令第17条第1項の屋外給油取扱所の基準並びに第2項の屋内給油取扱所の基準が、それぞれ適用されるが、次の基準については、適用されない。

- ① 間口及び奥行きに関する規定 (政令第17条第1項第2号)
 - ② 簡易タンク設置に係る用途地域制限規定 (政令第17条第1項第7号ただし書き)
 - ③ 給油空地の出入口に関する規定 (規則第24条の14第1号)
- (3) 特例基準 (圧縮天然ガス等を充填するための設備を設けるもの)
(規則第28条第4項抜粋)

自家用給油取扱所 (圧縮天然ガス等を充填するための設備を設けるもの) は、屋外給油取扱所にあつては、規則第27条の3の圧縮天然ガス等充填設備設置屋外給油取扱所の基準並びに屋内給油取扱所にあつては、第27条の4の圧縮天然ガス等充填設備設置屋内給油取扱所の基準が、それぞれ適用される。

- (4) 特例基準 (電気を動力源とする自動車等に水素を充填するための設備を設けるもの)
(規則第28条第5項抜粋)

自家用給油取扱所 (電気を動力源とする自動車等に水素を充填するための設備を設けるもの) は、規則第27条の5の圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準が適用される。

3 形態に応じた特例基準

- (1) 自家用屋外給油取扱所
自家用屋外給油取扱所は、上記2(2)の基準によること。
(規則第28条第2項・第3項抜粋)
- (2) 自家用屋内給油取扱所
自家用屋内給油取扱所は、上記2(2)の基準によること。
(規則第28条第2項・第3項抜粋)
- (3) 圧縮天然ガス等充填設備設置自家用屋外給油取扱所
圧縮天然ガス等充填設備設置自家用屋外給油取扱所は、上記2(3)の基準によること。
(規則第28条第4項抜粋)
- (4) 圧縮天然ガス等充填設備設置自家用屋内給油取扱所
圧縮天然ガス等充填設備設置自家用屋内給油取扱所は、上記2(3)の基準によること。
(規則第28条第4項抜粋)
- (5) 圧縮水素充填設備設置自家用給油取扱所
圧縮水素充填設備設置自家用給油取扱所は、上記2(4)の基準によること。
(規則第28条第5項抜粋)

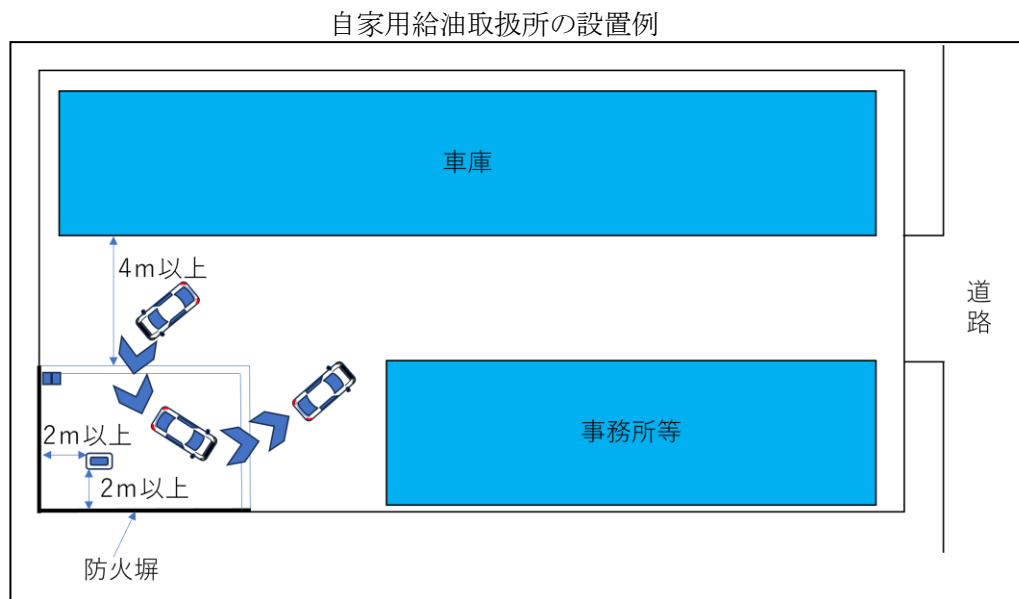
4 留意事項

- (1) 空地
当該空地の設定線は、政令第17条第1項第12号の敷地境界線と同一のものと解されるので、固定給油設備は空地の端から2m以上の間隔とすること。 (***)
- (2) 自動車等の出入りする側
給油取扱所の敷地と建築物とが4m以上離れている場合は、自動車等の出入りする側と見なすことができる。 (***)
- (3) キー式計量機
キー式計量機の設置は、自家用給油取扱所のみ認めることができるものとする。

(***)

- (4) 自家用給油取扱所には、自動車等の暖房用として自動車に設けられた灯油タンクに給油するため又は関係建築物の暖房のため、灯油の専用タンクを設けることができる。

(昭和44年4月24日消防予第133号質疑)



5 工事現場等の屋外自家用給油取扱所

大規模な土地造成又は土砂採取等の現場において、廃車の移動貯蔵タンクから重機等に給油するものであって、火災予防上支障がなく、かつ、次の(1)から(4)まで及び政令第17条第1項第6号に適合するものである場合は、政令第23条を適用し、その設置を認めることができる。

(***)

- (1) 取り扱う危険物は、軽油又は潤滑油とすること。
- (2) 周囲（作業者の出入口を除く。）は、柵等により区画するものとする。
- (3) 第4類の危険物の火災に適應する第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1以上設けること。
- (4) 給油設備は、次によること。
 - ① 給油設備を備えた車両は、道路運送車両法第11条に定める自動車登録番号標を有しないものであること。
 - ② 給油設備は、シャーシフレームに固定されていること。
 - ③ 危険物を収納するタンクの構造及び設備は、政令第15条に定める移動貯蔵タンクの構造及び設備の基準に適合するものであること。ただし、潤滑油を収納する専用タンクにあっては、厚さ3.2mm以上の鋼板で気密につくり、かつ、当該タンクの外面は、錆止めのための塗装をすれば足りるものとする。
 - ④ 潤滑油を収納するタンクの配管の先端には、弁を設けること

- ⑤ 給油のための装置は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするとともに先端に弁を設けた給油ホース及び給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
- ⑥ 給油のための装置のエンジン及びエンジンの排気筒は、危険物を収納するタンクとの間に0.5 m以上間隔を保つこと。
- ⑦ エンジンの排気筒には、引火を防止するための装置を設けること。
- ⑧ 給油設備を備えた車両は、作業車の出入りに支障のない場所に固定し、かつ、接地すること。

第9	メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準 (屋外給油取扱所)	令17-4
----	--	-------

1 用語の定義

メタノール等及びエタノール等を取り扱う給油取扱所とは、第4類のうちメタノール若しくはメタノールを含有するもの（以下「メタノール等」という。）、または第4類のうちエタノール若しくはエタノールを含有するもの（以下「エタノール等」という。）を自動車燃料タンクに直接給油するための取扱所である。

(規則第25条の2第1号イ抜粋) (**)

(1) メタノールを含有するものに関する事項

(平成6年3月25日消防危第28号)

第四類の危険物のうちメタノールを含有するものには、メタノール自動車の燃料として用いられるもののみでなく、メタノール自動車以外の自動車等の燃料として用いられるものも含まれるものであること。

(2) エタノールを含有するものに関する事項

(平成24年1月11日消防危第2号)

令第17条第4項に規定するエタノールを含有するものとは、エタノールを含有する第4類の危険物の総称であり、平成20年3月24日付け消防危第44号で運用基準を示しているE3についても、エタノールを含有するものに含まれるものであること。

また、エタノールを含有するもののうち、「揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)」に規定する規格に適合し、販売されるものについては、当該法律において揮発油と位置付けられるが、改正政令及び改正省令により、当該揮発油を取り扱う給油取扱所については、令第17条第4項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準が適用されるものであること。

(3) ETBEを含有したガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用について

- ① バイオエタノールの一種であるETBE（エチルターシャリーブチルエーテル）をガソリンに混合したものは、令第17条第4項に規定するエタノールを含有するものには含まれないものであること。
- ② 「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格に適合し、販売されているETBEを含有したガソリンについては、第四類第一石油類（消防法別表第一備考第十二号のガソリン）に該当するものであること。

(平成20年3月24日消防危第45号)

- ③ 給油取扱所においてETBEを含有したガソリンの貯蔵・取扱いを行う場合には、通常のガソリンと同様の技術上の基準によるものとする。

2 基準の特例

メタノール等及びエタノール等を取り扱う給油取扱所に係る令第17条第4項の規定による第17条第1項に掲げる基準を超える特例は、以下3～9のとおりとする。

(規則第28条の2抜粋)

3 メタノールを取り扱う専用タンク

メタノールを取り扱う専用タンクを設ける場合には、当該専用タンクの位置、構造及び設備は、次によること。

(規則第28条の2第1項第2号抜粋)

- (1) 専用タンク又はその周囲には、当該タンクからのメタノールの漏れを検知することができる装置を設けること。

ただし、第2編「地下タンク貯蔵所」第18「二重殻タンクの地下タンク貯蔵所」に該当するものはこの限りでないこと。

(規則第28条の2第1項第2号イ抜粋)

なお、メタノールの漏れを検知することができる装置には、次のようなものがある。

(平成6年3月25日消防危第28号 第2-3)

- ① 専用タンクをタンク室に設置する場合に、専用タンクの周囲にメタノールの蒸気を検知する装置又はメタノールの水溶液を検知する装置があること。
- ② 専用タンクをタンク室に設置する場合であって、専用タンクの周囲に液体の危険物の漏れを検査するための管を設ける場合には、当該管にメタノール検知装置を取り付けることができること。

- (2) 専用タンクの注入口

専用タンクの注入口には、弁及び危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備を設けること。

(規則第28条の2第2号ロ抜粋)

なお、当該注入口に設けられる危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備により、注入口にホースが緊結されていないときに当該注入口が閉鎖状態となる場合には、当該注入口に弁を設けないこととして差し支えないこと。

(平成6年3月25日消防危第28号 第2-4)

- (3) 専用タンク等の開口部

メタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクに設ける注入口及び通気管以外の開口部（マンホール、点検口等）にあつては、施錠されている等通常開放できない構造とすること。

(平成6年3月25日消防危第28号 第2-2)

- (4) 専用タンク等の通気管

通気管は、次のとおりとすること。

(平成6年3月25日消防危第28号 第2-5)

- ① メタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクの通気管に設ける引火防止装置は、クリンプトメタル方式のものとする。
- ② メタノールを取り扱う専用タンクの通気管には、可燃性蒸気を回収する設備を設けることが望ましいこと。

- (5) 専用タンクの注入口の周囲の収容設備等

専用タンクの注入口の周囲には、排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備を設けること。

(規則第28条の2第1項第2号ハ)

なお、収容設備等に係る基準については次のとおりであること。

(平成6年3月25日消防危第28号 第2-1(2)ア～オ)

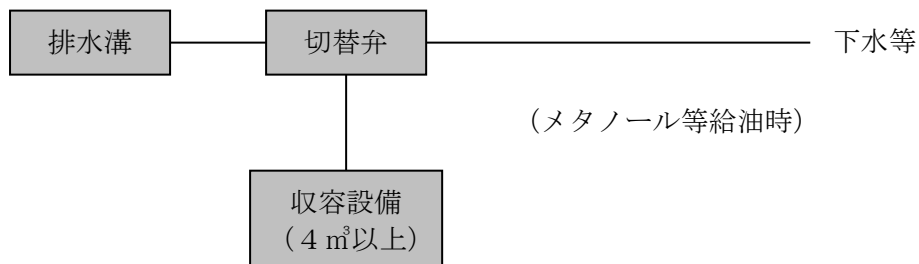
- ① 排水溝

注入口の周囲の排水溝は、次のとおりであること。

ア 注入口の周囲の排水口は、メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に設けること。ただし、当該排水溝に油分離装置を接続する場合にあつては、メタノ

ール等以外の危険物の専用タンクの注入口を含めて設けても差し支えない。（別添図参照）

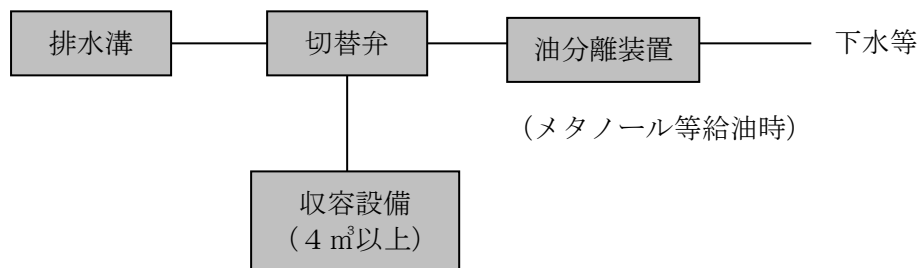
(ア) メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に排水溝を設ける場合



イ 注入口の周囲の排水溝は、移動タンク貯蔵所からのメタノール等の注入時に、当該注入口又は移動タンク貯蔵所の注入ホース若しくは吐出口からのメタノール等が漏れた場合、漏れたメタノール等を収用できるように設けること。

なお、排水溝、切替弁及び4立方メートル以上の収用設備の接続は、次のとおりとすること。（別添図参照）

(イ) メタノール等の専用タンクの注入口及びメタノール等以外の専用タンクの注入口の周囲に排水溝を設ける場合



② 切替弁

切替弁は、次のとおりとすること。

- ア 流れ方向が表示されるものであること。
- イ 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置すること。

③ 収容設備

収容設備は、次のとおりとすること。

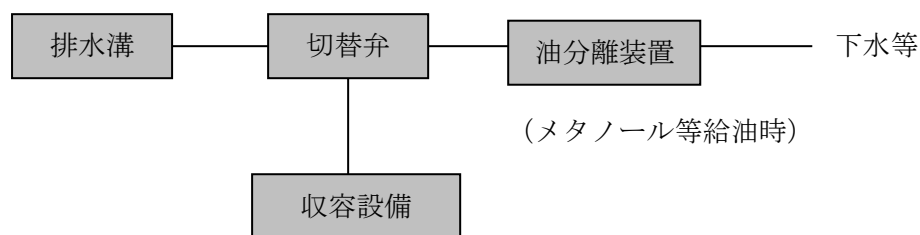
- ア 地盤面下に埋設された鋼製又は強化プラスチック製のタンク等とすること。
- イ 通気管及び収用設備内の危険物等をくみ上げるためのマンホールその他の設備を設けること。

(6) 給油空地等の収容設備等

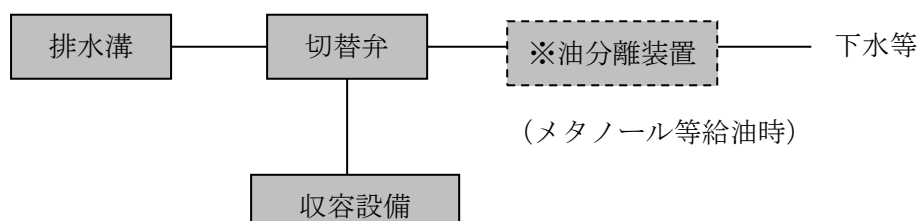
(平成6年3月25日消防危第28号 第2-1(1))

ア 排水溝、油分離装置、切替弁及び漏れた危険物を収容する設備(以下「収容設備」という。)の接続は、次のとおりとすること。(別添図参照)

(ア) 下記(イ)以外の給油取扱所の給油空地及び注油空地(以下「給油空地等」という。)の周囲に排水溝、油分離装置、切替弁及び収容設備を設ける給油取扱所



(イ) メタノール等のみを取り扱う給油取扱所



※当該給油取扱所においても、メタノール等の給油以外の危険物の取扱いがある場合があるため、油分離装置に接続することが望ましいこと。

イ 切替弁は、次のとおりとすること。

(ア) 流れ方向が表示されるものであること。

(イ) 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置すること。

ウ 収容設備は、次のとおりとすること。

(ア) 容量は、100L以上とすること。

(イ) ためます、地盤面下に埋設された鋼製又は強化プラスチック製のタンク等漏れたメタノール等を収容できる構造とすること。

(ウ) 通気管及び収容設備内の危険物等をくみ上げるためのマンホールその他の設備を設けること。

エ 給油空地のうちメタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分と給油空地のうちメタノール等以外の危険物を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分及び注油空地(以下「その他の給油空地等」という。)とにそれぞれ専用の排水溝を設ける場合には、メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分に設ける専用の排水溝には切替弁及び収容設備を設け、その他の給油空地等の周囲に設ける専用の排水溝には油分離装置のみを設けることとしてさしつかえないこと。この場合において、固定給油設備及び灯油用固定注油設備のホース機器は、

それぞれの存する給油空地のうちメタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分又はその他の給油空地等に設けられた専用の排水溝(メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器とメタノール等以外の危険物を取り扱う固定給油設備又は灯油用固定注油設備のホース機器との間に存する部分に限る。)との間に次の距離を保つこと。(別添図参照)

最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長	距離
3 m以下 4 m以下	4 m以上
3 mを超え 4 m以下	5 m以上
4 mを超え 5 m 以下	6 m以上

※ 最大給油ホース全長及び最大注油ホース全長とは、それぞれ危険物の規制に関する政令(以下「政令」という。)第14条第1項第8号イ及び第8号の2ロに定めるものをいうものであること。

(7) 収容設備等の兼用

(5) 注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び容量4立方メートル以上の収容設備は、上記(6)の給油空地等の収容設備と兼ねることができる。(別添図参照)
(平成6年3月25日消防危第28号 第2-2)

(8) 危険物の漏れを防止する構造の地下貯蔵タンクは、設置することができないこと。
(規則第28条の2第1項第2号ニ抜粋)

4 第4類のうちメタノールを含有するものを取り扱う専用タンク

第4類のうちメタノールを含有するものを取り扱う専用タンクを設ける場合には、当該専用タンクの位置、構造及び設備は、次によること。

(規則第28条の2第1項第3号抜粋)

(1) 専用タンク

① 専用タンクの注入口の周囲の収容設備等

専用タンクの注入口の周囲には、排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備を設けること。

(規則第28条の2第1項第2号ハ抜粋)

なお、収容設備等に係る基準は、上記3「メタノールを取り扱う専用タンク」の例によること。

② 危険物の漏れを防止する構造の地下貯蔵タンクは、設置することができないこと。

(規則第28条の2第1項第2号ニ抜粋)

5 メタノールを取り扱う簡易タンク

メタノールを取り扱う簡易タンクを設ける場合には、当該簡易タンクの注入口に弁を設けること。

(規則第28条の2第1項第4号)

6 エタノールを取り扱う専用タンク

エタノールを取り扱う給油取扱所に係る令第17条第4項の規定による同条第1項に掲げる基準を超える特例は、上記の「3 メタノールを取り扱う専用タンク」及び「5 メタノールを取り扱う簡易タンク」の例による。

(規則第28条の2第2項)

なお、上記の「3 メタノールを取り扱う専用タンク」及び「5 メタノールを取り扱う簡

易タンク」の文中「メタノール」を「エタノール」に読み替えて準用すること。

7 第4類のうちエタノールを含有するものを取り扱う専用タンク

第4類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所に係る令第17条第4項の規定による同条第1項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

(規則第28条の2第3項)

- (1) 第4類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う専用タンクの注入口の周囲には、排水溝、切替弁及び漏れた危険物を收容する容量4 m³以上の設備を設けること。ただし、専用タンクの注入口から当該危険物が漏れた場合において危険物が給油空地及び注油空地以外の部分に流出するおそれのない場合にあつては、この限りではない。

(規則第28条の2第3項第1号)

- ① なお、専用タンクの注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び漏れた危険物を收容する容量4立方メートル以上の設備の設置等については、次のとおりとすること。

(平成24年1月11日消防危第2号)

ア 専用タンクの注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び漏れた危険物を收容する容量4立方メートル以上の設備（以下「收容設備等」という。）は、上記2（5）及び(8)の例によること。

イ 規則第28条の2第3項第1号のただし書きに規定する「専用タンクの注入口からエタノールを含有するものが漏れた場合において危険物が給油空地及び注油空地以外の部分に流出するおそれのない場合」とは、専用タンクの注入口からエタノールを含有するものが4000 リットル漏れた場合において、当該危険物に含まれるエタノール量を当該給油取扱所に設置される油分離装置の収容量で除した値が0.6 未満となる場合であること（例えば、エタノールを10%含有するガソリン（以下「E10」という。）を取り扱う給油取扱所に設置される油分離装置の収容量が1200 リットルの場合、4000 リットルの当該危険物に含まれるエタノール量400 リットルを油分離装置の収容量1200 リットルで除した値は約0.3（<0.6）となることから、收容設備等の設置は要しないものであること。）。

- ② 漏えい検知管を設けるものにあつては、当該設備により当該専用タンクから漏れた危険物を検知することが困難な場合には、令第17条第1項第8号イにおいてその例によるものとされる令第13条第3項（漏れ防止構造の地下タンク）の規定は、適用しない。

(規則第28条の2第3項第2号)

E3 及びE10 を取り扱う給油取扱所は、上記7(1)②に定める漏えい検知管により検知することが困難な場合に該当しないため、令第13条第3項（漏れ防止構造の地下タンク）の規定を適用することが可能であること。また、E10 よりも多量にエタノールを含有するガソリンを取り扱う給油取扱所にあつては、個別に確認のうえ判断すること。

なお、検知管にエタノールの漏れを検知することができる装置を設けた給油取扱所は、危険物に含まれるエタノール量に関わらず、当該規定に該当しないものであること。

(平成24年1月11日消防危第2号)

8 消火設備

- (1) メタノールを取り扱う給油取扱所に第四種の消火設備(大型消火器)を設ける場合には、水溶性液体用泡消火薬剤を用いた消火器とすることが望ましいこと。

(平成6年3月25日消防危第28号 第2-6)

(2) E3 及びE10等を取り扱う給油取扱所に設置する消火設備

(平成24年1月11日消防危第2号)

エタノールを含有するもののうち、E3 及びE10 を取り扱う給油取扱所に設置する消火設備については、次のとおりとすること。ただし、E10 よりも多量にエタノールを含有するガソリンを取り扱う給油取扱所にあつては、個別に確認のうえ判断すること。

- ① E3 及びE10 を取り扱う給油取扱所に泡を放射する消火器を設置する場合、当該消火器の泡消火薬剤は、耐アルコール型のものとする。
- ② E10 を取り扱う給油取扱所に設置する第3種の固定式の泡消火設備にたん白泡消火薬剤を用いる場合にあつては、耐アルコール型のものとする。

9 警報設備

メタノールを取り扱う給油取扱所には、メタノールの火災が確認しにくいことから、炎感知器を有する自動火災警報装置を設置することが望ましいこと。

(平成6年3月25日消防危第28号 第2-7)

10 その他

(平成24年1月11日消防危第2号)

(1) エタノール等を貯蔵し、又は取り扱う設備・機器等については、腐食等劣化の状況に留意して日常点検及び定期点検を実施するとともに、異常がみられたとき等には、速やかに修理・交換等を行うこと。特に、エタノール等と直接接するゴム製又はコルク製のパッキン類、強化プラスチック製の地下貯蔵タンクや配管については、念入りに点検を実施し安全性の確認を行うこと。

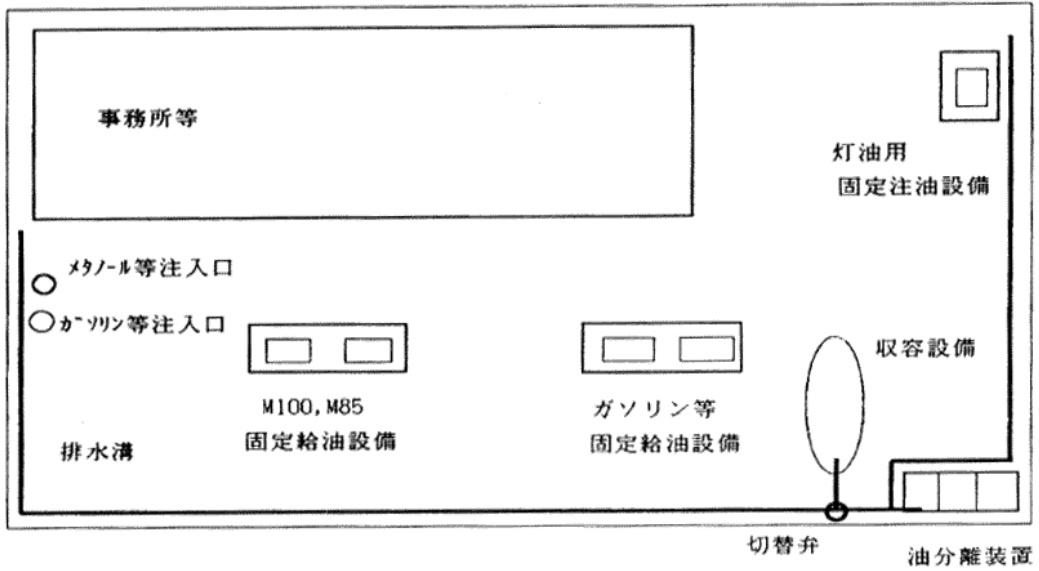
(2) 改正政令及び改正省令の施行に伴い、既設のE3を取り扱う給油取扱所は新たに令第17条第4項の給油取扱所に変更されることとなるため、立入検査等を活用して当該給油取扱所の施設状況を把握した上で、位置、構造及び設備の基準に係る区分を変更すること。

なお、当該位置、構造及び設備の基準に係る区分の変更に伴って、当該給油取扱所の位置、構造及び設備並びに貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名及び指定数量の倍数等に変更が生じることはないことから、当該給油取扱所の所有者等に当該区分の変更に係る届出を行わせる必要はないものであること。

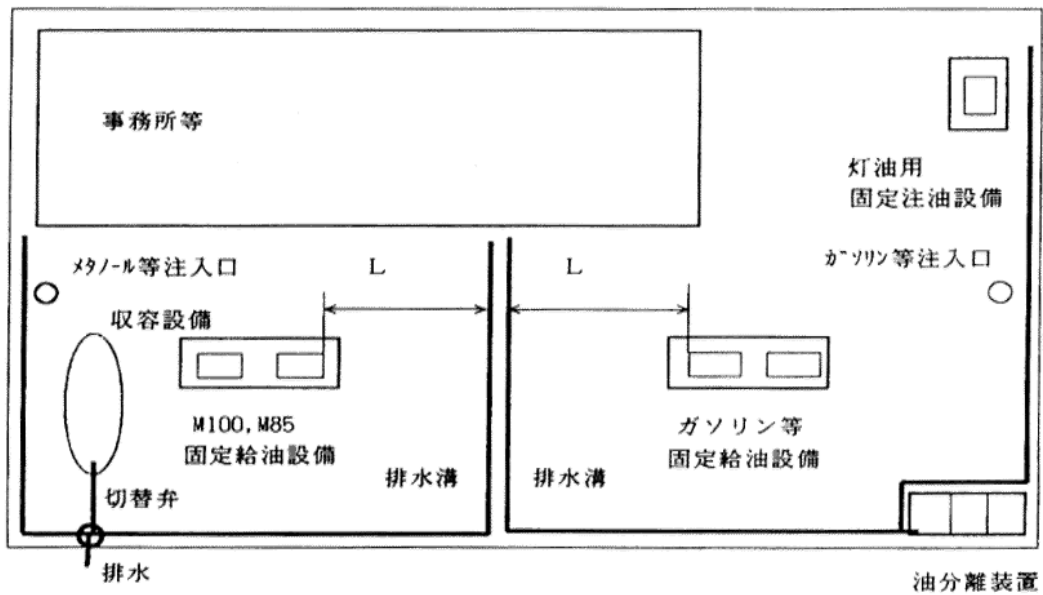
(3) ガソリンとエタノールを混合してエタノールを含有するものを製造する行為について、給油取扱所において行うことは認められないものであること。

別添図 メタノール等を取り扱う給油取扱所における排水溝、切替弁、油分離装置及び収容設備の接続例

a 給油空地等の周囲に排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等と兼用）の例

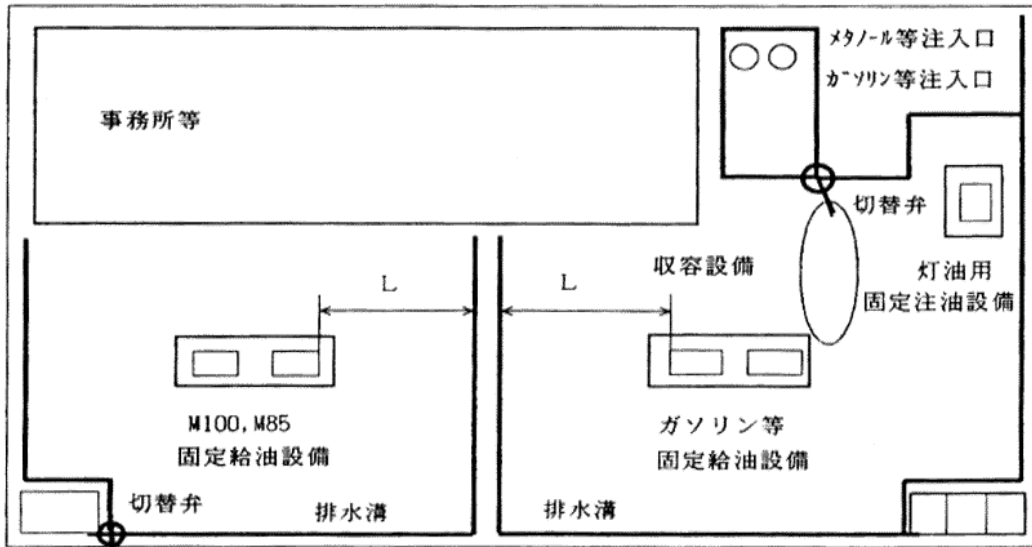


b メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等と兼用）の例



注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

- c メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等を別に設置）の例

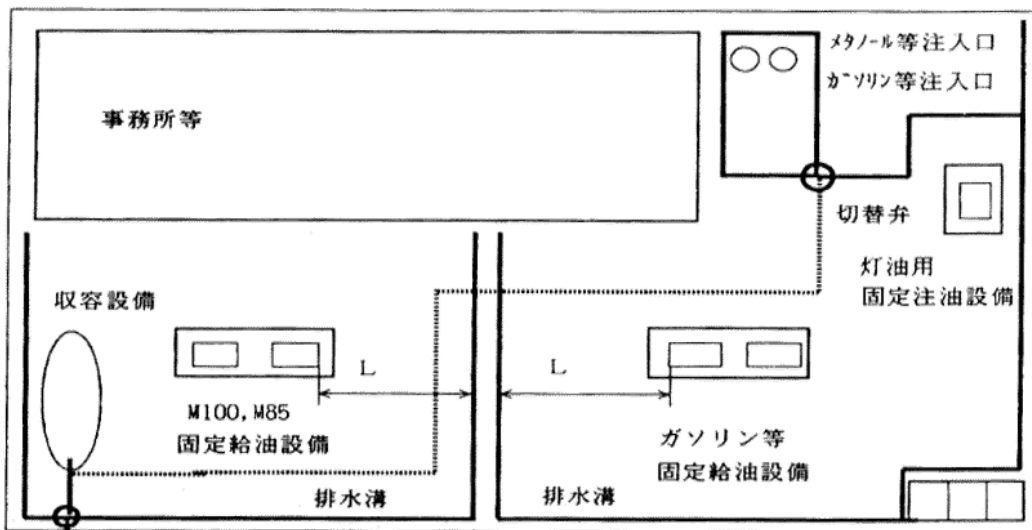


ためます 排水

油分離装置

注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

- d メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る収容設備を兼用）の例



排水 切替弁

油分離装置

注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

第 10	メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準 (屋内給油取扱所)	令 17-4
------	--	--------

1 用語の定義

第 9 「メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の基準の特例（屋外給油取扱所）」 1
用語の定義参照

2 基準の特例

メタノール等及びエタノール等を取り扱う給油取扱所に係る令第 17 条第 4 項の規定による
第 17 条第 2 項（屋内給油取扱所）に掲げる基準を超える特例は、以下のとおりとする。

（規則第 28 条の 2 の 2 抜粋）

3 メタノールを取り扱う専用タンク

メタノールを取り扱う専用タンクを設ける場合には、当該専用タンクの位置、構造及び設備は、規則第 28 条の 2 第 2 号ハの規定の例による（専用タンクの注入口の周囲には、排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量 4 m³メートル以上の設備を設けること。）ほか、次によること。

（規則第 28 条の 2 の 2 第 2 号抜粋）

特例基準

- (1) 専用タンクの周囲には、当該タンクからのメタノールの漏れを検知することができる装置を設けること。

ただし、鋼板製二重殻タンク又は強化プラスチック製二重殻タンクにあつては、この限りでない。 （規則第 28 条の 2 の 2 第 2 号イ抜粋）

なお、メタノールの漏れを検知することができる装置には、第 9 「メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の基準の特例（屋外給油取扱所）」の 3 (1) の例によること。

- (2) 専用タンクの注入口には、弁を設けること。

（規則第 28 条の 2 の 2 第 2 号ロ抜粋）

- (3) 危険物の漏れを防止する構造の地下貯蔵タンクは、設置することができないこと。

（規則第 28 条の 2 の 2 第 2 号ハ抜粋）

- (4) その他

① 第 9 「メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の基準の特例（屋外給油取扱所）」 3 (3) から (7) の基準について準用すること。

② 政令第 17 条第 2 項第 11 号の上部に上階を有する屋内給油取扱所においては、規則第 25 条の 10 第 2 号の設備（危険物漏洩局限化設備）を排水溝及び収容設備とみなすことができるものであること。

（平成 6 年 3 月 25 日消防危第 28 号 第 2-1 (2) カ）

4 第 4 類のうちメタノールを含有するものを取り扱う専用タンク

第 4 類の危険物のうちメタノールを含有するものを取り扱う専用タンクを設ける場合には、当該専用タンクの位置、構造及び設備は、規則第 28 条の 2 第 1 項第 2 号ハ並びに規則第 28 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号ハに適合するものであること。

（規則第 28 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号抜粋）

特例基準

- (1) 専用タンクの注入口の周囲には、排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量 4 m³以上の設備を設けること。

(規則第28条の2第1項第2号ハ抜粋)

なお、収容設備等に係る基準は、第9「メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の基準の特例（屋外給油取扱所）」3(5)～(7)の例によること。

- (2) 危険物の漏れを防止する構造の地下貯蔵タンクは、設置することができないこと。

(規則第28条の2の2第1項第2号ハ抜粋)

5 エタノールを取り扱う専用タンク

エタノールを取り扱う給油取扱所に係る令第十七条第四項の規定による同条第二項に掲げる基準を超える特例は、上記 3「メタノールを取り扱う専用タンク」の例による。

(規則第28条の2の2第2項抜粋)

特例基準

上記 3「メタノールを取り扱う専用タンク」のうち「メタノール」を「エタノール」に読み替えて準用すること。

6 第4類のうちエタノールを含有するものを取り扱う専用タンク

第4類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所に係る令第17条第4項の規定による同条第2項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

(規則第28条の2の2第3項抜粋)

特例基準

- (1) 専用タンクの注入口の周囲の収容設備等

(規則第28条の2の2第3項第1号)

- ① 収容設備等については、第9「メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の基準の特例（屋外給油取扱所）」の7(1)①を準用すること。
- ② 漏えい検知管については、第9「メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の基準の特例（屋外給油取扱所）」の7(1)②を準用すること。

7 消火設備

消火設備については第9「メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の基準の特例（屋外給油取扱所）」の8「消火設備」を準用すること。

8 警報設備

警報設備については第9「メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の基準の特例（屋外給油取扱所）」を準用すること。

9 その他

(平成24年1月11日消防危第2号)

- (1) エタノール等を貯蔵し、又は取り扱う設備・機器等については、腐食等劣化の状況に留意して日常点検及び定期点検を実施するとともに、異常がみられたとき等には、速や

かに修理・交換等を行うこと。特に、エタノール等と直接接するゴム製又はコルク製のパッキン類、強化プラスチック製の地下貯蔵タンクや配管については、念入りに点検を実施し安全性の確認を行うこと。

- (2) 改正政令及び改正省令の施行に伴い、既設のE3を取り扱う給油取扱所は新たに令第17条第4項の給油取扱所に変更されることとなるため、立入検査等を活用して当該給油取扱所の施設状況を把握した上で、位置、構造及び設備の基準に係る区分を変更すること。

なお、当該位置、構造及び設備の基準に係る区分の変更に伴って、当該給油取扱所の位置、構造及び設備並びに貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名及び指定数量の倍数等に変更が生じることはないことから、当該給油取扱所の所有者等に当該区分の変更に係る届出を行わせる必要はないものであること。

- (3) ガソリンとエタノールを混合してエタノールを含有するものを製造する行為について、給油取扱所において行うことは認められないものであること。

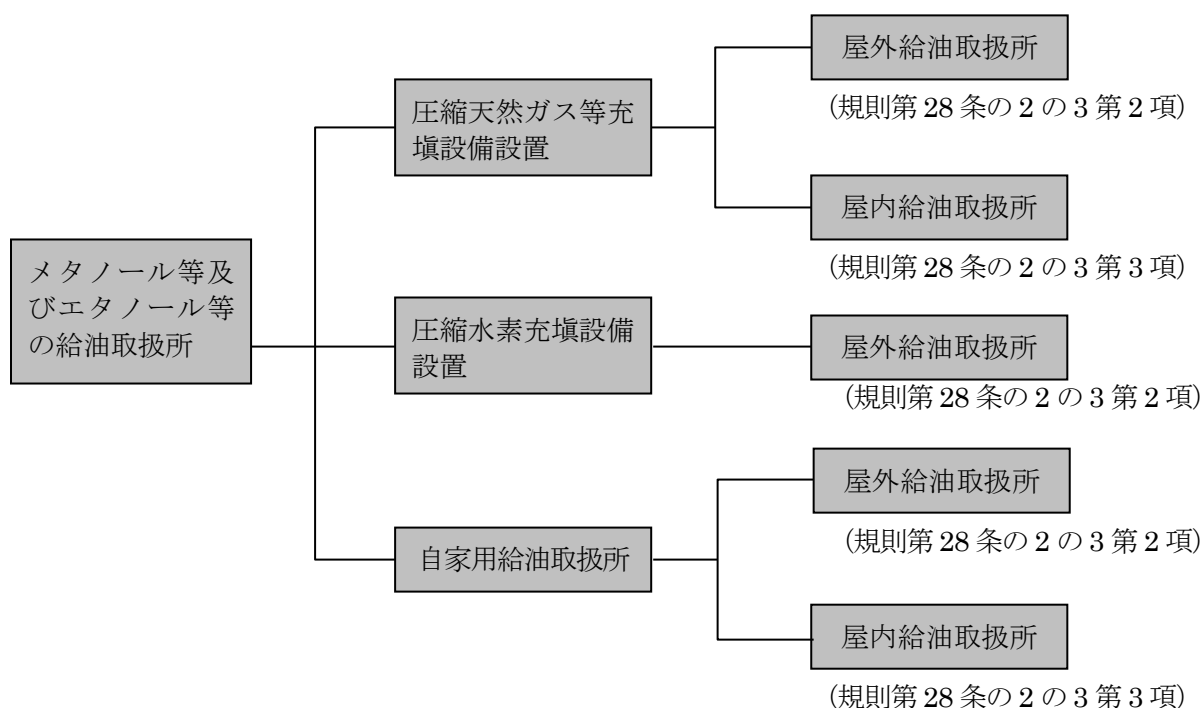
第 11	メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準 (圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所) (圧縮水素充填設備設置給油取扱所) (自家用給油取扱所)	令 17-4
------	--	--------

1 基準の特例

メタノール等及びエタノール等を取り扱う給油取扱所（圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所、圧縮水素充填設備設置給油取扱所及び自家用の給油取扱所に限る。）に係る令第 17 条第 4 項の規定による同条第 3 項（圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所、圧縮水素充填設備設置給油取扱所及び自家用給油取扱所の特例基準）に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

（規則第 28 条の 2 の 3 第 1 項抜粋）

(1) 形態による区分



(2) 特例基準

（規則第 28 条の 2 の 3 第 2 項・3 項抜粋）

- ① メタノール等及びエタノール等の圧縮天然ガス充填設備設置屋外給油取扱所にあつては、『屋外給油取扱所』及び『特殊形態の給油取扱所』のうち「第 5 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例基準（屋外給油取扱所）」、「第 9 メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準（屋外給油取扱所）」の基準に適合すること。
- ② メタノール等及びエタノール等の圧縮水素充填設備設置屋外給油取扱所にあつては、『屋外給油取扱所』及び『特殊形態の給油取扱所』のうち「第 7 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の特例基準（屋外給油取扱所）」、「第 9 メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の（屋外給油取扱所）特例基準」の基準に適合しなければならない。

- ③ メタノール等及びエタノール等の自家用屋外給油取扱所にあつては、『屋外給油取扱所』及び『特殊形態の給油取扱所』のうち「第8 自家用給油取扱所の特例基準」、「第9 メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準（屋外給油取扱所）」の基準に適合すること。
- ④ メタノール等及びエタノール等の圧縮天然ガス充填設備設置屋内給油取扱所にあつては、『屋内給油取扱所』、『特殊形態の給油取扱所』のうち「第6 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例基準（屋内給油取扱所）」及び「第10 メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準（屋内給油取扱所）」の基準に適合すること。
- ⑤ メタノール等及びエタノール等の自家用屋内給油取扱所にあつては、『屋内給油取扱所』、『特殊形態の給油取扱所』のうち「第8 自家用給油取扱所の特例基準」及び「第10 メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準（屋外給油取扱所）」の基準に適合すること。

第 12	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準 (屋外給油取扱所)	令 17-5
------	-------------------------------------	--------

1 定義

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所とは、顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができる給油取扱所である。なお、当該給油取扱所では、顧客にガソリンを容器に詰め替えさせること及び灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることは、行い得ないものであること。

(規則第 28 条の 2 の 4 抜粋) (平成 10 年 3 月 13 日消防危第 25 号抜粋)

2 基準の特例

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る令第 17 条第 5 項の規定による同条第 1 項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。 (規則第 28 条の 2 の 5 抜粋)

- (1) 車両進入する際の見やすい箇所に顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨を表示すること。 (規則第 28 条の 2 の 5 第 1 号抜粋)

この場合の表示方法は、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えないこと。

なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯にはその旨を表示すること。

(平成 10 年 3 月 13 日消防危第 25 号抜粋)

- (2) 顧客に自ら自動車等に給油させるための固定給油設備 (以下「顧客用固定給油設備」という。) の構造及び設備は、次によること。 (規則第 28 条の 2 の 5 第 2 号抜粋)

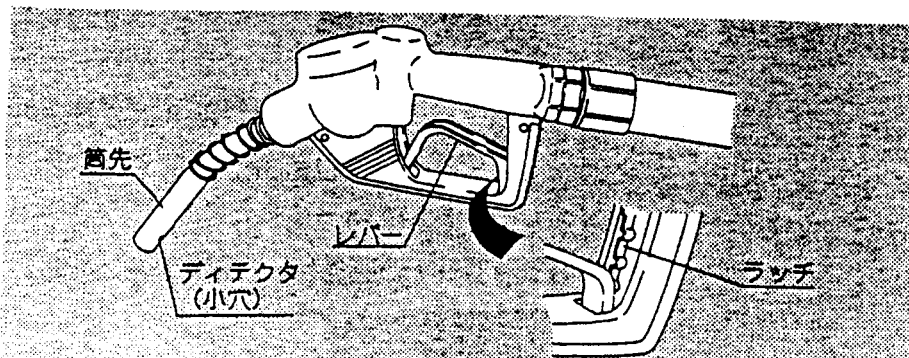
- ① 給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。この場合において、当該手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズル (ラッチオープンノズル) にあつては、次によること。 (規則第 28 条の 2 の 5 第 2 号イ及びロ)

ア 給油作業を開始しようとする場合において、給油ノズルの手動開閉装置が開放状態であるときは、当該手動開閉装置をいったん閉鎖しなければ給油を開始することができない構造のものとする。

イ 給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。

ウ 引火点が 40℃未満の危険物を取り扱うホース機器にあつては、自動車等の燃料タンクに給油するときに放出される可燃性の蒸気を回収する装置を設けること。

ラッチオープンノズルの例



② 引火点が40℃未満の危険物を取り扱う給油ノズルは、給油時に人体に蓄積された静電気を有効に除去することができる構造のものとする。ただし、①ウに規定する可燃性の蒸気を回収する装置を設けた顧客用固定給油設備については、この限りでない。
(規則第28条の2の5第2号ハ)

③ 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとする。また、自動車等の燃料タンク給油口から危険物が噴出した場合において顧客に危険物が飛散しないための措置を講ずること。
(規則第28条の2の5第2号ニ)

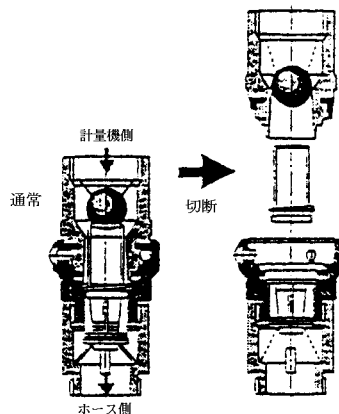
「自動車等の燃料タンク給油口から危険物が噴出した場合において顧客に危険物が飛散しないための措置」とは、スプラッシュガード(ガソリン等が吹きこぼれても人体にかかるのを防ぐためのつば状の部品)を設置すること等が挙げられる。

(平成19年3月16日消防危第61号抜粋)

④ 給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。
(規則第28条の2の5第2号ホ)

構造の具体的な例としては、給油ホースの途中に緊急離脱カップラーを設置するものがある。
(平成10年3月13日消防危第25号抜粋)

緊急離脱カップラーの例



⑤ ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止することができる構造のものとする。
(規則第28条の2の5第2号ヘ)

構造例としては、次のものがある。なお、ガソリン又は軽油いずれかの油種のみを取り扱う顧客用固定給油設備(一の車両停車位置において、異なる油種の給油ができないものに限る。)にあっては、誤給油を有効に防止するための構造を有しているとみなされるものであること。
(平成10年3月13日消防危第25号抜粋)

ア コンタミ防止装置

給油ノズルに設けられた装置等により、車両の燃料タンク内の可燃性蒸気を測定し油種を判定し(ガソリンと軽油の別を判別できれば足りる。)、給油ノズルの油種と一致した場合に給油を開始することができる構造のもの。

イ 油種別ポンプ起動

顧客が要請した油種の給油ポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油を開始することができる構造のもの。

ウ その他

(ア) 監視者が、顧客の要請をインターホーン等を用いて確認し、制御卓で油種設定をする構造のもの。

(イ) 顧客が自ら固定給油設備で油種設定をする構造のもの。

⑥ 1回の連続した給油量及び給油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとする。 (規則第28条の2の5第2号ト)

⑦ 地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造のものとする。 (規則第28条の2の5第2号チ)

なお、地震を感知する感震器は、震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。また、感震器は、顧客用固定給油設備等又は事務所のいずれにも設置することができるものであること。

(平成10年3月13日消防危第25号抜粋)

(3) 顧客に自ら灯油又は軽油を容器に詰め替えさせるための固定注油設備（以下「顧客用固定注油設備」という。）の構造及び設備は、次によること。

(規則第28条の2の5第3号抜粋)

① 注油ホースの先端部に開放状態で固定できない手動開閉装置を備えた注油ノズル（非ラッチオープンノズル）を設けること。 (規則第28条の2の5第3号イ抜粋)

② 注油ノズルは、容器が満量となったときに危険物の注入を自動的に停止する構造のものとする。 (規則第28条の2の5第3号ロ)

「自動的に停止する構造のもの」とは、15L毎分程度以上の吐出量で注油を行った場合に機能するものであり、機能した場合にあっては、注油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び注油を開始することができない構造であること。

(平成10年3月13日消防危第25号抜粋)

③ 1回の連続した注油量及び注油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとする。 (規則第28条の2の5第3号ハ)

④ 地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造のものとする。 (規則第28条の2の5第3号ニ)

なお、感震器の機能等については、上記(2)⑦と同様とすること。

(平成10年3月13日消防危第25号抜粋)

⑤ 注油ノズルは、導電性を確保すること。(可燃性蒸気回収装置を備えているものを除く。) (平成19年3月16日消防危第61号抜粋)

⑥ 注油ノズルには、スプラッシュガード(灯油又は軽油が吹きこぼれても人体にかかるのを防ぐためのつば状の部品)を設置すること。 (***)

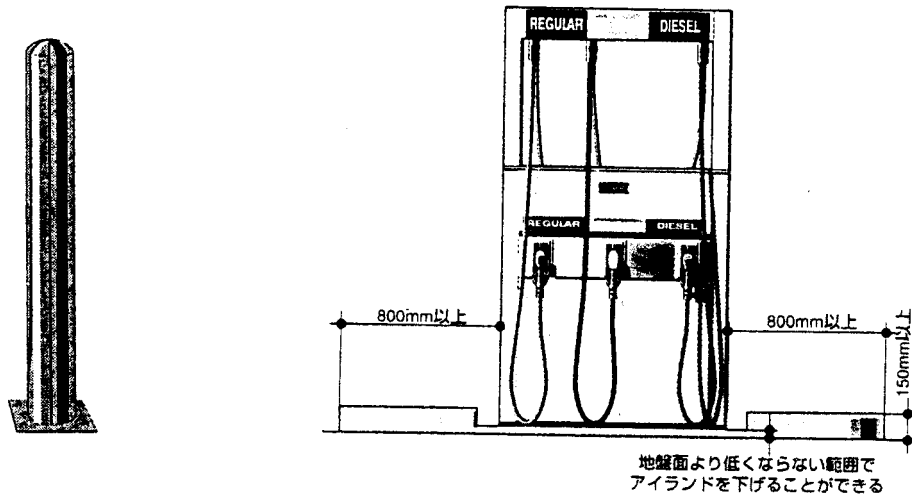
(4) 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、次に定める措置を講ずること。ただし、顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所に当該固定給油設備若しくは固定注油設備又は簡易タンクが設置される場合にあっては、この限りでない。

(規則第28条の2の5第4号抜粋)

① 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。 (規則第28条の2の5第4号イ抜粋)

当該措置としては、車両の進入・退出方向に対し固定給油設備等から緩衝空間が確保されるよう、ガイドポール又は高さ150mm以上のアイランドを設置するものがあること。 (平成10年3月13日消防危第25号抜粋)

ガイドポール又は15cm以上のアイランドの例



- ② 固定給油設備及び固定注油設備には、当該固定給油設備又は固定注油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備及び固定注油設備にあっては、ホース機器。以下同じ。）が転倒した場合において当該固定給油設備及び固定注油設備の配管及びこれらに接続する配管からの危険物の漏洩の拡散を防止するための措置を講ずること。
 （規則第28条の2の5第4号ロ）

当該措置の例としては、次のものがある。

（平成10年3月13日消防危第25号抜粋）

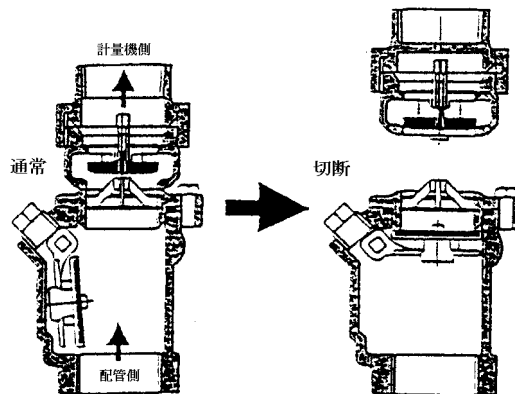
ア 立ち上がり配管遮断弁の設置

一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断する構造のもので、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

イ 立ち上がり配管逆止弁の設置（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備等の場合を除く。）

転倒時にも機能する構造のもので、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

立ち上がり配管遮断弁の構造例



- (5) 固定給油設備及び固定注油設備並びにその周辺には、次に定めるところにより必要な事項を表示すること。
 （規則第28条の2の5第5号抜粋）

- ① 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備には、それぞれ顧客が自ら自動車等に給油することができる固定給油設備又は顧客が自ら危険物を容器に詰め替えることができる固定注油設備である旨を見やすい箇所に表示するとともに、その周囲の地盤面等に自動車等の停止位置又は容器の置き場所等を表示すること。

(規則第28条の2の5第5号イ)

- ② 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備にあつては、その給油ホース等の直近その他の見やすい箇所に、ホース機器等の使用方法及び危険物の品目を表示すること。この場合において、使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」、「静電気除去」等の保安上必要な事項を併せて記載すること。なお、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に記載すること。また、危険物の品目の表示は、次の表の左覧に掲げる取り扱う危険物の種類に応じそれぞれ同表の中欄に定める文字を表示するとともに、文字及び地並びに給油ホース等その他危険物を取り扱うために顧客が使用する設備に彩色を施す場合には、それぞれ同表の右欄に定める色とすること。

(規則第28条の2の5第5号ロ)

(平成24年3月30日付消防危第91号)

取り扱う危険物の種類	文字	色
自動車ガソリン（日本産業規格K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち1号に限る。）	「ハイオクガソリン」 又は「ハイオク」	黄
自動車ガソリン（日本産業規格K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち1号(E)に限る。）	「ハイオクガソリン(E)」 又は「ハイオク(E)」	ピンク
自動車ガソリン（日本産業規格K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち2号に限る。）	「レギュラーガソリン」 又は「レギュラー」	赤
自動車ガソリン（日本産業規格K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち2号(E)に限る。）	「レギュラーガソリン(E)」 又は「レギュラー(E)」	紫
軽油	「軽油」 「プレミアム軽油」	緑 黄緑
灯油	「灯油」	青

- ③ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備以外の固定給油設備又は固定注油設備を設置する場合にあつては、顧客が自ら用いることができない固定給油設備又は固定注油設備である旨を見やすい箇所に表示すること。(規則第28条の2の5第5号ハ)

- (6) 顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を次に定めるところにより設けること。

(規則第28条の2の5第6号抜粋)

- ① 制御卓は、給油取扱所内で、かつ、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。ただし、給油取扱所内で、かつ、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を監視設備により視認できる位置に制御卓を設置する場合にあっては、この限りではない。

(規則第28条の2の5第6号イ)

- ② 給油中の自動車等により顧客用固定給油設備及び固定注油設備の使用状況について制御卓からの直接的な視認が妨げられるおそれのある部分については、制御卓における視認を常時可能とするための監視設備を設けること。(規則第28条の2の5第6号ロ)

- ③ 制御卓には、それぞれの顧客用固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を開始し、及び停止するための制御装置を設けること。

(規則第28条の2の5第6号ハ)

制御装置には、給油等許可スイッチ及び許可解除スイッチ並びに顧客用固定給油設備等の状態の表示装置が必要であること。

なお、顧客用固定給油設備等を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものにあっては、油種設定スイッチを併せて設置すること。

(平成10年3月13日消防危第25号抜粋)

ア 制御卓及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、すべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設けること。

(規則第28条の2の5第6号ニ)

イ 制御卓には、顧客と容易に会話することができる装置を設けるとともに、給油取扱所のすべての顧客に対し必要な指示を行うための放送機器を設けること。

(規則第28条の2の5第6号ホ)

なお、「顧客と容易に会話することができる装置」とは、インターホーンがあること。インターホーンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近傍に設置すること。

また、懸垂式の固定給油設備等にあっては、近傍の壁面等に設置すること。

(平成10年3月13日消防危第25号抜粋)

ウ 制御卓には、固定消火設備の起動装置を設置すること。起動スイッチは透明な蓋で覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時には速やかに操作することができるものであること。(平成10年3月13日消防危第25号抜粋)

エ 制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置して差し支えないこと。この場合、全ての制御卓に、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置すること。

(平成10年3月13日消防危第25号抜粋)

- ④ コンビニエンスストアが併設された顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において、監視者がレジ業務を兼務する場合、監視者その他の従業員とを区別するために異なる制服等を着用する必要はない。(平成31年4月19日消防危第81号)

- (7) 顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器を設ける場合にあっては、次に定めるところによること。(規則第28条の2の5第7号)

- ① 可搬式の制御機器には、それぞれの顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器への危険物の供給を開始し、及び停止するための制御装置を設けること。

(規則第28条の2の5第7号イ)

ア 給油許可（危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること）を行うことができる場所の範囲は、各給油取扱所のレイアウト等を考慮の上、従業者が適切に監視等を行うことができる範囲となるよう設定することが適当であるため、位置に応じて当該機器の給油許可機能を適切に作動させ、又は停止させるためのビーコン等の機器を配置すること。

また、従業者が適切に監視等を行うことができる範囲を設置許可申請書等における添付書類の敷地内配置図に明記すること。

（令和2年3月27日消防危第87号）

（***）

イ 上記アの給油許可を行うことができる場所にいる従業員のみが当該場所に設置されている顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備に対して給油許可を行うことができるようビーコン等の機器を設定すること。

（***）

ウ 給油停止機能は、火災その他災害に際して速やかに作動させること等が必要であることから、（7）①アの範囲を含め、給油空地、注油空地及びその周辺の屋外において作動させることができるようにすること。

（令和2年3月27日消防危第87号）

② 可搬式の制御機器には、全ての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設けること。

（規則第28の2の5第7号ロ）

一斉停止機能は、火災その他災害に際して速やかに作動させること等が必要であることから、（7）①アの範囲を含め、給油空地、注油空地及びその周辺の屋外において作動させることができるようにすること。

（令和2年3月27日消防危第87号）

③ 給油許可等を行う場合の顧客の給油作業等の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍から行うこと。

ただし、次のアからエの要件を満たす場合は、可搬式の制御機器を用いて給油許可を行う場合の顧客自らによる給油作業の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍以外の場所（給油取扱所の敷地内に限る。）から行うこととして差し支えない。

ア 次の機能を有する監視制御装置を設けること

I 次の事項を検知して継続的に監視するとともに、その旨の信号を制御卓及び可搬式の制御機器へ発信する機能

- i 自動車又は原動機付自転車の停車
- ii 給油ノズルを固定給油設備から取る動作
- iii 給油ノズルが給油口に挿入される動作
- iv 給油を行う動作
- v 給油ノズルを固定給油設備に戻す動作

II 次の異常を検知し、その信号を制御卓及び可搬式の制御機器へ発信する機能

- i 自動車又は原動機付自転車が適正な位置に停車されないこと。
- ii 給油ノズルが給油口に挿入される動作に至った後、自動車又は原動機付自転車から顧客が離れること。
- iii 固定給油設備の付近に2人以上の顧客が確認されること。
- iv 固定給油設備の付近に火気があること。

- v 固定給油設備の付近に携行缶及びポリタンクがあること。
- イ 制御卓及び可搬式の制御機器は、次の機能を有すること。
 - I 固定給油設備周辺のカメラ映像を表示できる機能（複数の固定給油設備がある場合は、各固定給油設備のカメラ映像を切替えて表示できる機能）
 - II Iのiの停車又はIのiiからvまでのいずれかの動作を検知した場合には、画面表示により従業員に報知する機能
 - III IIのiからvまでのいずれかの異常を検知した場合は、画面表示及び警報音により従業員に報知し、又は給油を停止する機能
- ウ 固定給油設備の近傍や事務所出入口等の適切な場所に消火器を設置すること。
なお、第5種の消火設備として設置するものと兼用しても差し支えない。
- エ 次の場合に従業員がとるべき措置に関する事項を予防規程に明記するとともに、適切に対応することができる体制等（従業員の配置、掲示物等による顧客への周知等）を整備すること。
 - I 装置及び機器等に異常や故障が発生した場合
 - II 顧客からの呼び出しがあった場合
 - III 事故が発生した場合

（令和2年3月27日消防危第87号）

（令和6年9月24日消防危第279号）

- ④ 下記に関する事項及びそれを踏まえた運営体制について、予防規程又はその関連文書に明記すること。
- ア 可搬式の制御機器は、「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」（平成30年8月20日消防危第154号）の1に掲げる規格等に適合するものとし、肩掛け紐付きカバーやアームバンド等の落下防止措置を講ずること。
 - イ 火災等の災害発生時においては、一斉停止や緊急通報等の応急対応以外での可搬式制御機器の使用は中止し、安全が確保されるまでの間は使用しないこと。
 - ウ 火災発生時に初期消火を迅速に実施できるよう、固定給油設備等の近傍や事務所出入口等の適切な場所に消火器を設置すること。
 - エ 火災等の災害発生時における応急対応を含め、可搬式の制御機器による給油許可を行う上で必要な教育・訓練を実施すること。

（令和2年3月27日消防危第87号）

- ⑤ 可搬式の制御機器を用いて給油許可等を行う場合には、使用する制御機器の機能（給油許可の制御機能及び停止機能等）に係る位置、構造及び設備の技術上の基準への適合性を確認する必要があることから、消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項に基づく変更許可を要するものであること。
- なお、機器の増設等に係る手続きについては、「製造所等において行われる変更工事の取扱基準」に基づき、変更工事の確認届を届け出ること。

（令和2年3月27日消防危第87号）

- ⑥ 給油空地等で使用する携帯型電子機器のうち、防爆構造以外の構造のもので、平成30年8月20日付け消防危第154号通知中の記1に定める規格に適合しない携帯型電子機器については、「給油取扱所における非防爆の携帯情報端末機の使用に係る運用について（通知）」（平成26年11月6日付け消危第2322号）が適用されることに留意すること。

（***）

- (8) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の消火設備は『第3編 消防用設備等の基準Ⅱ 消火設備の基準 「第9-7 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に設置する泡消火設備（パッケージ型固定泡消火設備）」』のとおりとする。

(平成24年3月30日消防危第91号)

第 13	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準 (屋内給油取扱所)	令 17-5
------	-------------------------------------	--------

1 基準の特例

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る令第 17 条第 5 項の規定による同条第 2 項（屋内給油取扱所の基準）に掲げる基準を超える特例は、規則第 28 条の 2 の 5（顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所の特例基準（第 4 号中簡易タンクに係る部分を除く※。））の規定の例によるものとする。

（規則第 28 条の 2 の 6 抜粋）

※屋内給油取扱所において簡易タンクは設置を認められていないため。

- (1) 顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所にあつては、『屋内給油取扱所』及び『特殊形態の給油取扱所』のうち「第 12 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準(屋外給油取扱所)」に適合すること。ただし、第 12 2 (4) のうち簡易タンクに係る部分は除く。

第 14	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準 (圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所) (圧縮水素充填設備設置給油取扱所) (自家用給油取扱所)	令 17-5
------	---	--------

1 基準の特例

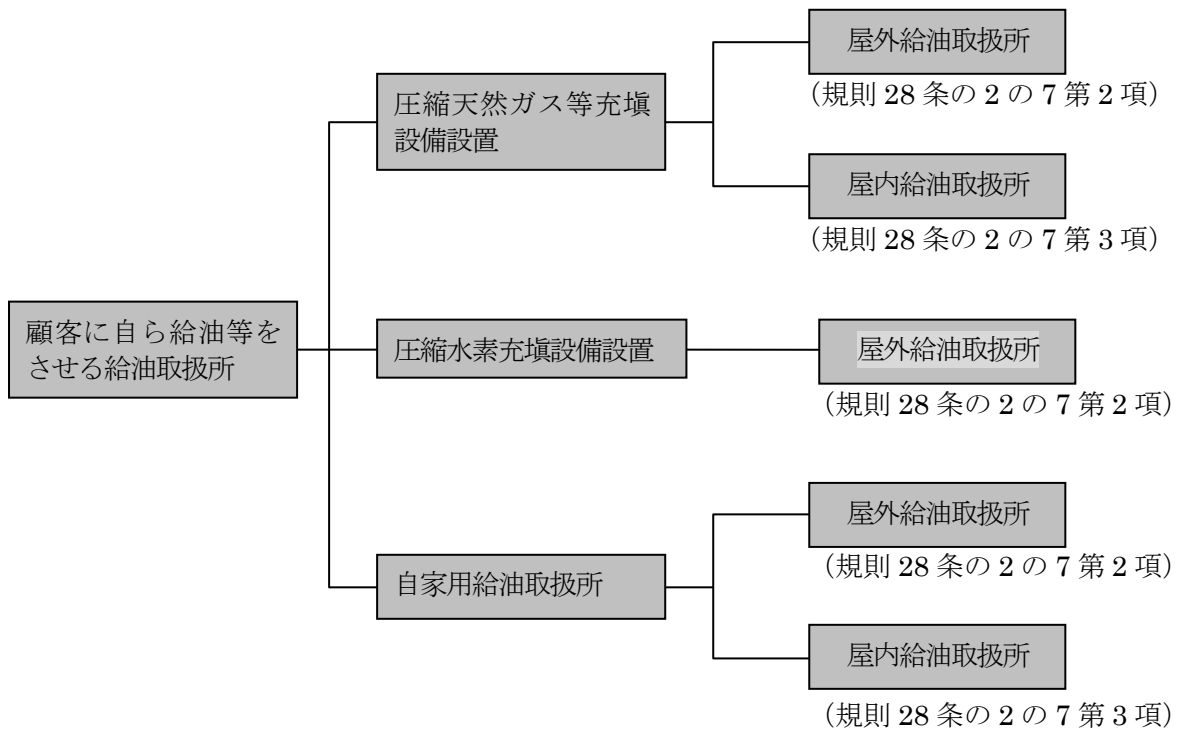
顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所、圧縮水素充填設備設置給油取扱所及び自家用給油取扱所に該当するものに限る。）に係る令第 17 条第 5 項の規定による同条第 3 項（圧縮天然ガス等充填設備、圧縮水素充填設備設置給油取扱所及び自家用給油取扱所の特例基準）に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

（規則第 28 条の 2 の 7 第 1 項抜粋）

なお、顧客に自ら給油等をさせる自家用の給油取扱所とは、レンタカー営業所の構内に設置される自家用の給油取扱所等が想定されるものであること。

（平成10年3月13日消防危第25号 第3-3）

(1) 形態による区分



(2) 特例基準

- ① 顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充填設備設置屋外給油取扱所にあつては、『屋外給油取扱所』及び『特殊形態の給油取扱所』のうち「第 5 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例基準（屋外給油取扱所）」、「第 12 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準（屋外給油取扱所）」に適合すること。ただし、第 12 2 (4) ①の自動車の衝突防止措置については除く（第 5 1 (3) ⑦ウにて自動車の衝

- 突防止措置が定められているため)。
- ② 顧客に自ら給油等をさせる圧縮水素充填設備設置屋外給油取扱所にあつては、『屋外給油取扱所』及び『特殊形態の給油取扱所』のうち「第7 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の特例基準(屋外給油取扱所)」、「第12 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準(屋外給油取扱所)」に適合すること。ただし、第12 2(4)①の自動車の衝突防止措置については除く(第7 2(2)⑫エにて自動車の衝突防止措置が定められているため)。
 - ③ 顧客に自ら給油等をさせる自家用屋外給油取扱所にあつては、『屋外給油取扱所』及び『特殊形態の給油取扱所』のうち「第8 自家用給油取扱所の特例基準」、「第12 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準(屋外給油取扱所)」に適合すること。
 - ④ 顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充填設備設置屋内給油取扱所にあつては、『屋内給油取扱所』及び『特殊形態の給油取扱所』のうち「第6 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例基準(屋内給油取扱所)」及び「第13 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準(屋内給油取扱所)」に適合すること。ただし、第12 2(4)①の自動車の衝突防止措置については除く(第6 1(3)⑩にて自動車の衝突防止措置が定められているため)。
 - ⑤ 顧客に自ら給油等をさせる自家用屋外給油取扱所にあつては、『屋内給油取扱所』及び『特殊形態の給油取扱所』のうち「第8 自家用給油取扱所の特例基準」及び「第13 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準(屋外給油取扱所)」に適合すること。

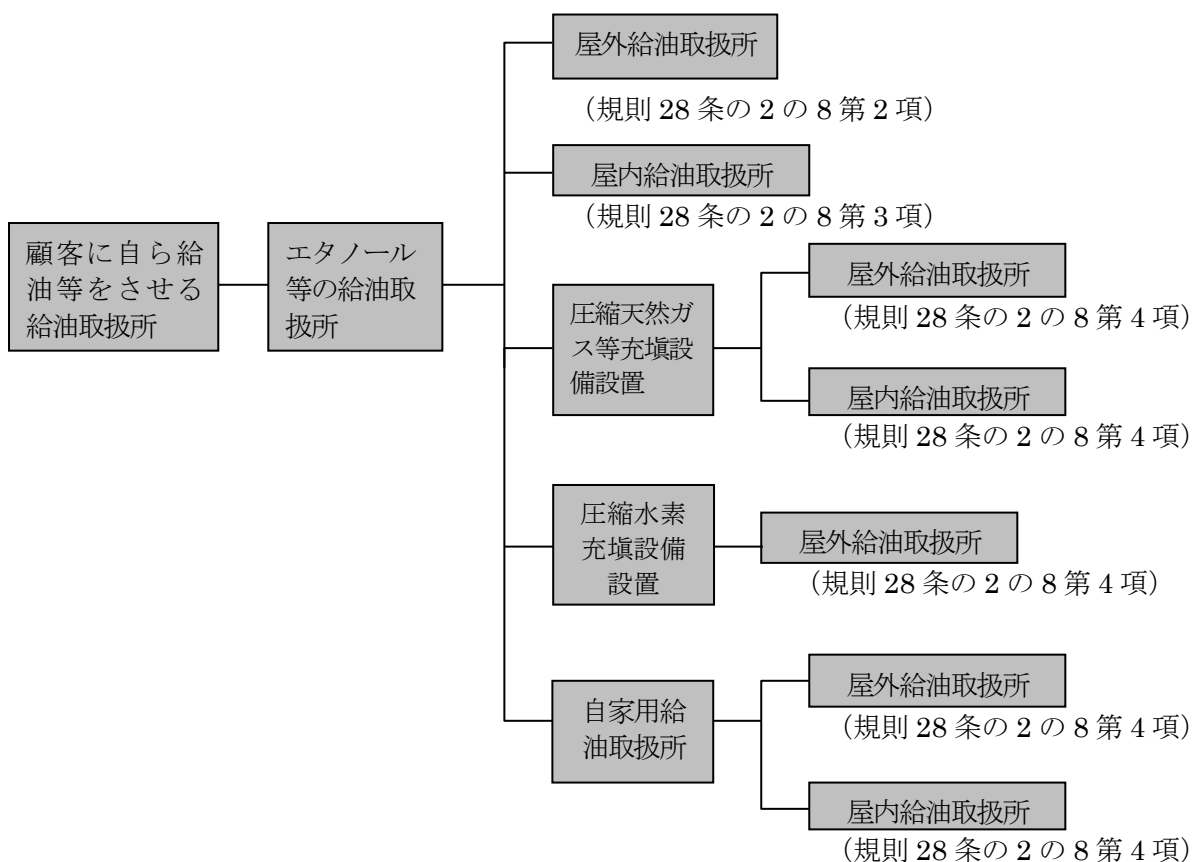
第 1 5	顧客に自ら給油等をさせるエタノール等の給油取扱所の特例基準 (圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所) (圧縮水素充填設備設置給油取扱所) (自家用給油取扱所)	令 17- 5
-------	--	---------

1 基準の特例

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（エタノール等を取り扱う給油取扱所に限る。）に係る令第 1 7 条第 5 項の規定による同条第 4 項（エタノール等給油取扱所の特例基準）に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

（規則第 2 8 条の 2 の 8 第 1 項抜粋）

(1) 形態による区分



(2) 特例基準

（規則第 2 8 条の 2 の 8 第 2 項・第 3 項・第 4 項抜粋）

- ① 顧客に自ら給油等をさせるエタノール等の屋外給油取扱所にあつては、『屋外給油取扱所』及び『特殊形態の給油取扱所』のうち「第 9 メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準（屋外給油取扱所）のうちエタノールに関すること」、「第 1 2 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（屋外給油取扱所）特例基準」に適合すること。
- ② 顧客に自ら給油等をさせるエタノール等の屋内給油取扱所にあつては、『屋内給油取扱所』及び『特殊形態の給油取扱所』のうち「第 1 0 メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準（屋内給油取扱所）のうちエタノールに関すること」及び「第 1 3 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準（屋内給油取扱所）」に適合すること。

- ③ 顧客に自ら給油等をさせるエタノール等の屋外給油取扱所に圧縮天然ガス等充填設備を設置するものにあつては、『屋外給油取扱所』及び『特殊形態の給油取扱所』のうち「第5 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例基準（屋外給油取扱所）」、「第9 メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準（屋外給油取扱所）」のうちエタノールに関すること、「第12 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準（屋外給油取扱所）」に適合すること。ただし、第12 2（4）①の自動車の衝突防止措置については除く（第5 1（3）⑦ウにて自動車の衝突防止措置が定められているため）。
- ④ 顧客に自ら給油等をさせるエタノール等の屋内給油取扱所に圧縮天然ガス等充填設備を設置するものにあつては、『屋内給油取扱所』及び『特殊形態の給油取扱所』のうち「第5 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例基準（屋内給油取扱所）」、「第9 メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準（屋内給油取扱所）」のうちエタノールに関すること、「第13 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準（屋内給油取扱所）」に適合すること。ただし、第13において例とされる第12 2（4）①の自動車の衝突防止措置については除く（第5 1（3）⑦ウにて自動車の衝突防止措置が定められているため）。
- ⑤ 顧客に自ら給油等をさせるエタノール等の屋外給油取扱所に圧縮水素充填設備を設置するものにあつては、『屋外給油取扱所』及び『特殊形態の給油取扱所』のうち「第7 圧縮水素充填設備設置給油取扱所（屋外給油取扱所）」「第9 メタノール等及びエタノール等の給油取扱所（屋外給油取扱所）」の特例基準のうちエタノールに関すること及び「第12 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（屋外給油取扱所）特例基準」に適合すること。ただし、第12 2（4）①の自動車の衝突防止措置については除く（第7 1（3）⑦ウにて自動車の衝突防止措置が定められているため）。
- ⑥ 顧客に自ら給油等をさせるエタノール等の自家用屋外給油取扱所にあつては、『屋外給油取扱所』及び『特殊形態の給油取扱所』のうち「第8 自家用給油取扱所の特例基準」、「第9 メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準（屋外給油取扱所）」のうちエタノールに関すること及び「第12 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準（屋外給油取扱所）」に適合すること。
- ⑦ 顧客に自ら給油等をさせるエタノール等の自家用屋内給油取扱所にあつては、『屋内給油取扱所』及び『特殊給油取扱所』のうち「第8 自家用給油取扱所の特例基準」、「第10 メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準（屋内給油取扱所）」のうちエタノールに関すること及び「第13 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準（屋内給油取扱所）」に適合すること。ただし、第13において例とされる「第12 顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所」の基準のうち、簡易タンクに係る部分は除く。